续性期确辩

特集 バッハオーフェン百年忌記念



バッハオーフェン墓参記

シュミット・昌 子 緒方和子,瀬上拡子 共編 中山そみ,光永洋子

●バッハオーフェン 100 年忌記念写真集●

(書評)

千葉大学教授 江 守 五 夫

昨(1986)年5月、スイスのバーゼルを訪れた日本女性の一行があった。この地に眠るバッハオーフェンの墓を詣でるためだった。それは、1887年11月に72年間の生涯を閉じたバッハオーフェンの百年忌をひかえての墓参であった。バーゼル大学の教授であり裁判官でもあったバッハオーフェンの墓に、日本から、それも中高年の婦人たちが詣でるというのは、一見、奇異に感ぜられることであろう。実は、この御婦人たちは、火の国の熊本で、マルクスの『古代社会ノート』の翻訳などで有名な布村一夫先生の指導のもとに女性史を研究する家族史研究会のメンバーであり、『母権論』の著者バッハオーフェンとは、時間と空間を超えて太い絆で結ばれていたのである。

実際、この研究会の機関誌『女性史研究』は、第3集で「バッハオーフェン『母権論・序説』」、第6集で「『母権論』のために」、第9集で「母権の発見」という特集をくみ、また井上五郎氏の『母権論』の翻訳をはじめ、バッハオーフェン関係の文献の翻訳紹介を随時収録しているのであり、熊木のこの研究会は日本におけるバッハオーフェン研究の中枢の機関といえるのである。

改めて紹介するまでもないことだが、1861年の『母権論』において、父権制に先行して 母権制の社会が存在したとする学説が提唱されたが、この考え方がいかに革新的であった かは、同年に刊行されたメーンの『古代法』で、原始的な社会単位が家父長制家族である と依然論ぜられていたことからも推察されよう。しかも、その著者が古代ローマの"家父 の権"に通暁せるローマ法学者であっただけに、それと対蹠的な"母権"という新しい術 語の採用は、学界に大きな波紋を投げかけずにはおかなかった。そしてすでにアメリカ・ インディアンの母権制の部族を調査していたモルガンが、その著『古代社会』でこの新学 説を実証したのである。布村先生の編訳書『モルガン「古代社会」資料』(共同体社刊) には、欧米のこの2人の盟友の間の興味ぶかい往復書簡が収められている。

さて、このように長年、バッハオーフェンの研究に関わってきた家族史研究会のメンバー4名が、この墓参旅行に現地で協力されたシュミット昌子氏と共に編集されたのが、同研究会の女性史双書第II巻たる『バッハオーフェン墓参記』である。布村先生の序言に始まる本書は多くの写真と共に、家系や年譜を収め、石原通子氏の解説も付せられている。既刊の同双書第I巻の布村一夫著『原始、母性は月であった』と共に、本書はバッハオーフェン研究の記念碑的文献といえよう。ちなみに、本年九月からバーゼルで開かれる百年忌の記念展覧会に本書が飾られるという。熊本の家族史研究会の活躍に心からの敬意を表したい。

『母権論』をめぐって・加納実紀代 2

山川菊栄の戦後をみて・菅谷直子

国際女性学会議参加記・早川紀代 5

奈良戸籍・平安戸籍・壬申戸籍・宮川伴子 9

政略婚·小柴雅子 12

性教育·林 葉子 14

売春禁止法·瀬上拡子 17

堕胎罪・川上秀子 19

山本琴子と『古代社会』の邦訳・緒方和子 22

グリム童話を読みはじめて・立山ちづ子 24

J・S・ミル『女たちの隷従』・小玉稜子

26

フロラ・トリスタン『ロンドン散策』・中山そみ 『バッハオーフェン墓参記』をよんで・早川紀代 『近代岡山の女たち』の中の私の好きな女・富田佐保子 33 28

乱婚伝Ⅲ·卯野木盈二訳

35

母権を学ぶために・寺本千里 36

才 ジ 権·伴 栄子

バッハオーフェンの「地母」は「太母」ではない・光永洋子

ブリフォーにおけるバッハオーフェン・石原通子 45

50

61

母権から父権へⅡ・犬童美子訳 バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集Ⅱ・石塚正英訳 バッハオーフェン一○○年忌記念行事に出席して・シュミット・昌子 56

阿蘇の羽衣・橘 バ ッハオーフェン・母権を発見した男・布村一夫 宏子 100 83

母権と無政府・石塚正英 70

米倉法師·宮山孝子 ハナタレ小僧さま・吉田淑子 見 塚・南 則子 104 102

106

鶴

日本上代の女たち

布村一夫

- I 正倉院籍帳研究史
- II 御野国戸籍における人間関係
- Ⅲ 筑豊戸籍における受田額の分析 正倉院籍帳研究文献目録(宮川伴子編)

上代といっても、8世紀の日本では、人間は「良」と「賤」にわけられている。「良」である貴族階級の女たち、同じ「良」でも斑田農民という直接生産者階級にぞくする女たち、それに「賤」である奴婢すなわち奴隷である女たちのありかたが、くわしく述べられる。一夫一妻婚が神聖なものとして確立しておらず、一夫多妻婚が異世代婚やソロレート婚などとからみあっている。

(予価 1,000円)

女性史双書続刊予告

緒 方 和 子・山本琴子論 ---女性史研究の先駆者---

石 原 通 子・木村駒子をめぐって ——「熊本評論」の女——

中山 そ み・より新しい女たち ——三瓶孝子をめぐって——

光 永 洋 子・田添ユキエ評論集 ----「平民新聞」の女----

林 葉子・「女人芸術」誌をさぐる

女性史研究

バッハオーフェン百年忌記念

22

『母権論』をめぐって

加 納 実紀代

なスペース 「母たち」という映画をみた。映画といっても、しろうと監督による16ミリフィルムで、上映場所も50人も入ればいっぱいという小さ

ものに対してだった。「母」はむずかしい、とくにこの日本においては――。このところずっと、そう思っていたからだ。 を受けて現在獄中にある。つまりこの映画は、獄中の黒川氏が、三菱重工爆破や、未遂に終わったとはいえ、天皇「御召列車」爆破などの「だ いそれた」事件で捕まったあと、彼らの母たちが、息子たちの行為をどのように受止め、どのような思いで生きているかを描いたものだ。 との映画のそうした性格に対するとだわりも、ないわけではなかった。しかしそれ以上に抵抗があったのは、その「母たち」という題名その じつは、この映画には抵抗があった。「母たち」の監督黒川芳正氏は、例の超過激派とされる東アジア反日武装戦線のメンバーで、

史論』、バッハオーフェンの訳者富野の『母権社会史』等々も、たぶんその時期、書店あるいは古本屋で買い求めたのだったと思う。 っとでほとりをかぶっているシュミットの『母権』や、渡部義通『日本母系制の研究』、洞富雄『日本母権制社会の成立』、井上芳郎『古代女性 富野敬照(邦)訳バッハオーフェンの『母権論』を古本屋で買い求めたのは、もう二○数年前、学生時代だったと思う。いま我が書棚のすみ

の、いわゆる「クメールの微笑」の謎を解くには文化人類学の方が面白そうと、文化人類学関係の本をあさっているなかで、たまたまみつけた 知ることによって女性解放のエネルギーを汲み取ろうとした、といえばカッコいいのだが、そうではなかったと思う。たぶん、高校時代からカ 意味など、まるで知らなかった。 ということだろう。だから、当時ちゃんと読んだ記憶はないし、ましてバッハオーフェンの『母権論』がもつ歴史的意義や女性解放にとっての ンボジャのアンコール・ワットに夢中になり東洋史の学生になったものの、漢文ばかり読まされるのにうんざりして、アンコール・トム四面塔 なぜそういう本に関心を持ったのか、いまとなってはよくわからない。高群逸枝のように、かつて女性が輝かしい存在であった歴史的事実を

りェコロジカル・フェミニスト青木やよひ氏に対するマルクス主義フェミニズムに立つ上野千鶴子氏や江原由美子氏の批判を思う とき、 されるエコロジカル・フェミニズムやポスト・近代の主張につながるものが、すでにここで出されている。最近日本のフェミニズム論争、つま いまあらためてとり出して斜め読みしてみると、100年以上前に書かれた『母権論』は、 一定の批判をしながらもマルクスやエンゲルスが評価したというのは、非常におもしろい。 非常に新しい。現在女性解放論のあらたな潮流と

ぎないということだろう。この批判は、バッハオーフェンの『母権論』にも当てはまるのではないか。 「文化」を当てはめることは、従来の男性文化の枠組みにほかならず、そこで女性原理=自然の優位性を主張しても、結局は男の手のうちにす 上野氏や江原氏のエコロジカル・フェミニズム批判は、男性原理対女性原理の2項対立の図式化、そして女性原理に「自然」を、男性原理に

たしかにこの批判には、聞くべきものがある。しかしわたしの『母権論』に対する違和感は、ちがうところにあった。 富野敬邦著『母権社会史』の最後の森戸辰男の跋文を読んでオヤと思い、『母権論』をちゃんと読まないまま毛ぎらい 『母権論』というより

「母は自然的に次代の愛育者であります。だからまた、それは慈悲と平和との権化でもあるのです」

じたのだった。それは結局天皇制の民衆意識への注入であり、国内外での戦争被害を大きくすることにつながっている。 森戸の文章には、 『母権論』をひきながらのとうした母を讃えるととばがあふれていた。わたしはそこに、戦時中の母性讃歌と同じものを感

役割について、まったく無自覚だったことになる。 讃歌氾濫時代に発表したものだとのこと。どおりで、とあらためて納得したのだが、ということは、富野も森戸も、戦中の母性讃歌が果たした 今度あらためて、本誌第3集に書かれた石原通子氏の「富野敬邦氏を偲ぶ」を拝読したら、なんとこの文章は、1940年、まさに戦中の母性 『母権社会史』は、戦後の1952年に刊行されているので、森戸のとの跋文も戦後同時期に書かれたものとばっかり、思い込んでいたが、

認識されないままできていることによる。 「母」はむずかしい、とくに日本では――、とわたしが思うようになったのは、 戦中の母性讃歌と天皇制のつながり、 それが戦後においても

さらに最近、母と天皇をつなげての天皇讃歌が歌われている。

った。 戦線が「母たち」だって?(ヤレヤレ……。しかしさすがに彼らの映画は、そのあたりをふまえ、いわゆる「母もの」ではなかったのは救いだ 供を思う「母心」の広さ深さを讃え、それとのアナロジーで天皇の「大御心」を讃える戦中の天皇讃歌とまったく同じ構図である。これは危険 す。」とれは、埼玉大学助教授長谷川三千子氏の『天皇陛下御在位六○年奉祝国民の集い』(1985年11月)における発言である。とれは、子 深さでもって、私共国民ひとりひとりを本当に深いところでかなしんで下さる方がいらっしゃる。私はそれが天皇陛下であらせられると思いま 「母親とは何かと申しましたならば、これは、子供をかなしむ存在である。……そういう母親のかなしみなど、とても及びもつかない広さと そんなことを考えているところに、映画「母たち」の上映会が催されたのだった。天皇の戦争責任を鋭く告発しているはずの反日武装

によって現在の日本のフェミニズム論争が活性化されることを願っている。 さて、今年はバッハオーフェン没後100年だという。そしてようやく日本でも、 まぼろしの名著『母権論』の全訳がなされるという。それ

山川菊栄の戦後をみて

菅 谷 直 子

とに気がついた。川菊栄の戦後の軌跡をたどってきて、との評価が甚だ一面的であると川菊栄の戦後の軌跡をたどってきて、との評価が甚だ一面的であると山川菊栄は理論の人、文筆家として広く知られている。昨年来、山

った。のすきもない緻密な理論と鋭い論理とで他の追随を許さないものがあめすきもない緻密な理論と鋭い論理とで他の追随を許さないものがあ組合婦人部をめぐる福本派、いわゆる福本イズムとの論争など、一分働ぐる論争、与謝野晶子、平塚らいてうとの母性保護論争、そして労働ぐる論争、与謝野晶子、平塚らいた。伊藤野枝との公娼制度をめった。

あったと思う。すなわち、
のったと思う。すなわち、
のったと思う。

一、戸籍制度の廃止、一切の男女不平等法律の廃止

二、教育と職業の機会均等

三、公娼制度の廃止

(朝鮮人、台湾人)をとわず、一律の最低額を要求すること四、標準生活賃金(最低賃金)制度の要求については性 及び 民 族

六、母性保護(産前産後の保護、妊婦の解雇禁止その他)五、同一労働に対する男女同一賃金率

戦後の山川菊栄はブルジョア民主革命によって得た女性や労働者のる。するとこの三五年間山川菊栄はなにをしていたのだろうか。山川菊栄が敗戦を迎えたのは五五才、亡くなったのが満九○才であとれらは戦後の民主改革のなかでほとんど実現した。

諸権利をいかに定着させ、発展させるか、そのための実践活動に終始

うと思う。

立て『婦人のこえ』(一九五三~六一年)は平和なくして人間の解放はて『婦人のこえ』(一九五三~六一年)は平和なくして人間の解放は協会も草の根民主化運動であった。そして、独立後の反動期に発行し協会も草の根民主化運動であった。そして、独立後の反動期に発行しまた、戦後直ちに平林たい子、神近市子らと共につくった民主婦人

ったといえよう。れる長く、困難な女性解放の戦いのため、広く同志を求める活動であれる長く、困難な女性解放の戦いのため、広く同志を求める活動であれる長く、困難をの解放といわ

山川菊栄の文業は岩波書店刊『山川菊栄集』{全一○巻・別巻一}

理論を実現するためどれほどの人が生涯をかけて戦うだろうか。 山川菊栄の誠実、真摯な生きざまを博物館入りさせてはならないと 戦後女性学者も増えてきた。理論水準も上っている。しかし、その

ビ

国際女性学会議参加記

先生のマーガレット(ニュージランド人)から「私の父方のおじいさ 片的な知識からだった。それは、イギリスの産業革命以後、大勢のア たかった。もうひとつは、アイルランドにたいして私がもっている断 た。二年後の今、私を含めて女たちは何を課題としているのか、しり 加して、私の視野は世界の各地の女たちにむかって三六○ 度 全 開 し の一〇年」最終年の一九八五年にナイロビで開かれたNGO会議に参 はとても私をひきつけた。理由は二つあった。ひとつは、「国連婦人 で開催されるという情報をえたのは、今年の一月頃だった。との情報 メアリ夫人はアイルランド出身の紡績女工だったこと、私の英会話の イルランド人が移民労働者として搾取されてきたことやエンゲルスの 第三回「女性に関する国際的学際会議」がアイルランドのダブリン

> 度その地をふんでみたいと思ったのだった。 メージに「緑の国」のシンボルイメージが、どうもしっくりせず、一

Ш

紀

リン滞在中ずっと私とともにいた。 きった青空が高くひろがっていた。この青空の女神は、一週間のダブ きな初老の運転手は話してくれたが、私が到着した七月五日は、澄み 到着した。いつもは雨模様の日がつづいていると、タクシーの世話好 ロンドンに一泊して、ヒースロー空港から一時間ほどでダブリンに

五ヶ国)が参加して、第二回は一九八四年にオランダで六五〇人の参 ーゲン会議後、一九八一年に第一回会議がイスラエルで六〇〇人(三 った)を含め集まった。との会議は、「国連婦人の一〇年」コペンハ ランド九人、イギリス七二人、カナダ六九人など、アフリカ諸国を含 人、うちアメリカから四〇三人、地元アイルランド八九人、北アイル まっていた。参加者は実行委員会作成の参加者名簿によると 九四二 開会式からはじまり、十日まで、二四○をこえる分科会がぎっしりつ め四八ケ国から、男性(フェミニズムに応える男性主催の分科会もあ 会議は七月五日の夜の実行委員会主催の歓迎レセプション、六日の

5

ンドは大英帝国の植民地としての姿ばかりであった。こうした私のイ 北アイルランドの独立運動のこともあった。私のしっているアイルラ てももの悲しかった」とよくきかされていたととなどであった。また んはアイルランド出身で、皆があつまった席でいつもうたった歌はと

されている。第四回は一九九〇年にニューョークで開催されるととに6 加(四五ケ国)のもとで、それぞれ現地が実行委員会を結成して開催

辺の、低賃金労働であり、 臨時労働が多いことが指摘されている。こう

なったが、常設の事務局はなく、「この指とまれ」方式で開催地を決

めているようである。私たちの「女性史研究交流のつどい」も同じ方

とても柔軟で創造的な組織方法であると思う。 式をとっているが、このやり方は世界の各地で女たちがあみだした。

ぎて、市の中心に位置するダブリン大学トリニティカレッジまで、五り、大きなラクビー競技場の横をとおり、大小のたくさんの教会をすて、サンドオブスター(星の砂)教会前からバスにのって二○分あましいとかかれている白壁の小さなマウントハーバートホテルにとまってメリカのアイルランド観光ガイドブックに、料理はきわめて美味アメリカのアイルランド観光ガイドブックに、料理はきわめて美味

り、また卒業式があったりで賑やかだった。(昼休みに講習に参加し

日間まじめに通った。カレッジはちょうど夏期講習がひらかれていた

史学を研究する者として親しみを感じた。セントパトリックカレッジ近現代史専攻のメアリ・カレンで、同じ歴セントパトリックカレッジ近現代史専攻のメアリ・カレンで、同じ歴あちこち出没する子どもたちの姿をよくみかけた。大会実行委員長は

あげられていたが。

「国連婦人の一〇年」における一連の採択文書、また女性労働に関

(-

会議における報告は、教育、心理学、文学、宗教、

労働、

メディ

女性史、女性学など、学際的学会であるだけに多様であった。と

て、簡単にふれてみたい。題、平和、政治活動、出産の自由、そして女性史に関する報告についとでは一番報告数の多かった労働問題と私が関心をもっている貧困問

まず労働問題について。雇用労働に関しては従来から女性労働は底

問題は日本における一九五〇年代からの論争、欧米における性差別の

した女性労働の分布を性役割分業から説明しようとするのがこの二〇した女性労働の分布を性役割分業から説明しようとするのがこの二〇た女性労働の分布を性役割分業から説明しようとするのがこの二〇た女性労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだって労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだって労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだって労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだって労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだって労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだって労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだって労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだった労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだった労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだった労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだったの労働生活を家庭生活の必要に応じて改革していくという方向がだった。もっとも労働時間の短縮はされなかったのは少し合異な感じがした。もっとも労働時間の短縮はされなかったのは少し合異な感じがした。もっとも労働時間の短縮はされなかったのは少し合異な感じがした。もっとも労働時間の短縮はないなが、

労働に関して、その評価の方法をめぐる報告がいくつかあった。この労働に関して、その評価の方法をめぐる報告がいくつかあった。との内労働におけるものであり、もう一つは家事労働である。今回は第三世界の国々から、とくにアジア諸国からの参加者が少なかったために世界の国々から、とくにアジア諸国からの参加者が少なかったために世界の国々から、とくにアジア諸国からの参加者が少なかったために世界の国々から、とくにアジア諸国からの参加者が少なかったとどまり、家事は関係がある。この不払い労働は二種類あって、一つは農業労働や家い労働がある。この不払い労働に関して、その評価の方法をめぐる報告がいくつかあった。この労働に関して、その評価の方法をめぐる報告がいくつかあった。この労働に関して、その評価の方法をめぐる報告がいくつかあった。この

構造とからんだ一九七○年代からの論争など、なかなか解決のつかな をよびかけた演説であった。カルディコットは大変なアジ テー ター 愛するなら」の制作者であるヘレン・カルディコットの、

労働論争は、マルクスのいうように家事労働が自由な労働の領域とな価を必要とする基盤が変化してきているともいえるのであって、家事わせて労働生活を改革することが提起されている現在は家事労働の評い課題である。が、両性が家庭責任をもつことや家庭生活の必要にあ

不払い労働に関する問題は、資源を提供する発展途上国における公るための、必然的な過程であるようにも思われる。

性の解放の理論的環をなしているのではないかと思う。分配に結合している課題であり、この一○年間に新たに提起された女その労働に値する支払いをうけることへの要求=女性に対する公正な正な分配を求める要求=新国際経済秩序樹立の要求や、とくに女性が

の成人のうち三人に二人が女性であり、貧困者の七五%は女性と子ど七〇年代の後半に貧困家庭(四人家庭で年間所得九〇〇〇ドル以下)対象として最初にとりあげたのはアメリカである。アメリカでは一九対象として最初にとりあげたのはアメリカである。アメリカでは一九貧困の女性化(Seminization of poverty)という現象を女性論の

常におもしろかった。

もであること、母子世帯の貧困、とくに黒人と移民、移民労働者にお

性労働のセグリゲーションなどがあげられていた。女性の貧困はさき計学の方法の欠陥が指摘されたり、現在における貧困の原因として女の会議においては、今まで女性の貧困が看過されてきた理由として統けるそれが指摘され、ついでイギリスでもこの研究がはじまった。こ

トラリアの女医で、日本でも各地で女性たちが上映した「もし地球をった平和研究の発展をよびかけた。また最終日の全体会議も、オースーマは、「平和と女性学」であり、報告者はフェミニズムの視野をもつぎに平和の問題について。今回の会議の第一日目の全体会議のテの不払い労働と関連する課題でもある。

ナイロビ会議でも感じたが、反核における世界的な女性たちの合意で、会場は興奮のるつぼと化した。

現しないという意識がうまれてきているととは確実である。核運動のみならず、戦争状態のもとでは人間の基本的自由、平等は実は、核軍縮であって、核兵器の全面禁止ではない。しかしながら、反

女(生徒)の平和意識の比較研究や反核運動の実践の報告があり、非告もあって、いじめられた先生であった私は、いたく共感した)や男民主主義の実践という意味だろうとうけとった―平和教育だという報扱った報告や、平和教育の実践(学校や教室運営の方法そのものが―扱った報告や、平和教育の実践(学校や教室運営の方法そのものが―

としての課題の結合は、女性史研究そのものがこうした問題を内包しのように深めていったらいいのか、現代における実践課題と研究対象が、歴史学の研究対象として、現代焦眉となっているこの問題を、どっ九七〇年代後半から戦争と女性をめぐる議論が活発になっているの問題を、どかと重たい腰をあげて「戦争と女性と生活」という八回の 連続 講座かと重たい腰をあげて「戦争と女性と生活」という八回の 連続 講座かと重たい腰をあげて「戦争と女性と生活」という八回の 連続 講座かとなに私が所属する東京歴史科学研究会婦人運動史部会では、やっとなに私が所属する東京歴史科学研究会婦人運動史部会では、やっとなに

する分科会に出席した。しかし期待していた分科会であったが、特別史における理論的問題というテーマの分科会、近代の女性運動史に関の歴史を扱った分科会も若干あった。私はオーラルヒストリーと女性女性史に関する分科会は一五程あった。またジェンダーや女性労働

ているのであるが、私にとっては厳しいテーマである。

的傾向にあわせて、でてきているようである。また古典古代におけるり、尼僧など社会史を扱うものが、欧米や日本における歴史家の全体して時代区分としては一七・八世紀、内容は家事奉公人や路上の物売

にとりあげてみたいと思う報告はなかったように思う。全体的傾向と

ちできずいらいらして頭の芯が痛かった。が女性史の分科会で小さな告があり、討論がたえまなくつづいて、私の語学力ではとてもたちうれば意味がないと思っていた。しかし二時間の分科会に四~五つの報係の報告は大変地味であり、分科会の会場も二○人位入れば満杯になギリシャの女性イメージの形成過程をおった報告もあった。女性史関ギリシャの女性イメージの形成過程をおった報告もあった。女性史関

ところではり高川にいて建己されらこうことのようが、イカンで性」の主張を紹介している。しかしそれが自己の身体=生殖を自己決れ、わが国では山川菊栄がマーガレット・サンガー夫人の「自主的母再生産(出産)の自由をめぐる問題は一九世紀後半からとりあげら小さな質問をして、自己満足したのだった。

は好ましい面もあるけれど、私はあまり賛成できない。それが女性へは好ましい面もあるけれど、私はあまり賛成できない。それが女性へであると思うが、当時私はこの意味がほとんど理解できなかった。任関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみた。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみた。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみた。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみた。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみた。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみた。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみた。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみだ。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみた。性関係における対等な男女の関係という問題はさておき、神のみでしる生殖の分野に科学技術が進出することは、不妊の男女にとってぞしる生殖の分野に科学技術が進出することは、不妊の男女にと対しているという問題はないた。

ければとつくづく思うのである。

う。あって、エコロジカルフェミニズムの主張にもなってくる の で あ ろあって、エコロジカルフェミニズムの主張にもなってくる の で あ ろおける両性ならびに文明との調和、人間と自然との調和は同一線上にの子うみの強制となれば尚更のことである。最も自然的な人間関係に

国各地にその記念碑があるということであるが、ダブリン市議会前のアイルランド旅行であった。一九二一年の独立運動の蜂起の場所も全ることも牧草地帯をみたいとバスツアーをしただけで、ダブリンの港をみいくつかの名所旧跡を歩いてみてまわり、半日ダブリンの郊外へぜひダブリンに一週間も滞在しながら、半日、クライストチャーチなどダブリンに一週間も滞在しながら、半日、クライストチャーチなど

それに接しただけであった。

日本の鬼子母神と同じような話もあり、現在も語り部が活躍しているの縁ではなく、不毛の地にはびこる雑草の緑であり、肥沃の地への憧の緑ではなく、不毛の地にはびこる雑草の緑であり、肥沃の地への憧がまだ実現していない)。セント・パトリック祭には必ず緑がはいった洋服を身につけ、緑がすこしでもはいった料理を楽しむのだといがまだ実現していない)。セント・パトリック祭には必ず緑がはいった洋服を身につけ、緑がすこしでもはいった料理を楽しむのだといった洋服を身につけ、緑がすこしでもはいった料理を楽しむの地への憧がしたホテルの売店のおばさんに、なぜ緑がアイルランドのシン

家計を維持したという(分科会報告)。 その名残りなのか、 会場のトれている。しかしながら夫が失業した時、伝統的に妻は物乞いをしてアイルランドではいまだに離婚は認められておらず、中絶も禁止さ

とのととだった。

ロンドンでは看護婦をして三才の女の子を育てている四三才の女性く、断片的なことをならべてしまって申し訳ありません)。性史にふれたいと思っていたが、買いこんできた書籍をみる時間がなして歩いているのにぶつかり、私はびっくりした。(アイルランド女リニティカレッジの中庭に、二く三才位の子をつれた女性が物乞いをリニティカレッジの中庭に、二く三才位の子をつれた女性が物乞いを

の家(アパートメント)に一ケ月間ホームスティし、あと二〇日あま

たてて解体しているのではないかと感じた。 壊しないといわれるが、少しオーバーであるけれども大英帝国は音をとの生活をかいまみて、イギリスは社会保障が充実していて容易に崩との生活をかいまみて、イギリスは社会保障が充実していて容易に崩り、家具、調理道具つきのスタジオフラット(地下にはアラブ系の労り、家具、調理道具つきのスタジオフラット(地下にはアラブ系の労



Ш

保管期限の過ぎた戸籍は政府から反古紙として当時皇后官職所管であた東大寺写経所に払い下げられ、そこで裏側を写経所の事務文書とった東大寺写経所に払い下げられ、そこで裏側を写経所の事務文書との名で収録されているものは、実際は戸籍ではなく「戸口損益帳」での名で収録されているものは、実際は戸籍ではなく「戸口損益帳」での名で収録されているものは、実際は戸籍ではなく「戸口損益帳」であり、また「讃岐国戸籍」「因幡国戸籍」も、計帳あるいは計帳歴名あり、また「讃岐国戸籍」「因幡国戸籍」も、計帳あるいは計帳歴名あり、また「讃岐国戸籍」「因幡国戸籍」も、計帳あるいは計帳歴名あり、また「讃岐国戸籍」も、計帳あるいは計帳歴名の名で収録されている。

奈良戸籍・平安戸籍・壬申戸籍

奈良戸籍

重要なものであった。 ・集計した戸籍はそのための基本台帳となるた。公民一人一人を登録・集計した戸籍はそのための基本台帳となるし、戸毎に課役、班田、徴兵、良賤身分や氏姓の確定などをおこなった主律令の施行によって確立した律令制度は、公民 を 詳細 に把握

れた後、次の造籍に備えて三〇年の間保管されることになっていた。ある。令の規定では戸籍は六年に一度つくられ、各国から中央に送ら現存する奈良時代の戸籍はすべて東大寺の正倉院に伝わったもので

本来戸籍は紙を継ぎ合わせて一つの里を一巻にしたててあったもの本来戸籍は紙を継ぎ合わせて一つの里を一巻にしたててあったもの当に切断されてしまっている。従って同じ戸、あるいは同じ里のものが分断されたまま『大日本古文書』に収録されているものがある。これらを正しく並べなおしたり、接続させるのも重要な作業であって、原本の直接調査や、宮内庁が作成したマイクロフィルム の 検討 から原本の直接調査や、宮内庁が作成したマイクロフィルム の 検討 から原本の直接調査や、宮内庁が作成したマイクロフィルム の 検討 からのであるが、先述のような事情から東大寺写経所で使用される時に、適てを記述した。

成する人数が、平均すると二十数人と発掘調査で検出される竪穴住居 ○)の間実施されていた郷里制下のものであり、里を 構成 する 各戸 れている。下総国戸籍は、霊亀元年(七一五)から天平十二年(七四 戸籍は何等かの理由でその前の浄御原令の書式が残ったのだと考えら のことから、西海道戸籍は大宝令にもとづいて作成されたが、御野国 て統一されているはずの記載様式があまりにも大きく違いすぎる。 るが、御野国戸籍にはこれらがない。又、戸口の記載順序、戸主との る。西海道戸籍には各戸の受田額が記され、全面に国印が押されてい が一行に一人ずつ、全員が氏姓まで記されるのに対し、御野国戸籍は 海道の戸籍は、同じ大宝二年のものである。ところが、西海道の戸籍 五年(七二一)下総国の三つのグループに分けられる。他に延暦四年 前国・豊前国・豊後国(まとめて「西海道戸籍」と呼ばれる)、 養老 一行に三人ずつ記され、氏姓も外部から入籍したもの以外 は省か (七八五) 以降と見られる常陸国戸籍があるが断片である。御野と西 (郷戸)の中に小集団として二、三の房戸が分立している。 現存の奈良時代戸籍は、大きく大宝二年(七〇二)御野国、 (親族名称)、年齢の区分表示も異なっているなど、 政府によっ 郷戸を構 同年筑 ح れ

位となっていたといわれている。の面積からすると多すぎるため、実際にはこの房戸が一家族の生活単

で で で で で が が が が の が の が の が の が の が の の が の の が の の の が の の の が の の の の の の の に し の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。

平安戸籍

はずである。

平安時代に入ると律令制度の弛緩によって班田収授も延喜二年を最 をに行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、または、一人の基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となる造籍だけは、意味を失いつつ後に行われなくなるが、その基礎となるとなる。現存する平台によっている。

奈良時代の戸籍と比べると記載様式も変化がおとり、本来ならば計

家の予算書)が戸籍をもとに作られるようになったためと考えられてになる。とれは、前代には計帳手実をもとに作成されていた大帳(国帳に記されるべき戸口の死亡や逃亡などが各戸の首部に記されるよう

いる。

『類聚三代格』)といった状況になった。現存の戸籍でも、たとえば延籍が多いといわれている。班田農民は庸や調の負担を逃れ、同時に少り、「戸籍の注する所、大略、或戸は一男十女」(延喜二年太政官符、る成年男子の数が非常に少ないのである。この傾向はすでに奈良時代る成年男子の数が非常に少ないのである。この傾向はすでに奈良時代る成年男子の数が非常に少ないのである。この傾向はすでに奈良時代る成年男子の数が非常に少ないのである。との傾向はすでに奈良時代の所籍が多いといわれている。班田農民は庸や調の負担を逃れ、同時に少り、「戸籍の注する所、大略、政策による場合が表現している。近年では、不謀口の二重記載や謀口の隠蔽による偽一般に平安時代の戸籍は、不謀口の二重記載や謀口の隠蔽による偽

すぎるといえよう。とから、平安時代の戸籍が史料的価値が全くないとするのは早計に口の人数は、平均すると五人前後となり、奈良時代の戸籍と大差ないっている。ただ、阿波国、周防国、讃岐国等の戸籍の各戸における課

よる戸籍法が施行されるまで存続した。

は、明治十九年に全面的に改正された後、

明治三十一年の明治民法に

ず、また、各戸とも女の数が男の五倍以上もあるなど不自然さが目だ○才以上の高齢の女が九○人におよぶ一方で子どもがほと ん ど お ら喜二年阿波国戸籍では一一一才の夫と一○三才の妻の夫婦を筆頭に八

11月 万金

は戸籍は全くつくられず、ようやく江戸時代に入ってから、「家数人(一○○四)のものである。その後、荘園制が行われた中世にあってにともないこの制度も崩壊した。現存する最も新しい戸籍は寛弘元年しての全国規模の戸籍が六年に一度作成されていたが、律令制の弛緩個別人身支配を目標とした古代律令制にあっては、その基本台帳と

るものが「家族」であり、これが法律上の「家」となった。壬申戸籍 しい戸主を筆頭とする戸籍に書き換えられた。戸主と戸籍を同じくす を目的としたものであったのに対し、国民を居住地区別に編成し、戸 での「宗門改帳」や明治元年の「京都府戸籍仕法」などが身分的所属 よって編成された戸籍を壬申戸籍と呼んでいる。この戸籍は、それま よる壬申年であったので、その後改正されたものも含め、この法令に 告によって「全国総体ノ戸籍法」を公布し、翌明治五年(一八七二) するようになった。 馬曹上帳」や「宗門改帳」などによって、武士を除く一般領民を把握 各戸籍の筆頭には戸主が記載され、家長となる。戸主が死亡すれば新 から平民まで含めた各個人を「臣民一般」として把握したのである。 内の戸数や戸口の数を調査し、戸籍を作成した。こうして政府は華族 に当たって区の制度が設けられ、各区に戸長及び副戸長がおかれて区 口を記載することにした点で画期的なものであった。これを実施する から六年にかけて全国統一の戸籍が作成された。明治五年が干支年に 明治維新後、明治政府は、明治四年(一八七一)四月四日太政官布

女性史研究第23集(予告)

特集・日本女性史のために(近代篇)

政略低



あるいは無気力にさせられる。その犠牲者は必ず虐げられ、人権を無視され、あるときは抹殺され、であるが、物欲と栄誉欲と征服欲の特別旺盛な人間がいる。そして、いつの時代でも、いづれの国でも、といっても原始の母権時代は別

た。

しく、みにくい時代であった。

一四六七年の応仁の乱以後あたりから下克上の時代となって、力の一四六七年の応仁の乱以後あたりから下克上の時代となって、力の一四六七年の応仁の乱以後あたりから下克上の時代となって、力の

一五六○年、桶狭間の戦いで今川義元を倒し武名がとどろいた織田一五六○年、桶狭間の戦いで今川義元を倒し武名がとどろいた織田を結び、そのしるしとして、自分の娘の徳姫を、「徳川家康」と同盟を結び、そのしるしとして、自分の娘の徳姫を、ぶために、妹お市の方を長政にやることを考えた。長政もまた、南近ぶために、妹お市の方を長政にやることを考えた。長政もまた、南近家康の子信康と、結婚させている。さらに北近江の浅井長政と手を結家康の子信康と、結婚させている。さらに北近江の浅井長政と手を結家康の子信康と、結婚であった。

も滅ぼし着々と勢力を広めた。ついで一五七○年、越前の朝倉義景を信長は、一五六七年に美濃の斎藤竜興を滅ぼし、南近江の六角義賢

で)朝倉を助けて信長を攻撃したため、信長は退却せざるを得なかっ攻めたが、このとき妹婿の浅井長政が(朝倉には恩を受けていたの小、朱、雅、子

と三人の娘は信長におくりかえした。戦を交え大敗させた。長政は小谷の城と運命を共にしたが、お市の方戦を交え大敗させた。長政は小谷の城と運命を共にしたが、お市の方戦力をたて直した信長は家康と連合して、朝倉・浅井軍を姉川で激

河内、丹波をとり、勝家は近江と、浅井からもどされていたお市の方長男の遺児秀信を推挙し、秀吉の論が通る。また領地は秀吉が山城、が、ことで柴田勝家と秀吉が対立する。勝家は三男の信孝を、秀吉は討たれる。その直後、信長の後継者及び領土支配の会議がもたれた一五八二年、信長は本能寺で明智光秀に殺され、光秀は豊臣秀吉に

たのである。 との後との二人の対立は激化し、翌年の賤ケ岳の戦いで、秀吉にたくした。との時、お市の方は夫の死に殉じたが、三人の娘を秀吉にたくし信孝・勝家軍を大敗させ、さらに北の庄の城に追い、 勝家 は 自刃したのである。

を、三人の娘と共にもらうことに決まった。

る。と呼ばれ、秀吉にとって最もよろこばしい男の子をもう ける の であと呼ばれ、秀吉にとって最もよろこばしい男の子をもう ける の であこ人のうちの一ばん姉のおちゃちゃが、秀吉の側室となり淀君

淀君との結婚は政略のための結婚というのではなくて、政略によっ

考えていたかもしれない。 兄の万福丸と、母お市の方の敵であるから、豊臣家の滅亡をひそかに て得た結婚ということが出来る。しかし、淀君にとっては、秀吉は

は

羽柴秀勝に嫁入らせ、これが戦死すると、こんどは、九条左大臣道房 たのを、小牧の戦いで秀吉に対立したからといって離別させ、養子の はないが、三番目のおどうは、尾張の佐治与九郎一成に嫁入らせてい 姻させている。そして生まれたのが家光や干姫である。 のもとに送り、これも病死したので、こんどは徳川家康の子秀忠と婚 二番目のおはつは、みづから望んで京極高次に嫁入りしたので問題

下の礼をとらせようと、自分の妹の旭姫を嫁入りさせている。旭姫は たほうが政略的にとくだと思ったのであろうか。 まで、四十五歳の家康にやっている。家康もまた旭姫をもらっておい そのとき四十四歳、もちろん、結婚しているのをわざわざひきさいて これより先、

一五八六年に秀吉は、

家康と姻戚関係を結ぶことで臣

せるための策略であった。 (十一歳)にこし入れさせている。これは、豊臣方を安心させ油断さ 徳川家康は、一六〇三年に江戸幕府を開いた。 そ の年 の 夏に家康 孫娘の千姫(七歳)を、秀吉の遺言どおり、大阪城の 豊臣 秀頼 六一五年、大阪夏の陣で、夫の秀頼と義母淀君は城と共に自刃す

出来た時代だから、その力を得るためにはどんな非人間的なことも許 戦国時代の政略婚は数えきれない。力さえあればのし上がることの 伊勢の本多忠刻がわからの政略結婚で再嫁した。 政略のための婚姻は当然のことであった。

そして不思議なことは、彼女たちには自由意志などみ とめ られず

るが、千姫はその前日に徳川方に送り帰されている。

千姫はその翌

に 例が多い。柴田勝家とともに自殺したお市の方の場合は、帰るべき実 産は実家にもちかえった。また夫が自刃しても妻は実家に帰ってくる せられながら、実家大事の心根は常にもちつづけていたのである。 下克上の時代の武士の家に育った娘たちは、家父長と同じ権威欲を持 目であったり、実家からの人質として送られる花嫁であったりする。 るため、というのは論をまたないが、あるときは、婚家のスパイ的役 っていたのかもしれない。だから家父長のいわれるままに政略婚をさ また、当時は女にまだ財産権があり、離婚のときは女の持参した財 政略婚の目的が、他を侵略するために両家の結びつきを強固にす 結婚させられながら、婚家よりも実家を大切に思っている。それ

家長の意志で家同志の婚姻がとりきめられてきた。 じられ、妻は夫に絶対服従し、「二夫にまみえず」という定めが庶民 づいているかぎり、結婚は、政略的なものが残り、本人の意志よりも にさえも浸透していった。そしてやはり政略婚がいくつもみられた。 文明開化といってさわいだ明治期も、大正・昭和期も家父長制がつ 江戸時代になると、儒教の影響から「婦人の道徳」というのが重ん 家の信長が既にこの世の人でなかったからであろう。

る。そして、その結婚によって「家」が何らかの利得をうることをひ 親同志がうまく仕込んだ階級別の婚姻、エンゲルスのいう便宜婚であ が、多くの場合が「家」と「家」の結婚による「嫁入り」であって、 そかに期待しているのであるから、やはり政略婚であるといえる。 いまの新しい民法での「両性の合意」の実効化はほんとうにむつか 戦後、新しい憲法下で「婚姻は両性の合意による」と きめら れた

性教育

人は生れてから死ぬまで、男か女かであり、人生とはその性を生きるととである。性は生であり、生は性から逃れることはできない。健なととである。性は生であり、生は性から逃れることはできない。健ないのである。人間らしい性のあり方、憲法によって保証された平等ないのである。人間らしい性のあり方、憲法によって保証された平等ないのである。人間らしい性のあり方、憲法によって保証された平等ないのである。人間らしい性のあり方、憲法によって保証された平等ないのである。人間らしい性のあり方、憲法によって保証された平等ないのである。人間らしい性のあり方、憲法によって保証された平等ないのである。人間らしい性数育である。ともすれば「性器教育」や「性病教育」、昔ながらの「純潔教育」、同性愛者」や「特定人種」への偏見を増長させるような教育になりがちなのを、きびしくいましへの偏見を増長させるような教育になりがちなのを、きびしくいましめなければならない。「性への無知は、生きる値うちへの無知にもつめなければならない。「性への無知は、生きる値うちへの無知にもつめなければならない。「性への無知は、生きる値うちへの無知にもつめなければならない。「性への無知は、生きる値うちへの性を生きるがわればならない。「性への無知は、生きる値うちへの無知にもつめなければならない。

を持ち、望まない妊娠は絶対にさけなければならないである。――子供の発達と教育』第五巻)のである。性行為には最後まで責任からといって思春期の発達は性だけにあるので は ない」(『岩波講座からといって思春期の発達は性だけにあるので は ない」(『岩波講座なかで迎えられる。「性の問題をぬきにして思春期の発達はない。だなかで迎えられる。「性の問題をぬきにして思春期の発達はない。だいので、壁様にの発達はもっともおくれて思春期身体各部の発達のなかで、性機能の発達はもっともおくれて思春期

人種差別をなくし、

家父長制の意識の根強く残っている社会では、性差別、身分差別、

民主主義を実践する生き方を学ぶことが、基本の

ての本当に幸せな性の成長を願って、性教育として進めたい。や職場での役割分担は、性別でするものではないことを、子供にとっ学習である。女の性は男に奉仕するためにあるのではないこと、家庭

林

が女を抑圧するためにつくりだした仕組みのかなめをなしている」と せねばならない。殊に妊む性を持つ女は、性的自立なしには、自立も してどう生きてゆくかを考え、自分の身体の主人としての第一歩とさ にふり廻されない力を持たせたい。精通、初潮では一人前の男、女と の起るまえに指導し、マスコミやマンガ本などからの、ゆがんだ性情 でであろう。性の成熟への個人差は大きいが、性に関する心身の変化 潮)のあらわれる九、十才とろから、成熟へむかう十六、七才とろま 期は、なんといっても性のめざめの、第二次性徴(男の精通と女の初 はそのための著書や絵本も出版されているが、その山ともなるべき時 女性解放の基本である。経口避妊薬ピルが、やっと日本でも解禁にな 後悔なしに、自由に出産を計画することが出来るようになることは、 必要である。避妊法の普及と妊娠中絶の合法化によって、女が恐れや ボワールが書いている。相手にたいし避妊を主張できる強い精神力が 解放もない。「避妊は『どう生きるか』と同義語だ」と北沢杏子氏は 『妊娠中絶裁判』(ショワジール会編)の序に、シモーヌ・ド・ボー 『とんにちは! 性教育』で言い、「妊娠中絶に関する法律は、社会 性教育をはじめる時期は、もの心のつく幼児期からといわれ、近頃 て行なえば「堕胎罪」に問われる。排卵剤を使えば多胎になり易いこ

たかにみえた「性の自由化」とは、あらゆる性の束縛から解放される

られた新薬の第一号が避妊薬であった(同前)のである。身体にそれ 四年四月二九日に戦後新薬第一号として……許可された。わが国で造 和二四年一月二四日に公布された。「またわが国の避妊薬は、昭和一 クソロジーことはじめ』「同朋」誌一九八六年四月)。 優生保護法は昭 妊薬』を公認するという……画期的法律を制定した」(石浜淳美『セ …人工中絶を認めた『優生保護法』と、それまで禁止されていた『避 を普及させることによって、妊娠中絶を皆無に近づけたい。我が国で と言っている。一〇〇パーセント安全な避妊法はまだないが、避妊法 ら帰国したハンマン緋紗子氏は、自ら考案して使い易くしたペッサリ 著作集七『革命はつづく』)とある。 また 一四年間暮らしたドイツか の他の産制具に次第にとって代るようになった」(エドガー・スノー 後は中国で開発された二十二日間服用の経口避妊薬が、避妊リングそ は十一週(最終月経の開始日を0として、次の日から一日目、二日目 ほど大きな害を受けずに、そうはや吸引法による中絶を受けられるの は「進駐軍兵士と日本女性との間に子どもが生れることを危惧して… カーに文句をいうべきです」(全国婦人新聞一九八七年九月三〇日) よびかけ、「自分の身体のことよ。避妊具でも、もっとどしどしメー ーを売り出し、「ドイツではまたペッサリーが見直されています」と では「経口避妊薬の実験は一九六四(昭和三九)年に開始され、 りそうで、避妊のための大きな選択枝の増えることは喜ばしい。 お産かそれ以上の苦しみで産み落とし、産後の安静も必要となり、 と数える)までで、それをすぎると人工的に陣痛をおこして、普通の 二四週を越すと、現在の法律では人工中絶は認められず、 町、村)役所に死産届けが必要となり、火葬埋葬許可証が渡さ あえ その 中国 市

なる」とか、長く反対の声が強かったが、近頃ようやくその声は弱ま と山本宣治は『性と社会』一九二五年九月号に書いている。子供の性 が不十分だというのである。一九七○年代にアメリカで頂点をきわめ **妊まで教えるのはゆきすぎだ、それではすべてを許可奨励することに** る。性教育については「眠っている子を起こすことはない」とか「避 いたりして、実践的な運動を展開している北沢杏子氏は、 その 著書 第一回の会合を今年七月二四、二五日の二日間、東京の私学会館で開 教育に関して約八十点のスライド、 ビデオ、 TP、 掛図、 図書があ を管理したり、一方的に押しつけたりすることではないのである。件 ばぬ先の杖としての役目を果し得たならば、存外の幸ひ で あらう。」 できぬ。ただ其は自身の望む方向に安全に且速かに赴けるやうに、転 せ、最後には、自分自身の性を選択させるために、充分な時間がほし んして、人生につまづく子供等も多くなっているのに、学校での指導 能の早熟化現象が著しい。それに加えて商品化された性情報がはんら っているのに引きかえ、児童生徒の体位は目覚ましく向上し、生殖機 りしていた明治の頃とくらべても、今は結婚年令が十年以上も高くな って、性教育必要の声が高まってきた。それは女が十五、六才で嫁入 り、多くの賞も受け、「性を語る会」を発足させてその代表となり、 い。「性教育を与へても必ず同一方向に人が赴く事を強制することは スが起すトラブルにもスポットをあて、原因と予防、対策を考え さ 科学的に指導し、次に社会的に人と人との関係としての性を、セック その予防にはコンドームが必要なこと、性病のこわさ等、人体の性を と、胎児診断が出来ても胎児治療はむつかしいこと、エイズのこと、 『とんにちは! 性教育』に、中学二年から避妊を教えると書いてい

年ほど前に、私が在職していた学校で、高三のM子が妊娠しているの 初のエイズ女性患者が確認され三日後に死亡した「神戸事件」をきっ う、新しい試みが始まっている。日本でも一九八七年一月、神戸市で 認されてから、流行は下火となり、性を人間関係として把えようとい は愛と性の結びつきもはずそうとするもので、ゆきずりの性、 がわかって、学校では自発的にという名目で堕胎をすすめ、相手の男 になって、「避妊を教えるのもやむを得ない」となったときく。約十 まで教えるのはゆきすぎ」の意見の方が強かった職員会議が、新年度 か。友人が教師として勤めているA髙校では、今年三月までは「避妊 ものと評価はされようが、現状打開に如何ほどの力がある の だ ろう ----中学校、高等学校編---」を、昭和六一年三月に発行して配布し 会議決定)を配布した。文部省は「生徒指導における性に関する指導 ズ問題総合対策大綱」(昭和六二年二月二四日、エイズ対策関係閣僚 に提出しようと準備をし、熊本県でも教育委員会は各学校に、 かけに、エイズ旋風が吹きあれ、厚生省は「エイズ予防法案」を国会 まで及んでいたが、一九八一年にアメリカで始めて、エイズ患者が確 べきだという運動で、性と結婚や生殖との結びつきをはずし、 えつづけ、低年令化の傾向をたどり、教師は性教育を何とかせねばと は性教育というほどのものは、殆どなされていなかった。今も県下に あるまじき行為として、発覚すれば退校処分が普通であった。学校で ひどく胸のいたむ事件であった。当時は婚姻関係以外のセックスは、 う」と喰ってかかり、後ではただ泣きくずれていたが、教師としては 子生徒と別々に転校させた。生徒は初め「愛しているから良いでしょ たのは、戦後の主に女を対象に行っていた純潔教育から、一歩進んだ そのような学校もあるときく。その後十代の妊娠や人工中絶は増 「エイ 乱行に さらに

腐心しながら、進学準備に追われて、その対応は各教科、各学校まち腐心しながら、進学準備に追われて、その対応は各教科、各学校まちの現状である。熊本市の竜田小学校PTAの保健委員会は、性教育というテーマを追い、両親参観日に性教育シンポジウムを開いたと行というテーマを追い、両親参観日に性教育シンポジウムを開いたと行という。熊本市でも初めての意欲的な試みだと「リビング熊本」八月八日号に報じてあった。性教育必要の気運は高まっているが、市民権を持て、定着するまでの道は遠い。産婦人科開業医で、思春期電話相談に「対サールである」とし、「授業での集団指導と並行してカウンセンリングによる個別指導が不可欠である」、また「性の問題を専門に扱う学校医制度導別指導が不可欠である」、また「性の問題を専門に扱う学校医制度導別指導が不可欠である」、また「性の問題を専門に扱う学校医制度導入がぜひとも望まれる」(一九八七年八月一九日朝日新聞)としている。新任研修に多額の費用をかける代りに、文部省は性教育の教員を専門に養成すべきである。このためにも性の歴史を、女性史研究家は早急に養成すべきである。このためにも性の歴史を、女性史研究家はとりあげ、ふかめるべきである。

てうした先人の、性問題についての偉業を、忘れることはできない。 とうした先人の、性問題についての偉業を、忘れることはできない。 とうした先人の、性問題についての偉業を、忘れることはできない。 とうした先人の、性問題についての偉業を、忘れることはできない。 とうした先人の、性問題についてのは明治以降」(『日本人の性』共同通信社「現 は、明の欲望への奉仕と、子供を産むためだけの はの安田徳太郎医師や、太田典礼医師とともに、性教育を鼓吹し、性 弟の安田徳太郎医師や、太田典礼医師とともに、性教育を鼓吹し、性 弟の安田徳太郎とは、男のな望、本田のとする見方が急激に日本全

売春禁止法



正成の方式をあります。 であった。しかしそれ以前に、政府が公用慰安婦の機関をつくった。 とであった。しかしそれ以前に、政府が公用慰安婦の機関をつくった。 のは、おどろくべきことである。警視庁で都内の業者と共同出資で、のな、おどろくべきことである。警視庁で都内の業者と共同出資で、内容のは、おどろくべきことである。警視庁で都内の業者と共同出資で、内容のは、おどろくべきことである。警視庁で都内の業者と共同出資で、内容のは、おどろくべきことである。警視庁で都内の業者と共同出資で、内容のは、おどろくべきことである。警視庁で都内の業者と共同出資で、内容のは、おどろくである。特別のよりに対している。

易治療所を完春所近くの町角や盛り場につくり、駐留兵にも検診を受のちには一週一回の検診を全売春婦と全従業員に行わせ、占領軍の簡・A・Aの九月二五・二六日の一斉検診が行われたのを初めとして、一九四五年九月、占領軍総司令部から日本政府を通じての指令でR、たということであるが、利用したアメリカ軍人に性病が広がった。東京都内だけでも十一ケ所の売春施設ができ、売春婦も四百人をこ

これでは、品川・向島・亀戸・白山・吉原の花街にも占領軍が出入するたので、品川・向島・亀戸・白山・吉原の花街にも占領軍が出入する一力では警視庁は一〇月一四日に、「待合、芸妓営業」を再開させ

けさせるほどに厳重なものであった。

協会、日本キリスト教復興生活委員会が連名で、「娼妓収締規則」即一九四六年一月一五日、日本基督教婦人矯風会、廓清会、国民純潔

止のために、「日本に於ケル公娼廃止ニ関スル件」という指令が出さ時廃止の請願を行った。占領軍総司令部は人権の立場からと、性病防瀬 上 拡 子

内務省は占領軍人の慰安施設をつくったのであるが、わずかその五内務省は占領軍人の慰安施設をいくったのであるが、わずかその五や、前借金の契約は抱主が自発的に放棄しなければならなく、とになった。「月一二日の保安部長の指令では、公娼制度を選して稼業してよいという趣旨のあいまいな及娼妓は廃業させ、私娼として稼業してよいという趣旨のあいまいな及娼妓は廃業させ、私娼として稼業してよいという趣旨のあいまいな、警保局長から「公娼制度廃止に関する件」を連合国最高司令部党は、警保局長から「公娼制度を廃止しなければならなくなった。一月一二日の保安部長の指令では、公娼制度と廃止しなければならないことになる。

ら検挙されて、悪質業者は軍事裁判で懲役、罰金刑を受けた。他の地兵の手により業者四○人、娼妓一○○人が、営業を続けている地区か安施設に貼った。そのご売春業者は摘発され、四月六日には占領軍憲を施設に貼った。そのご売春業者は摘発され、四月六日には占領軍憲の慰して、一○日には「オフ・リミッツに占領軍将兵が立入るととを厳禁して、一○日には「オフ・リミッツ 更に占領軍当局は二一年三月に、R・A・A所属のすべての慰安所

18 区も同様に厳しい処置がとられた。とのような結果、失業状態となっ た慰安婦は町へ出て、「洋パン」となったのである。

取締りのもとで続けられた。警察の取締地図に赤線でか こ まれ たの また、特殊飲食店として再び女給、接待婦として集娼地域が警察の 俗に赤線地帯とよばれるようになった。

た。 に、婦女ニ売淫サセル者等ノ処罰ニ関スル「勅令九号」が 公 布 さ れ 「覚書」の指令が出されてから約一年後の一九四七 年 一 月 一五日

子議員も法制局に売春処罰法をつくらせて国会に提出した。 会、売春対策審議会を設けて売春防止と処分について答申し、 締、保護や更生方法などの答申を行って解散した。売春問題連絡協議 た。内閣に売春問題協議会を設けて一年半のあいだ 売 春 の 防止、 神近市 取 されたが審議未了となった。婦人少年局でも取上げて売春問題を審議 国会に提出されたが審議未了となった。堤ツルヨ議員からも二回提出

一九四八(昭和二三)年、政府から「売春等処罰法案」がはじめて

している。昭和二八年に衆参婦人議員団が出来て、政府に 働き かけ

とになった。 旧赤線地帯には「トルコ風呂」が出現して相変らず売春が行われるこ になった。働く女の転廃業後の調査では、約六割は飲食店、 三年四月一日の施行となった。とれによって赤線地帯は姿を消すこと され、二一日に可決成立し、二四日に法律一一八号で公布され、 三二年四月一日施行されたが、第二章刑事処分に関する規定は昭和三 一九五六(昭和三一)年五月二日、政府から「売春防止法」が提出

する所をつくったのが始まりで、個室にトルコ嬢がサービスする所に 東京温泉が昭和二六年に蒸風呂に入った客にマッサージをサービス

> 定地域は営業してもよいことになり、今もって旧赤線地帯にトルコ風 がって世論の悪評を招いた。しかし、この法律によって、却って、指 律」が一九六六(昭和四一)年七月一日、公布、即日施行される程拡 なり、トルコ風呂を取締る「風俗営業等取締法の一部を改 正 する 法

呂が存在している。

占領政策の柱となった婦人解放のおかげで公娼廃止が行われたが、

場がとられ、問題を解決しないまま、現在に引きずって来た。 を売ったり買ったりすることは出来ない。法律はいつも拡大解釈の立 志がもっとお互に大切にしあう立場にたって考えるなら、物同様に件 春も街娼も性のモラルの低下からと片付けてよいだろうか。日本人同 時の売春は罰しないということが問題となっている。中・高校生の売 る男は罰せられないし、売春された側は罰するが、当人同志合意した 年に売春防止法としてやっと成立したが、女だけが罰せられ、客であ 売春禁止のための処罰法案は国会で何度も審議未了となり、昭和三一 男女の性を対等に考えるには、一夫一妻婚以外にないという立場に

立って、男と女との基本的人権の問題として追求していかねばならな い。男も女も、生れながらに尊厳である。これを守らねばならない。

堕 胎 罪



Ш

上

秀

子

-4

裁判であったと思われる。

裁判であったと思われる。

裁判であったと思われる。

の数字が紹介されている。明治一五年の二二四人から次第に増え、昭和に入ってからはほとんど例年五○○人をこえ、昭の次第に増え、昭和に入ってからはほとんど例年五○○人をこえ、昭ら次第に増え、昭和に入ってからはほとんど例年五○○人をこえ、昭ら次第に増え、昭和に入ってからはほとんど例年五年の二二四人から次第に増え、昭和に入ってからは思かれる。

1)

る厄介な荷物であった。当時、堕胎は禁制の世の中だが、抜道はいつとしていた志賀暁子にとって、胎内に宿った生命は将来の運命を分けられている。「実業家のパトロンとも別れ、女優として生きてゆとう澤地久枝『昭和史のおんな』(文芸春秋)で志賀暁子のととがふれ

かし生れる父なし子の将来を考えてはどうしても我慢ならなかったのもなく暗い罪に走ってしまったのです。私はクリスチャンでした。しです。殊にとの子供が、父なし子であると考えたらどんな反省も考慮

以上の状況で志賀暁子が選んだのはやみの中絶であった。彼女の中絶 はなく、その勇気を支えてくれる子供の父親は遠い 存在に なってい している)。人気が生命の女優として「私生児」を生む勇気 は 暁子に がのっている。「映画女優として身を立てるにはパトロンを得ること りいったん帰宅を許されるが、その翌日の『東京朝日』に彼女の告白 のである。それが昭和一〇年の七月のことで、七月二七日、池袋署よ をした産婆の施術料はふつう一件五〇円であったというが、志賀暁子 女優の落ちゆく初めでしょう。子供が出来る事は女優にとって致命的 男は身重になれば必ず離れ去ってしまうのです。これが恐らく多くの ンを作り、又誘われるままに阿部監督に許しました。しかしこれらの たら如何なる芸、如何なる美貌の持主でも駄目なのです。私もパトロ と監督の愛を同時に得るととが総体的に必要なのです。とれがなかっ に、ゆすった男がひっかかり、事件が表沙汰になるという不運にあう を中心にする仲間からゆすられ、昭和一〇年の 警視署 の 暴 力団狩り は二度にわけて計二五○円はらわされている。しかもこの産婆の愛人 た。「未婚の母」が公然と生きてゆけるのはごく近年のことである。 の世にもある(彼女は八年一月にも、パトロンの子供をひそかに始末

线

日本においては今だに「未婚の母」というととばはあっても「未婚の日本においては今だに「未婚の母」ということばをきくことはない。一体、未婚の母はすべて聖母マリアの処女懐胎なのかと疑いたくなるほど男の存在が問われない。女を捨てた男の罪は一切問われぬしくみになっている。女を誘惑し、女をすてた男の罪は一切問われぬしくみになっている。女を誘惑し、女をすてた男の罪は一切問われぬしくみになっている。女を誘惑し、女をすてた男の罪は一切問われぬしくみになっている。女を誘惑し、女をあどもらせ、女を捨てた男は罰されないのに、なぜ女だけが罰せられるのか。なるほど男は産む性ではない。従がって男に堕胎は出来ない。たとえ女が妊娠したとしても相手にしなければ、この犯罪にひっかかる心配はない。今も昔も世の中は男にとってつごうよく出来ている。女は妊娠・分娩の苦痛を受けるうえに、なお刑罰を受けなければる。女は妊娠・分娩の苦痛を受けるうえに、なお刑罰を受けなければる。女は妊娠・分娩の苦痛を受けるうえに、なお刑罰を受けなければる。女は妊娠・分娩の苦痛を受けるうえに、なお刑罰を受けなければる。女は妊娠・分娩の苦痛を受けるうえに、なお刑罰を受けなければる。女は妊娠・分娩の苦痛を受けるうえに、なお刑罰を受けなければる。女は妊娠・分娩の苦痛を受けるうえに、なお刑罰を受けなければる。女はないいっている状況を持ちない。

≡)

暁子に対しては懲役二年執行猶予三年、産婆は懲役二年、執行猶予五た、堕胎、遺棄致死、死体遺棄の罪名で起訴、予審に付された。昭和一一年七月七日の第一回公判にはじまり、第二回公判 は 九 月二九和一一年七月七日の第一回公判にはじまり、第二回公判 は 九 月二九和一年七月七日の第一回公判にはじまり、第二回公判 は 九 月二九和一年七月七日の第一回公判にはじまり、第二回公判 は 九 月二九和一年七月七日の第一回公判にはじまり、第二回公判 は 九 月二九和一年八月二七日、志賀暁子は嬰児殺しの嫌疑で入院さきから昭和一○年八月二七日、志賀暁子は嬰児殺しの嫌疑で入院さきから昭和一○年八月二七日、志賀暁子は嬰児殺しの嫌疑で入院さきから明和一○年八月二七日、志賀暁子は嬰児殺しの嫌疑で入院さきから明和一○年八月二七日、志賀暁子は嬰児殺しの嫌疑で入院さきから

驚くほど特異な要素はなにもなかった。「堕胎罪」という烙印を押さきらかになってみれば、被告が人気女優であったこと以外には世間が年。罪名は堕胎、遺棄致死ならびに死体遺棄である。法廷で事実があ

れるための裁判だったように思える。

その後の志賀暁子については、澤地久枝『昭和史のおんな』による

ったようである。堕胎が罰されるようになったのは、明治一三年にパれる。いってみれば、国家による出生の管理がおこなわれてきたのでいる。いってみれば、国家による出生の管理がおこなわれてきたのでななかろうか。明治に入って庶民の生活が豊かになったわけではないる。いってみれば、国家による出生の管理がおこなわれてきたのでかる。いってみれば、国家による出生の管理がおこなわれてきたのでかる。にている。明治に入って庶民の生活が豊かになったわけではないととではないととが国の強さとされ、明治元年から、明治政府は堕胎薬の販売を禁止し、同時に堕胎罪が明治一三年に制定されている。日本での堕かいことではないととではないととではないでも、処罰の対象にはなったわけではないとではない。そこには、堕胎が決っして好ましいことではないとが国の強治があるが、これも処罰の対象ということではないれが出たという記録があるが、これも処罰の対象にはなったわけではないまが、これも処罰の対象にはなったわけではないまが、国家による出生の管理がおこれている。そこには、堕胎が悪いない。

択を権利として認められた時、

日本の女性は本当の意味で女の権利を

「生」の創造につながっていくように思えてならない。

と同様の形で今日まで存続しているのである。
「月一日から施行され、明治四○年まで続いている。との年に今度は一月一日から施行され、明治四○年まで続いている。との年に今度はって日本の旧刑法を作ってからである。明治一三年の旧刑法は一五年り大学から来ておられたボワソナード教授が、フランス刑法典にならり大学から来ておられたボワソナード教授が、フランス刑法典になら

質暁子は、みせしめのいけにえにすぎなかったのである。
質暁子の生きた時代は、昭和に入って満州事変・日華事変・太平さ戦争が続くにつれて「産めよ、ふやせよ」の思想がますます強まったり、次々に産まれる子供を育てるのに、自らの身を削るような苛要だったのである。天皇制国家の宿命としての国策として堕胎罪は必済戦争が続くにつれて「産めよ、ふやせよ」の思想がますます強まっ洋戦争が続くにつれて「産めよ、ふやせよ」の思想がますます強まった戦争が続くにつれて「産めよ、ふやせよ」の思想がますます強まった。

6

れている状況は、決っして、「堕胎罪」が過去のことではなく、今のた女性は一人もいないというものの、いまだ「堕胎罪」が残しておか得たととになるのではと思える。昭和三五年以降、堕胎罪で起訴され

女の状況につながっていると思えてならない。

う。夫が避任に協力しないために望まない妊娠をし、中絶しなければ 的な性関係が確立しているかどうかこそが、問題にされるべきであろ きることにつらなってゆくのではなかろうか。それが 新し 社会の実現につながり、より豊かな真の「生」をともなう「性」を牛 及ということであろう。そのことが、人間の根源的な 性の 領 域まで でも、職場でも近代化していくこと。具体的には、性教育、避妊の普 ためには、「堕胎罪」を撤廃し、女だけの問題から脱皮し、教育の場 力を入れることは、管理ではなく、古い考えからの解放である。 の現代版志賀暁子は後をたたないのではなかろうか。政府が、今一番 化しているにもかかわらず、性関係はまだまだ前近代的で、 ならなかったと訴える妻は非常に多いのではなかろうか。生活は近代 男女がお互いの人格を尊重しあう人間関係、自立した個人同志の近代 ろ、急速な経済の成長をなしえた近代国家といわれながら、果して、 きであって、国家が「性」の領域までは支配すべきでは ない。 むし きではないかと思う。女性の人権、家族のプライバシーは守られるべ するより、望まない妊娠を予防するための政策こそ、国が、推進すべ うのが、世界の流れである。中絶をへらすためには中絶を禁止、 今や、「産む」「産まない」を選択するのは人間の基本的権利とい 豊かな男と女の関係をつくり、ひいては個人の自由を尊重させる そのため

山本琴子と『古代社会』の邦訳

――夫・三吾のことなど―

(1)

夫の山本三吾が邦訳した『古代社会』昭和七年刊は国会図書館には和五年一○月二二日に共生閣から出版されていたことがわかった。松会』(昭和五年五月一八日刊、共生閣)が発行されているが、下巻社会』(昭和五年五月一八日刊、共生閣)が発行されているが、下巻社会」(昭和五年五月一八日刊、共生閣)が発行されているが、下巻社会』(昭和五年五月一八日刊、共生閣)が発行されているが、下巻社会』(昭和五年が表記)が表示といるが、下巻社会』(昭和五年が表記)が、「大田本学子を探し求めて」を「女性史研究」誌第一

所蔵されていなかったが、幸いにもモルガン学者の布村一夫先生から

拝借することができた。さらに山本三吾訳『古代社会』昭和八年刊が

母系及び母権について」を書いているし、「歴史科学」誌の座談会に母系及び母権について」を書いているし、「歴史科学」誌の座談会に生務に就て」を「産児制限運動」誌1・2月号合併号に書いていることをすでに書いたが、昭和七年二月一〇日には、論考「再びプロBCのをすでに書いたが、昭和七年二月一〇日には、論考「再びプロBCのをすでに書いたが、昭和七年二月一〇日には、論考「再びプロBCのをすでに書いたが、昭和七年二月一〇日には、論考「再びプロBCのをすでに書いたが、昭和七年二月一〇日には、論考「再びプロBCのをすでに書いたが、昭和七年二月一〇日には、論考に書いているし、「歴史科学」誌の座談会に、改造文庫からマックス・アドラー著、山本琴訳『マルキシズム日本の書の書いたが、昭和八年二月二日に、改造文庫からマックス・アドラー著、山本琴訳『マルキシズム日本の書の書の書いた。

年間の短い結婚生活であったが、三吾は日々充実した生活であった二

三吾の悲しみは想像にあまるものであったと思われる。琴子とは六

きたいと、日頃懇意にしていた高群逸枝に、琴子のことを書いてくれ人のためにも、とくに琴子の生きたあかしとして是非書きのこしてお



緒 方 和 子

も出席している。

山本三吾の妻である琴子は、戸籍では「琴」である(とこでは特別山本三吾の妻である琴子は、戸籍では「琴」である(とこでは特別は本三吾の妻である琴子は、戸籍では「琴」である(とこでは特別山本三吾の妻であるととしている。つづいて父山本三吾、母琴のあいだにうまれた長女の喜たしている。つづいて父山本三吾、母琴のあいだにうまれた長女の喜たしている。つづいて父山本三吾、母琴のあいだにうまれた長女の喜たしている。つづいて父山本三吾、母琴のあいだにうまれた長女の喜たしている。したがって琴子は満三二才のときであったが、現在で死亡している。したがって琴子は満三二才のときであったが、現在で死亡している。したがって琴子は満三二才のときであったが、現在で死亡している。したがって琴子は満三二才のときであったが、現在で死亡している。したがって琴子は満三二才のときであったが、現在で死亡している。したがって琴子は満三二才のときであったが、現在で死亡している。したがって琴子は満三二才のときであったが、現在で死亡している。したがって琴子は満三二才のようにといいている。としており、四年の大口である。とこでは特別のである。

限同盟で活動のときのよき相談相手でもあった。琴子がわずか数年間三吾にすいせんし紹介している。なお松田先生は琴子の無産者産児制「女人芸術」誌などで小説や詩を書いて活躍していた松田解子先生をるようにたのんでいる。高群はかつて親しくしていた琴 子の た めに

刊行された松田解子著『女性線』(竹村書房)のなかでくわしくのべでの仕事を凝縮したドラマチックな短い生涯は、昭和一二年一〇月に

(

られている。

し、母は戦後の昭和二八年一二月に死亡している。 は本三吾の父である斉藤金六は、母の山本ウメと明治三三年六月一 山本三吾の父である斉藤金六は、母の山本ウメと明治三三年六月一 し、母は戦後の昭和二八年一二月 に 死亡り、六人の兄弟姉妹であった。父は戦時中の 昭和一七年四月に 死亡り、六人の兄弟姉妹であった。父は戦時中の 昭和一七年四月に 死亡り、六人の兄弟姉妹であった。父は戦時中の 昭和一七年四月に死亡している。

池袋七丁目二○六番地に新戸籍を編製している。 といる。 といる。 といるの本陽子は昭和三九年三月四日佐藤静也と婚姻して、豊島区の養女の山本陽子は昭和三九年三月四日佐藤静也と婚姻して、豊島区の養女の山本陽子は昭和三九年三月四日佐藤神とと婚姻している。だが不幸にして三四年一月一日養子の大悟と、昭和三二年一二月二七日には埼玉県浦和市仲町三丁目六番地に住む川口清和一七年八月二九日には埼玉県浦和市仲町三丁目六番地に住む川口清和一七年八月二九日には埼玉県浦和市仲町三丁目六番地に住む川口清和一日生れの佐藤大悟と養子縁組をして、糸魚川市大字東中六六五十年八月二十日生れの横上でいる。 さらに昭三春は大正五年四月一日生れの岡田ミサノと結婚している。 さらに昭三春は大正五年四月一日生れの岡田ミサノと結婚している。 さらに昭三春は大正五年四月一日を藤神と婚姻している。

月一五日には、熊谷市で後妻のミサノも死亡した。三吾の妹さんは糸涯をとじたが、六四才であった。とのあと約二〇年どの昭和五八年二との年の八月三一日には三吾は熊谷市大字箱田一八五番地でその生

4)

魚川市にご健在である。

邦訳があるとされているが、「女性史研究」誌一九集にも書いたよう 門部の英語担当であることが記載されている。昭和六年四月には、山 に、「プロレタリア科学」誌一九三三年三月号に定価五円として広告 年刊成光館を出版している。さらに『ドイッチェ・イデオロギー』の の在任中に一七の論文を書いている。なお退職後に、『上級無産者教 ある。語学に堪能で学究の徒であったことは卒業でに研究科に在籍し 師として教鞭を取るということは、在学中の成績も優秀であったので 本三吾は解任されている。したがって早稲田大学の講師としての在任 入学し、大正一五年三月三○日に同校専門部政治経済科を卒業してい が出ているものの、調べた範囲では出版されているかどうかわからな 和七年一〇月、古代社会刊行会、モルガン『古代社会』一巻、昭和八 程』(叢文閣、昭和七年六月)、モルガン『古代社会』上・下二巻、昭 ていることでもわかる。著書に『近時国際公法』があり、講師として は、昭和二年四月から昭和六年三月までの四年間であった。母校に講 る。昭和二年、山本三吾は専門部講師を嘱託されている。つづいて専 山本三吾は大正一二年四月二四日に早稲田大学専門部政治経済科に いまでもこの訳本は見あたらない。

吾訳『古代社会』があるが、これらのA・B・Cの三冊の訳者はしが本琴・佐々木巖訳『古代社会』、B山本三吾訳『古代社会』、C山本三

とくにモルガン『古代社会』の翻訳についてのべておきたい。A山

巖共著での佐々木巖は三吾の筆名であるということになる。また原著序文の訳文も同じである。したがってA本の山本琴・佐々木きは、すべて昭和四年五月一日となっているし、文章も同じである。

推測するのは、アドラー著、山本琴訳『マルキシズム国家論』(改造 推測するのは、アドラー著、山本琴訳『マルキシズム国家論』(改造 推測するのは、アドラー著、山本琴訳『マルキシズム国家論』(改造 推測するのは、アドラー著、山本琴訳『マルキシズム国家論』(改造 を代社会』の訳者はしがきのなかで、「エンゲルスの『家族、私有財産 に発見し且つこの史観によって、未開と文明を比較しつつ要点において でマルクスと同一の結論に達したのである」を引用して、四〇年近く を過した今日でもそのまま肯定できるものであるとしている。そのほ でマルクスと同一の結論に達したのである」を引用して、四〇年近く を過した今日でもそのまま肯定できるものであるとしている。三吾は なられる。それで、つぎのように考えられる。(1) A本を早稲田大学講 をいたり、である。このように考えられる。(1) A本を早稲田大学講 をいたり、四一年近く をいて、一方であるので、こ吾は 本の刊行した。(3) A本の 共 訳 者 の 「山本琴」はじっさいの訳者の一人ではないようである。このように ではなぜ三吾は『古代社会』の翻訳を行なったのであろうか、『古 ではなぜ三吾は『古代社会』の翻訳を行なったのであろうか、『古

し、終りに臨んで深く感謝の意を表示する」とあるが、とれは山本三さいごに、「本書の訳出に際し、……恩師早大 の 二木 教 授……に対文庫)昭和四年九月二五日刊があるからである。ここでの「解題」の

吾じしんが訳者であることを明示する。

ようするに三吾は、早大在任中は妻「山本琴」の名儀で翻訳出版しようするに三吾は、早大在任中は妻「山本琴」の名儀で翻訳出版しまうするに三吾は、早大在任中は妻「山本琴」の名儀で翻訳出版しまうするに三吾は、早大在任中は妻「山本琴」の名儀で翻訳出版しまれてきたためか、あるいは妻琴子の死亡によるものかはわからないされてきたためか、あるいは妻琴子の死亡によるものかはわからないが、そのどの学問的研究をのこしていない。

さま、さらに国会図書館にお世話になりました。感謝申し上げます。とのたびは、洞宮雄先生はじめ布村一夫先生、糸魚川市役所の小林

グリム童話を読みはじめて



立 山 ちづ子

だ。弟のヴィルヘルム・グリムは兄の一年後に生まれ、病弱で一八五兄のヤーコプ・グリムは、一七八五年生まれて一八六二 年 に 死 ん

四代家茂までの間であり、鎖国下にあった日本について知る機会は少九年には亡くなっている。その時代の日本は徳川十代将軍家治から十

ち、文献による話は一三編、できるだけ口伝による童話を集めようと

童話の収集は一八○六年から志された。初版第一巻の八六童話のう

弟それぞれが自著にとり入れているほどである。読み、ケンプファーの『日本誌』(一七七七年ドイツ語版)からは兄『日本幽囚記』のドイツ語訳(一八一七年)をヴィルヘルムはすぐになかった。それでも、兄弟の日本への興味は強く、ゴロヴニ Iン の

庭の童話』第三巻の世界童話文学概観の部に、日本の童話として蛾のする飲み物を知っている。」と書いた。ヴィルヘルムは『子どもと家ページの最後の行に、「日本人は火による犯罪判定法と、潔白を証明ヤーコプは古い法律の風習を調べた『ドイツ法律古事誌』の最後の

は福沢諭吉であった可能性が強いとされている。
・ヤーコプは、死ぬ少し前、三人の日本人の訪問を受けた。その一人話を一つだけ取り上げ、十行ほど述べている。

しい。二年どには、上田万年の絵本『おほかみ』が家庭叢書第一とし八八七年、集成社)と呉文聡訳『八ツ山羊』(同、弘文社)であるらグリム童話の最初の邦訳は、桐南居士『西洋古事、神仙叢話』(一

グリム童話の全訳が初めて出たのは、『世界童話大系』の第二、三雑誌』誌にグリム童話の翻案が出ている。て出されている。明治二一~二二年にかけて、「小国民」誌と「女学

巻である『グリム童話集』(大正一三年)、金田鬼一訳である。

ようご。の自覚と誇りを取りもどさせたいという気持ちがグリム兄弟にあったの自覚と誇りを取りもどさせたいという気持ちがグリム兄弟にあったポレオン戦争で悲境のどん底にあえでいたドイツ国民に、民族として『子どもと家庭の童話』は一八一二年一二月に初版が出された。ナ

記されている。その童話の提供者は、ほとんど女たちであった。イン川、キンチヒ地方において、口伝えにしたがって集められた」とっぱらヘッセンおよびわたしたちの出身地である伯爵領ハーナウのマ努力している。序文では「少数の例外を除いて、すべて、ほとんども

*

り、まま母は子どもたちを森においてけぼりにする方法 で 追 い 出しーテル」は貧しい木とりの息子と娘。大飢餓で食べるも の が な くながまま子を虐待するという、似たような話がある。「ヘンゼルとグレ邦訳されて、子どもたちによく読まれている童話のなかに、まま母

こりであり、灰かぶりや白雪姫を幸福にするのは王子たちである。男母は白雪姫の器量のよさを嫉妬し、森に追い出して殺そうとする。 つれ子の姉たちにいじめられる。「白雪姫」は王さまの一人娘。ままた。「灰かぶり」 (シンデレラ姫) は金持ちの娘であるが、まま母の

もグリム童話を読むつもりである。うな話が語り継がれてきたことに、深い興味をそそられる。これから父権制的構造が古い時代から続いたゲルマン民族のなかで、このよ

たちがやさしい。

女性史研究第21集(八六年二二月)

特集・わわしい女のために

J・S・ミル『女たちの隷従』

――市民的フェミニズムについて―



玉

稜

一八世紀後半から一九世紀前半にかけて起った産業革命とフランス本義的な修正を加えてゆく。
 一八世紀後半から一九世紀前半にかけて起った産業革命とフランスをかかげた功利主義者ベンサムがいる。だがベンサムの示した社会改をかかげた功利主義者ベンサムがいる。だがベンサムの示した社会改をかかげた功利主義者ベンサムがいる。だがベンサムの示した社会改をかかげた功利主義者ベンサムがいる。だがベンサムの示した社会改をかかげた功利主義者ベンサムがいる。だがベンサムの示した社会改をかかげた功利主義者ベンサムがいる。だがベンサムの示した社会改革の質と量とは調和しがたいものではないか、功利とか幸福は余りに複雑で不確定な目的であり、一つの原理で割り切るのは現実的には難しい問題であるとした。ミルはベンサムの功利主義に対し人道的・理想い問題であるとした。ミルはベンサムの功利主義に対し人道的・理想は表対の資本を加えてゆく。

定する。しかし、能力と能力によって得た私有財産は尊重し、能力だけたする。と説く。そして出生による権利や相続財産の場としての家族を否めて家族を重要視するが、家族をつなぐきずなは血縁ではなく愛情で男女を対等の立場におこうとする。彼らは家族も社会の基礎単位とみて家族を重要視するが、家族をつなぐきずなは血縁ではなく愛情であると説く。そして出生による権利や相続財産の場としての基礎単位とみて家族を重要視するが、家族をつなぐきずなは血縁ではなく愛情であると説く。そして出生による権利や相続財産の場としての基礎単位とあると説く。そして出生による権利や相続財産の場としてのは……サン・シモン派の人々について、ミルは「私が一番尊敬したのは……サン・シモン派の人々について、ミルは「私が一番尊敬したのは……サン・シモン派の人々について、ミルは「私が一番尊敬したのは……

妨げるものがあるとすればそれは家族である。家族は家族員の人間性由に満足する活動をできるならば社会的調和が成り立つ。もしそれを由への進歩に比例して行われ、社会秩序の堕落は女性の自由の減少に比例してなされる」と述べ、女性解放が社会の発展につながるものと比例してなされる」と述べ、女性解放が社会の発展につながるものと比例してなされる」と述べ、女性解放が社会の発展につながるものと比例してなされる」と述べ、女性解放が社会の発展につながるものと比例している。フーリエの理論によれば、人間の労働意慾も恋愛感情も同している。フーリエの理論によれば、人間の労働意慾も恋愛感情も同じ情念の発露であり抑圧されてはならない。人間一人一人の情念が自由に満足する活動をできるならば社会的調和が成り立つ。もしそれを由に満足する活動をできるならば社会的調和が成り立つ。もしそれを由に満足する活動をできるならば社会的調和が成り立つ。もしそれを由に満足する活動をできるならば社会の進歩と各期の転換とは女性の自由の減少にある。

配する共同組織を作ることを考えた。んだ支配人のもとで労働する労働者は、対等な立場にたって生産し分んだ支配人のもとで労働する労働者は、対等な立場にたって生産し分をが選れた対してミルは、労働者が資本を共同で所有し、自分たちが選

提案する。

を抑圧するものとして、その弊害をあげ家族にかわる理想的共同体を

かった。ミルは『J・S・ミル初期著作集⑵』のなかで、男女の愛情だ、二人の関係は強い愛情と信頼にみちた親密さ以外の何ものでもなて生活しているときであった。彼らが結婚するまでの二○ 年の あいちがいない。彼女との出会いは、彼女に夫や子供があり家庭婦人としミルの思想に最も影響を与えたのはハリェット・テーラーだったに

人類社会を進歩させる不可欠の条件であると彼らは考えた。『女たちり、あらゆる職業を女性に解放し、あらゆる権利を平等にするととは法律や慣習による女の男への従属は原始的な専制と 隷 属 の 遺制であ間で女の社会的地位について話し合われたのも当然と云えるだろう。できないという考え方を軽蔑した」と書いている。とのような二人のできないという考え方を軽蔑した」と書いている。

について「最も強く崇高な友情は、男女間では性的関係なしには存在

従しているかの現状、いかに隷従が生じたかの理由、女解放による利保障すべきであるということである。そしてミルは女がいかに男に隷ものは、男女差別の悪であり、男女ともに平等な基本的人権や自由をった婦人運動に深い影響をあたえた。この書のなかを一貫して流れるミルの『女たちの隷従』は一八六九年に公刊され、当時起りつつあ

妻の思想である」(『ミル自伝』二三○頁)と云っているように、二人

の隷従』――とれは『女性の解放』と邦訳されている――はハリエッ

トの死後に書かれたが、「最も印象的な最も深みのある部分はすべて

福の源泉になる。そのためには女の主体的変革と女がおかれた社会変福の源泉になる。そのためには女の主体的変革と女がおかれた社会変制する現制度に源泉がある。男の専制的な性格を改善することとそ男的な傾向、自己崇拝、不当な身びいきは、すべて男女両性の関係を規的な傾向、自己崇拝、不当な身びいきは、すべて男女両性の関係を規的な傾向、自己崇拝、不当な身びいきは、すべて男女両性の関係を規的な傾向、自己崇拝、不当な身びいきは、すべて男女両性の関係を規的な傾向、自己崇拝、不当な身びいきは、すべて男女両性の関係を規的な傾向、自己崇拝、不当な身びいきは、すべて男女正対の運命を見いるかの現状、いかに隷従が生じたかの理由、女解放による利従しているかの現状、いかに隷従が生じたかの理由、女解放による利従しているかの現状、いかに隷従が生じたかの理由、女解放による利

下の両方が必要であるという。しかし、結婚して家庭における女にたび、また社会解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放は、社会の解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放は、社会の解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放は、社会の解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放は、社会の解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放は、社会の解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放は、社会の解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放は、社会の解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放は、社会の解放をめざす科学的社会主義の理論に立脚して女の解放とである。とが歌をと見ないます。そこにはミルの大きな矛盾がある。男いしては保守的な態度を示す。そこにはミルの大きな矛盾がある。男いしては保守的な態度を示す。そこにはミルの大きな矛盾がある。男いしては保守的な態度を示す。そこにはミルの大きな矛盾がある。男いしては保守的な態度を示す。そこにはミルの大きな矛盾がある。男いしては保守的な態度を対している。

育と知性の改革を軸として漸進的な社会主義を唱えたのにたいし、マをいた、人類の初期から女が従属させられていたと考え、過去に存在した母権制の時代の歴史を学んでいない。エルガン『古代社会』がミルの死後の一八七七年に出版された。ミルは性差別の起原が私有財産ルの死後の一八七七年に出版された。ミルは性差別の起原が私有財産ルの死後の一八七七年に出版された。ミルは性差別の起原が私有財産ルの死後の一八七七年に出版された。ミルは性差別の起原が私有財産ルの死後の一八七七年に出版された。ミルは性差別の起原が私有財産ルの死後の一八七七年に出版された。ミルは性差別の起原が私有財産の成立にあったが、ミルは現体制下の私有財産制度の不当を認めながら、人間性のなかにシルのではあったが決して社会主義者ではなかった。人間性のなかにシルのではあったが決して社会主義者ではなからなが、社会主義者ではあったが決し、ではあったが決して社会主義者ではなかられている。マルガンによるではあったが決して社会主義者ではなから、過去に存むが、社会に対し、対象を関係を関係を関係を担かれていたと考え、過去に存在している。

ルクスは奮われているプロレタリアートの人間回復を目標とする社会

ま、 もう女の差別はなくなったのだろうか。科学の発達による生活水準の 性差別をマルクスは階級差別をあげる。杉原四郎氏は「二人の思想の 対立を考える場合、人間の外的環境と内なる自然との二重の自然の人間に対する拘束性を充分認識しつつ不断の緊張関係を通じて個々の人間に対する拘束性を充分認識しつつ不断の緊張関係を通じて個々の人間が持続的に幸福を進求してゆく日常生活のいとなみを重視するというところに経済学を中軸としたミルの人間=理論体系の現代的意義を くみとりたい」(「思想」誌一九七三年一二月号)と述べられている。 くみとりたい」(「思想」誌一九七三年一二月号)と述べられている。 すの解放とは一体どういうことなのであろうか。ミルの時代から今 日まで、女自身の意識変革、女をとりまく社会の変革は行われただろ うか。確かに表面的な男女の機会均等はみられるようになった。では 主義革命によって理想社会を築こうとする。女解放についてもミルは 主義す命によって理想社会を築こります。

向上は現代社会に危機をももたらした。その一つに家庭の崩壊があげ向上は現代社会に危機をももたらした。その一つに家庭の崩壊があげられる。原因は何か。「女の自立により家族への配慮が失われたから」という。また女自身には何時も、女だから、女のくせになどと込む」という。また女自身には何時も、女だから、女のくせになどと込む」という。また女自身には何時も、女だから、女のくせになどという意識が働くのである。性差別を無くす意識変革が望まれる。いう意識が働くのである。性差別を無くす意識変革が望まれる。古典と云われるミルの『女たちの隷従』したがって「女性解放」はまだ生きているのである。

『近代岡山の女たち』の中の私の好きな女



相次いだ。 接」国宅 は次いだ。 一八八二年から一八八四年にかけて、全国各地で女性だけの結社が に参加さい八八二年から一八八四年にかけて、全国各地で女性だけの結社が に参加さ

への出発点であるとして良いであろう。を中心にして三、四○名の女性が集まった。これを岡山女性の近代化を中心にして三、四○名の女性が集まった。これを岡山女性の近代化性民権家であり演説家である岸田俊子が岡山に来たのを機に最山英子根親会」という。一八八二年、最初の女日本初の結社を「岡山女子懇親会」という。一八八二年、最初の女

女性民権運動家であった。その説くところは、男女が平等に直接政治彼女らを応援したのは、おもに身近にいる自由民権運動家であり、

富 田 佐保子

と批判をもって評価し、その歴史的背景をもきわめてうまく描きだした批判をもって評価し、その歴史的背景をもきわめてうまく描きだしたのなかで矛盾なく受け入れた彼女らは、各自その後の運動へと突き進のなかで矛盾なく受け入れた彼女らは、各自その後の運動へと突き進めなかで矛盾なく受け入れた彼女らは、各自その後の運動へと突き進めなかで矛盾なく受け入れた彼女らは、各自その後の運動へと突き進めなかで矛盾なく受け入れた彼女らは、各自その後の運動へと突き進めている。

実にあらわれる。 おりスト教はまた農民運動、社会主義運動、共産主義 運動 と接近も、一方で看護婦の滅私奉公ともむすびついていくのである。その過し、一方で看護婦の滅私奉公ともむすびついていくのである。その過まりスト教はまた農民運動、社会主義運動、共産主義 運動 と接近

がいる。運動家として夫とともに農民組合の結成に力を注ぎこんだ山上喜美恵運動家として夫とともに農民組合の結成に力を注ぎこんだ山上喜美恵ト教救世軍の思想を身につけ、助産婦としての奉仕精神をもった農民、農業県である熊本に女性農民運動家は出てこない。岡山ではキリス

うけいれた男性をもひきずりながら近代化していったことが多い。でくれた。その結果女性だけではなく、いちはやくキリスト教精神をとした職業訓練のための私学設立をはかった人たちなど、多くをうん正のも熊本でもキリスト教精神は教育界の先駆者、子女の自立を目的山でも熊本でもキリスト教精神は教育界の先駆者、子女の自立を目的正をした職業訓練のための私学設立をはかった人たちなど、多くをうんとした職業訓練のための私学設立をはかった人たちなど、多くをうんとした職業訓練の西には都会であったろうか。熊本と同じくらいの田舎であるの頃の岡山は都会であったろうか。熊本と同じくらいの田舎であるの頃の岡山は都会であったろうか。熊本と同じくらいの田舎であるの頃の岡山は都会であったろうか。熊本と同じくらいの田舎であ

は目をみはらせられる。 は目をみはらせられる。 に目をみはらせられる。 に対した九津見房子は、ゾルゲ事の一人、緒方貞代と赤襴会で一緒に活動した九津見房子は、ゾルゲ事の一人、緒方貞代と赤襴会で一緒に活動した九津見房子は、ゾルゲ事の一人、緒方貞代と赤襴会で一緒に活動した九字の歴史を読み取ることができるとは日をみはらせられる。

部落解放運動などに進んでいった若い女性たちは、一九四五年の治安き方を私たちに教えてくれる。そして非合法活動としての労働運動、へとかかわりをもつようになり、治安維持法による弾圧をうける、生が、その時代の流れを認識してプロレタリア文化活動そして解放運動運動に目をひらいている。一九二〇年、岡山エスペラント会ができる運動に目をひらいている。一九二〇年、岡山エスペラント会ができる

折していったのであろうかと、今の時代を見つめる課題を私たちにのの労働条件の改善の欲求などは、多くの戦争を経てどのように迁余曲さらに教育家の「愛・奉仕・感謝」、看護婦の「慈善・博愛」、女工維持法廃止まで心の安まる日はなかったのである。

てしてくれる本である。

らない。 活動を通して底辺の女たちを救った高橋富枝という女性も忘れてはな活動を通して底辺の女たちを救った高橋富枝という女性も忘れてはな流社会の婦人らによっても盛んに行われたが、岡山での金光教の布教社会事業はキリスト教関係のみでなく、国家勢力とむすびついた上

いていた岡山の女たちであった。 が強いのであろうか。ともかくもわが熊本の女たちよりひとつ前を歩が強いのであろうか。ともかくもわが熊本の女たちよりひとつ前を歩び代岡山の「わわしい女たち」の存在が光ってみえるのは、私の思いな男性がいたという環境のなかで、男性をひきずり、啓蒙していった田山女性の層の厚さと資質の良さに加えて、身近に有能

琴、刈田アサノらを取り上げている。(三省堂から発行、B6版、三六章 あたりまえの女たち、から成り立っており、景山英子、清水紫仕する女たち、第四章 働く女たち、第五章 変革を志す女たち、第三章 奉近代にめざめる女たち。第二章 教育にささげる女たち、第三章 奉近代にめざめる女たち」は序章 近代岡山の女たちのあゆみ、第一章

家)南田京子(主婦)田外幸恵(無職)第六章=香山加恵、永瀬清香山加恵(主婦)沢山美果子(大学教師)第五章=坂本法子、植田敦子(画、(主婦)沢山美果子(大学教師)第五章=坂本法子、植田敦子(西川宏(高校教師)井久保伊登子(医師)第三章=吉瀬清子(詩人)西川宏(高校教師)井久保伊登子(医師)第三章=吉瀬清子(吉婦)光田京子(大学院生)徳永純子(主婦)第二章=永福者は岡山女性史研究会で、序章=広田昌希(大学教師)第一章=編者は岡山女性史研究会で、序章=広田昌希(大学教師)第一章=

る。 子、井久保伊登子、川島和子(学童保育指導員)の各氏が記述してい

彼女たちのとの会は、一九八二年の春、岡山民権百年記念実行委員

の発行としてあらわれたのである。 の発行としてあらわれたのである。その後五カ年の研究成果がとの本も吉崎志保子さんが講演している。その後五カ年の研究成果がとの本も吉崎志保子さんが講演している。その後五カ年の研究成果がこの本の発行としてあらわれたのである。

いる。 大)に「民権期の女たち・福田英子をめぐって」を寄稿してもらって 香山加恵さんには、家族史研究会の「女性史研究」一六号(八三・

――フェミニズムを学ぶために読んでほしい――フロラ・トリスタン『ロンドン散策』



そみ

ある。

「カースタンは一八○三年にパリで生れ、一八四四年にボルフロラ・トリスタンは一八○三年にパリで生れ、一八四四年にボルフロラ・トリスタンは一八○三年にパリで生れ、一八四四年にボルフロラ・トリスタンは一八○三年にパリで生れ、一八四四年にボル

恐るべき貧困生活が目に入るようになった」(一八四〇 年 初 版 「序は中産階級にも窮乏化現象を感じており、一八三九年には、「民衆のもううすれており、国情は不安定になっていた。一八三五年の訪問でた「豊かな国」のイメージは、五年後の一八三一年に訪れたときにはフロラが、一八二六年にはじめてイギリス訪問をしたときにいだい

「イギリスのプロレタリアおよびその妻の生活は産業家の意のまま

文」)のである。

である……商品の値段の下落はすぐ賃金値下げになる。賃金が、

のである。 カロラは、イギリス近代の悲惨さを奴隷制以上だと感じた は、フロラは近代の自由をさしているらしい)のなかにいるイギリスのプロレタリアやイギリス人所有の奴隷は、フランス人所有の奴 生活」(フロラは近代の自由をさしているらしい)のなかにいるイギ する」と。とれは観念的であっておかしいが、「イギリス流の自由な 生活」(フロラは近代の自由をさしているらしい)のなかにいるイギ するどい。フロラは、イギリス近代の悲惨さを奴隷制以上だと感じた するどい。フロラは、イギリス近代の悲惨さを奴隷制以上だと感じた かのののであろうと、まづ初めに奴隷 み込まれた先進資本主義国イギリスのすさまじい姿態を一そう如実に

よみとることができよう。

る。イギリスのプロレタリアにとっては、パンは贅沢品だからという 資の増大に悩まされて、支給額はじゃがいもの値段 にも とづいてい 援助たのまなければならないほどの困窮ぶりである。教会は、援助物 がら、絞り取られる」。イギリスの物価高は一八二八年いらい、 者の食費を賄うのに十分かどうかも考慮せず……残酷な搾取をうけな ちにとっては、心にしみる記述である。日本の近代女性史をかいた本 と身動き一つしない……」などとかかれている。女性史を学ぶものた 間も仕事にありつけない労働者の子供が物ごいにいくようすや、 ビューレの『イギリスとフランスの労働者階級の貧困について』から ぬ日がしばしばあるという。さらに、「原注」にあるウージェーヌ・ は、着物、ベット、家具、暖炉もなくて、じゃがいもさえも口に入ら のだ。家族構成の平均は、夫婦と子供四人である。 大部分 の 労 働 者 者は猛烈な賃下げを強いられていて、つねにほとんどのように教区の に、これほどのすごさがあるだろうか。 て、衣類もなく、「むきだしになった自分の胸と、はづかしさでじっ ができる。彼らの妻については、教会からの援助の物資もパンにかえ 首だけ出しているありさまなど、労働者の子供の状態を読みとること っていない、まるで犬か猫のような素足の三人の子供が身を埋めて」 かく裁断された大きな薬の山……その中に身体にボロの一片すらまと の抜きがきには、目をうたがうような事実さえ描かれている。五ケ月

ところである。 に解消をもとめようとすることについては、あらためて問題としたいに解消をもとめようとすることについては、あらためて問題としたいくかかれているが、その原因が制度にあってフロラが、そうした制度

フロラは、初版が出版されたときに受けた「誇張」、「作り話」などつ一つ当ってみることができないのは大へん残念である。研究書などの出版が編者によって紹介されている。だが、これらに一い主義的態度」、「反逆する女」、「女一人世界と闘う」などといわれる二○世紀になって、フロラの再評価がなされているなかで、「ロマニ○世紀になって、フロラの再評価がなされているなかで、「ロマ

されているととを知ろうともしない」でと。という非難にたいして、第二版一八四二年の「序」において力づよくという非難にたいして、第二版一八四二年の「序」において力づよくという非難にたいして、第二版一八四二年の「序」において力づよく

さらにフロラは、学校、教会、新聞などすべてが圧制の共犯者であって、圧制への反抗は人間の生得の権利であり、圧制にたいする反乱って、圧制への反抗は人間の生得の権利であり、圧制にたいする反乱って、圧制への反抗は人間の生得の権利であり、圧制にたいする反乱って、圧制への反抗は人間の生得の権利であり、圧制にたいする反乱って、圧制への反抗は人間の生得の権利であり、圧制にたいする反乱って、所見によって制定された教育法や労働者に課せられた重税によるものだと説いている。つまりは、労働者の貧困や苦しみの原因はなにか、それをとりのぞく手段はなになのかを、労働者に誤せられた重税によるものだと説いている。つまりは、労働者によりのぞく手段はなになのかを、労働者によっているのである。フロラは、学校、教会、新聞などすべてが圧制の共犯者であずるにフロラは、学校、教会、新聞などすべてが圧制の共犯者である。

とこまでに達している直感力にすぐれたフロラの洞察は、問題の解

策』であるといえよう。 策』であるといえよう。 策』であるといえよう。

頁)を引用しておきたい。
(三)を引用しておきたい。

近代イギリスの農業は女の労働もいらないものにし、多くの子女が取市に流出し、工場で働くようになる。その工場も、機械の発明、導都市に流出し、工場で働くようになる。その工場も、機械の発明、導都市に流出し、工場で働くようになる。その工場も、機械の発明、導部市に流出し、工場で働くようになる。その工場も、機械の発明、導部市に流出し、工場で働くようになる。その工場も、機械の発明、導部市に流出し、工場で働くようになる。その工場も、機械の発明、導部市に流出し、工場で働くようになる。その工場も、機械の発明、導部市に流出し、工場で働くようになる。その工場も、機械の発明、導部市に流出し、工場で働くようになる。

とれらのフロラの指摘は、決してイギリス特有のものではない。日

ちょうど「国連婦人の一○年」にあたるこの一○年は、

人類の歴史

そ、村上信彦の『明治女性史』をきびしく批判するもので ある こと情はあるにしても、とのととは決して例外ではない。フロラの指摘と本は、後進資本主義国であって、農業は近代化されていないという事

ぜひ、フロラの『ロンドン散策』をよんでいただきたい。を、あえてつけくわえておかねばならない。

『バッハオーフェン墓参記』をよんでバッハオーフェン百年忌記念

早川紀

家族史研究会シュミット昌子、緒方和子、瀬上拡子、中山そみ、光家族史研究会シュミット昌子、緒方和子、瀬上拡子、中山そみ、光字子編 女性史双書第Ⅱ バッハオーフェン百年忌記念写真集『バッハオーフェン墓参記』を手にとり、バッハオーフェンの墓の前になっいホーフェン墓参記』を手にとり、バッハオーフェンの墓の前にないでいる本書の編者の皆さんの写真をながめた。私が面識があるのはついるうちに、ゆらゆらと家族史研究会の皆さんの一○年をこえるんでいるうちに、ゆらゆらと家族史研究会の皆さんの一○年をこえるんでいるうちに、ゆらゆらと家族史研究会の皆さんの一○年をこえるといる本書を表示している。

まったのかと、後悔した)。

当会の機関誌「女性史研究」の創刊は、「国連婦人の一○年」の出きったのかと、後悔した)。

に自由と平等にもとづく社会制度、母権にもとづく社会制度が存在していたのとを指摘したバッハオーフェン、モルガン、エンゲルスの諸でいたとを指摘したバッハオーフェン、モルガン、エンゲルスの諸の人のであり、この間、家族史研究会の皆さんは、母権をめぐる研究を徹底してり、この間、家族史研究会の皆さんは、母権をめぐる研究を徹底してり、この間、家族史研究会の皆さんは、母権をめぐる研究を徹底してり、この間、家族史研究会の皆さんは、母権をめぐる研究を徹底してり、この間、家族史研究会の皆さんは、母権にもとづく社会制度が存在しているのだろうと 推察すた成であり、ひとつの精神的な総括をなしているのだろうと 推察すた成であり、ひとつの精神的な総括をなしているのだろうと 推察すた成であり、ひとつの精神的な総括をなしているのだろうと 推察すた成であり、ひとつの精神的な総括をなしているのだろうと 推察すた成であり、ひとつの精神的な総括をなしているのだろうと 推察すた成であり、ひとつの精神的な総括をなしているのだろうと 推察する。

氏の「母権。宗教的、法律的性質からみた古代世界の女人統治につい権論』の刊行をもってはじまる」と述べたバッハオーフェンならびに権論』の刊行をもってはじまる」と述べたバッハオーフェンの『母」の私の稚(?)見によれば、つぎのようなものがある だろう と思漢の私の稚(?)見によれば、つぎのようなものがある だろう と思漢の私の稚(?)見によれば、つぎのようなものがある だろう と思漢の私の稚(?)見によれば、つぎのようなものがある だろうと思外にはないだろうと思うが、当会の蓄積の特徴は文化人類学、民族学には門外いだろうと思うが、当会の計算を表示しているのは当会以外にはな

な研究が、つぎの特徴である、母系と母権の区別の明確化 や 母 権 の ながら読み、さまざまな論争にからんでうるところが多かった)てき 母系などに関する研究の発展を、また母権論の反対説も紹介、検討し め、一九世紀後半から二〇世紀初頭における民族学の親族名称体系や る研究過程―モルガンとの交流による民族学への接近など― ている。つぎにバッハオーフェンの『母権』から『古代書簡』にいた 翻訳者である富野敬邦をはじめとして、「母権」の研究状況をまとめ に規制された社会制度と考えているが)をうみだし、さらに『起原 たことである。詳細なテキストクリティークを含む、このような丹念 ての研究」の翻訳紹介があげられる。原テキストは大変難解だそうだ 「共同体的な人間関係である」という定義づけ(私は母系的血縁関係 (私は第一五集掲載のクーノーの「母権支配の経済的基礎」を遅まき 非常にわかりやすい翻訳である。 また戦前の「序説」部分の初の をは じ

注解の作業へと促がしたのであろう。

からはじめ、その視角で高群をみてきた。……女性史研究の一つの基

カ

・インディアンの自治州の提案をおこなったとい うこ と(『歴史評

ッハオーフェンの母権論の刊行をもってはじまる』をたしかめること

る。そして一方では、短かい人物伝を重ねている(との一部は『近代

第二○集特集「日本婚姻史事典」であろうととは容易にうなづける。しているが(「母権の正しい理解のために」)。その作業のひとつが、しているのであろうか。布村氏は母権の復権をあらため、「未来における母権の復権」はどのよう方法を当会の女性史研究に与「未来における母権の復権」はどのよう方法を当会の女性史研究に与派から離れて独自に女性史を開拓していく場合に、石原氏が記した証から離れて独自に女性史を開拓している)。しかし、高群の検熊本の女たち』)(上、下)にまとめられている)。しかし、高群の検

が(ケレスークラウス、第九集)、それを予測したモルガン は アメリりにも市民的人文主義者であり、大衆的民主主義には消極的であったバッハオーフェンは、原始的共同体のより高い復帰を期待するには余法論の模索をせねばならないと思う。(この点で面白く思ったのは、法論の模索をせねばならないと思う。(この点で面白く思ったのは、ハッハオーフェン、モルガン、エンゲルスによる母系的氏族存在の提起やマルーフェン、モルガン、エンゲルスによる母系的氏族存在の提起やマルーフェン、モルガンは アメリカ (大的世界構造の枠組の転換をせまっていることを考えると、バッハオ代的世界構造の枠組の転換をせまっていることを考えると、バッハオ

義に起因する性差別は資本主義のもとでは不可分であること―が、近

性別役割分業体制に起因する性的差別と(新)植民地主義、

しかし一方で、この一○年間に世界の女性たちが到達した共通理解

論』四四五号「家族史研究ひとすじ」布村一夫)である。

をとらえたいと思っている。第二には「生活」概念とかかわるが「家 の解釈から導出しているが、私は「生活」概念の検討からこの一元性 産と再生産」の把握の仕方である。布村氏はその 一元 性を doppelt hold の単位であるということではないかと思う。第三には社会編制 族」の定義の問題である。私は現在最も抽象的 な 家族概念は house ひとつは、エンゲルスが歴史の規定的要因とした「直接的生命の生

> 今日における自由と平等、すなわち民主主義の性格の規定である。 な母性論が模索されているが、私はまだ暗闇のなかにいる。第四には **編制においてもその基礎に母子関係の規制が存在している。さまざま** とくに国家の編成と母子関係の規制の問題である。国家成立後の社会 母権ひとすじの研究会のみなさんの活動から、私は多くのことを摂

取して、私の研究を深めねばならないと痛感している。

乱婚伝 III



えに冠婚喪祭四者、またただ婚礼を至重となす。婚姻の礼重くして然 以て人たるなし。それ政なくんば則ち治らず、上下弁なくんば則ち乱 可からず。衣服制なく、以て上下を弁ずるなし。冠婚喪祭の礼闕き、 多闕す。これ国家の大闕典に非ずや、それ百官立たず、以て政をなす るなり。惜しむらくは百官いまだ立たず、衣服制なし、冠婚喪祭礼法 り。この時にあたり、封建の制ぎでに定まり、神祖経世の規模大略備 徳猷の際、寛永の治、まさに王者必ず世にして後、仁な らんの 時な 建議し、いにしへを稽へ不易の典礼を立つる者あるなし。神祖殂し、 除かず、君臣上下みなその故俗に因循し、而して計便に茍具し、よく よくするの志ありと云う。しかりと雖も、この時、戦国の余習いまだ て儒術を尊崇し、頹綱を用振す。蓋し、すなわち礼教をのべ、風俗を ことにわが国家初めて建ち、神祖膺鎮し、海内を統御し、実に初め との二者は其害尚小さく、

以て人たるなくんば則ち禽獣なり。

ゆ

信

卯野木

盈二訳

夫妻たるは方俗固よりその礼あり。ただその嫁娶骨肉の親を避けざる 寝せしめる者あり。また金のためにしばしば娶り、而してしばしばそ 金の女を娶らず、なんぞ庶民をいわんや。ここにおいて非類を娶る者 はこれ不善の大なる者なり。また今、人妻を娶る、必ず まず 金を求 る後、人始めて禽獣に遠きなり。輓近の世と雖も、女嫁し、男娶りて の妻を更うる者あり。また金のために婚を嬰孩に定むる者あり。また 婚を約していまた期にいたらず女家壻を延し、女と壻を相見、且つ同 人に乞いてもって已が子となし、然る後にその子をめとるあり。また て非類をその嗣となす者あり。また婚礼に財を費すを悪む者は女子を その女を非類に棄てる道あり。また金納して贅壻となり、ついにもっ り、妓をもって妻となす者あり。また邦君卿大夫聘財を貪り、もって あり、また色を取りて非類を簡ざる者あり、妾をもって妻となす者あ

ときはなんぞいうに足らんや、またなんぞ責めるに足らんや。る。これ皆予が観記するところ大抵邦君諸侯にあり、かの士庶人のどに予暇日、その事のもっとも確実の者を録し、もって乱 婚 伝 を つくば 行け計うべからず、人倫の廃、廉恥の亡、これを何といわんや。ゆえ婚礼の煩費を悪み、終身娶らざる者あり。もろもろこの類のごとく勝

注1 神君徳川家康

2 天子となるべき符瑞に合致すること、すなわち家康が天下

3 頽廃した綱紀

をとること

4 旧習に因り従って改めない

5 おざなりにしておく

0 いにしへの道を考える

7 死去し

母権を学ぶために

――『原始、母性は月であった』をよむ――

として、一九八六年七月に出版された。著者バッハオーフェン百年忌を記念するために、「女性史双書」第一いとの願いのこめられた『原始、母性は月であった』が、『母権論』いとの願いのこめられた『原始、母性は月であった』が、『母権論』

1 「ギリシアの女神たち」(「女性史研究」第三集、一九七六年)との双書第一は、つぎの論文をあつめて一冊となっている。

三代将軍徳川家光の法名大猷院の「猷」であり、秀忠・家光8 「徳」は二代将軍徳川秀忠の法名台徳院の「徳」、「猷」は

の時という意味

9 近年

10 地方の風俗

11 家老、旗本など

13 12 大名

5 入りごと 14 婚姻の結納物

15 入りむこ

16 : みどりご

17 無欲で恥を知る

ひまなとき



寺 本 千 里

3 「露出 ベレロポーンとサルタヒコ」(「教育国語」七三号、一年) 2 「母権を正しく理解するために」(「家族史研究」二、一九八〇

されてきた著者の、母権によせる想いと真意を、心情的にのみではなモルガン・バッハオーフェンなどを多年にわたって読み続け、研究

九八三年)

よお第三の侖文でよるよ、著音行寸七生よつぎのような朋沢から、ので、それを紹介して、著者の研究のあゆみをあとづけたい。著者が母権をめぐってかいてこられた諸論文についてのべられているく、科学する心で学びとっていきたいのであるが、第三の論文では、

この本のことを知られたと、私はおどろくのである。 との本のことを知られたと、私はおどろくのであるが、よくもの著作は『モルガン遺文集』と略称されているものであるが、よくもいオーフェンがモルガンにあてた手紙をのせている著作『ルイス・ヘハオーフェンがモルガンにあてた手紙をのせている著作『ルイス・ヘバッハオーフェン研究をはじめられているが、バッハオーフェンに心だった。 とれだからこそ、バッなお第三の論文によると、著者布村先生はつぎのような翻訳から、

×

「母権論 | ○○年によせてーバッハオーフェンのモルガンへの「母権論 | ○○年によせてーバッハオーフェ 『古代社会』の著者モルガンと、『母権論』著者バッハオーフェ 『古代社会』の著者モルガンと、『母権論』著者バッハオーフェンは、さかんに文通をおこなっていた。

て知ることができる、とのべられている。○年刊を書いている時期であるが、モルガンがバッハオーフェンが次のさの著作にどれほど大きい影響をあたえたか、この手紙によっのとの著作にどれる時期であるが、モルガンがバッハオーフェンが彼のさいごの著作『古代書簡』上巻一八八バッハオーフェンが彼のさいごの著作『古代書簡』上巻一八八

ことでは、ギリシア神話と日本の神話の女神たちが、それぞれc 「ギリシアの女神たち」(「女性史研究」第三集)

ある。さらにバッハオーフェンはここから「デーメーテール的母 りがある母系家族がある」ようであり、デーメーテールに くまでも娘をもとめてのことで、このことがギリシア神話のうち 説話については、このデーメーテールの天界からの逃避は、「あ きわだたせ、整理されている。たとえば第三のデーメーテールの するエンゲルスの評価をも引用することによって、母権の存在を について、バッハオーフェンがのべたことを紹介し、それにたい 神話と日本の神話との類似点を抽出し、さらにそれらの中の婚姻 そのモティーフごとに比較神話学的にのべられている。ギリシア アマテラス」、「蛇退治 アポローンとスサノヲ」というように、 メ」、「禁忌 オルペウスとイザナギ」、「逃避 デーメーテールと れる。この論文は『原始、母性は月であった』のなかに、第一論 母系出自と(二)母系相続をこれによって指摘していると説明さ 権」「デーメーテール的ギュナイコクラティ」をひきだし、(一) 優越」を発見したのがバッハオーフェンであると紹介されるので ーメーテール・娘ベルセポネーと、三代にわたる母系的につなが に、祖母レアーのとりなしが有効であるので、祖母レアー・母デ で、とくにすばらしく感動的な母の愛情説話」であり、「そのうえ 「変身(ゼウスとオホモノヌシ」、「聖婚) ヘーラーと スセ リヒ

ゲルスが、母権をどのようにうけとっているかをあきらかにさしれている母権について論じておられる。つまり、モルガンとエンれている母権について論じておられる。つまり、モルガンとエンー○○年記念のために「歴史評論」誌にかかれたものである)。d 「母権の復権のために」(一九七七年のモルガン『古代社会』d 「母権の復権のために」(一九七七年のモルガン『古代社会』

文としておさめられている。

体研究』一九八○年刊におさめられた。しめしておられるのである。との論文はのちに著者の『原始共同

引〉。 ● 「母権の正しい理解のために」(「家族史研究」二、一九八○年

行一○○年を記念してかかれたものである。

ものである。 史研究」第六集一九七八年刊と第九集一九七九年刊にのせられた 「 『母権論・解説』M・コスヴェンによる解説の訳載は、「女性

着想をじぶんのものにしたい」のだとのべられている。だした「母権のすばらしさにみせられ」「空想的であり詩人的であるた生はたたえられ、これらの論文をつうじてバッハオーフェンがみいェンのこの解説を、これ以上のすばらしい解説を他に知らないと布村ェルガン研究者であり、バッハオーフェン研究者であるM・コスヴェルガン研究者であり、バッハオーフェン研究者であるM・コスヴェルガン研究者であり、バッハオーフェン研究者であるM・コスヴェルガン研究者であり、バッハオーフェン研究者であるM・コスヴェルガン研究者であるM・コスヴェルガンの

おられるのである。いう大きい仕事をして、日本におけるバッハオーフェン研究を深めていう大きい仕事をして、日本におけるバッハオーフェン研究を深めてようするに『バッハオーフェン・モルガン往復書簡』を邦訳すると

ž

でいき、母系出自と母系相続をみいだす、それは彼のロマン主義がみてバッハオーフェンが古典古代のギリシアをこえ、原始にはいりこんしてバッハオーフェンの師弟のつながりを指摘され、この三人がロマしてバッハオーフェンの師弟のつながりを指摘され、この三人がロマ写真集であるが、その前がきで布村先生は、サヴィニー、グリム、そ写真集であるが、その前がきで布村先生は、サヴィニー、グリム、そ写真集であるが、その前がきで布村先生は、サヴィニー、グリム、そ写真集であるが、その前がきで布村先生は、サヴィニー、グリム、そ

あり、

体が、共同体的人間関係としての母権の没落―父権の抬頭がある階級

著者布村先生は、「古代氏族の自由、平等、友愛は、原始の母権で

したがって共同体的な人間関係」であり、「原始における共同

さらに著者は「社会思想史の窓」誌一九八七年八月二〇日号でも、いだしたすばらしさであるとたたえられるのである。

理念としてかかげることができるはず」であると訴えられるのであた。ときに、それの廃棄のために、男女平等としてあらわれる母権を、つかみとることができるものは、いまにおける性差別を問題にすた」という記述の要約を紹介し、「原始は母権時代であるということた」の共同体が未来において復活すると、必然的に期待されるに至っ社会の成立とともにきえた」が、「近代のゆきづまりとともに、この社会の成立とともにきえた」が、「近代のゆきづまりとともに、この

と心からねがって、筆をおきたいのである。と心からねがって、筆をおきたいのである。ぜひとも『原始、母性は月であった』を学んでいただきたいである。ぜひとも『原始、母性は月であった』を学んでいただきたい「母権」にたいする関心を、自分の身にひきよせて、真の人間解放にての『原始、母性は月であった』はそういう著者のながいあいだのと心からねがって、筆をおきたいのである。

る。

オ ジ 権



た。 た。 では、一八大一年『母権論』を世に出したバッハオーフェンは、一八八〇一八八一年『母権論』を世に出したバッハカーフェンは、一八八〇年の母話、会に、一八八一年『母権論』を世に出したバッハオーフェンは、一八八〇年の「母権論」を世に出したバッハオーフェンは、一八八〇年の「母権論」を世に出したバッハオーフェンは、一八八〇年の「母権論」を世に出したバッハオーフェンは、一八八〇年の「母権論」を世に出したバッハオーフェンは、一八八〇年の「母権論」を世に出したバッハオーフェンは、一八八〇年の「母権論」を世に出したが、日本の「母権論」を世に出したが、日本の「母権論」を出ていません。

Avunculat としてあらわれるのである。 Avunculat としてあらわれるのである。 Avunculat としてあらわれるのである。 Avunculat としてあらわれるのである。

の権利ではなく、母の兄弟のオイにたいする愛情と権威である。に、母への尊敬と権威をもあらわすのと 同様に、 Avunculat はオジ「母権」が原始における母を通してたどられる帰属と 相 続の ほか

ア』から引用している。「母の兄弟は、自分の甥を自分の息子のようエンゲルスはとのオジとオイとの関係をタキトゥスの 『ゲル マニ

光 栄子

八七年、三六~三七頁)。

八七年、三六~三七頁)。

八七年、三六~三七頁)。

八七年、三六~三七頁)。

八七年、三六~三七頁)。

八七年、三六~三七頁)。

八七年、三六~三七頁)。

七年、共同体社、二三五頁~二八九頁で紹介されている。それによるモルガンとの往復書簡は、布村一夫『モルガン古代社会資料』一九七後半生のバッハオーフェンがもっとも強く影響をうけたといわれる

と、モルガンは、一八七四年一二月二五日にバッハオーフェンに手紙

をしめしているようです。」と、ギリシア、ラテンの 諸部族、インドをしめしているような箇所は、すくなくとも以前の諸氏族制度の残存わずかな痕跡がタキトゥス時代に残っていたととはめずらしいことでわずかな痕跡がタキトゥス時代に残っていたととはめずらしいことでで著者の第三九章でのべられたセムノーネース族の血統、そのほかのじ著者の第三九章でのべられたセムノーネース族の血統、そのほかので著者の第三九章でのべられたセムノーネース族の血統、そのほかので著者の第三九章でのべられたセムノーネース族の血統、そのほかの最さに組めたく切望しております。 使らしめしているようです。」と、ギリシア、ラテンの 諸部族、インドをしめしているような箇所は、すくなくとも以前の諸氏族制度に知りたと知らない。

バッハオーフェンは研究の内容を語っている。 ○頁では、「わたしが現在のところ特殊研究としてとりあげている対象は、兄弟と姉妹との関係、兄弟と姉妹がわの甥または姪との関係、象は、兄弟と姉妹との関係、兄弟と姉妹がわの甥または姪との関係、したがって母かたの伯叔父についての、ローマの avunculus とくにしたがって母かたの伯叔父についての、ローマの avunculus とくにしたがって母かたの伯叔父についての、ローマの avunculus とくにしたがって母かたの伯叔父についての、ロースとの往復書簡のなかで、母方オジについてのべているのは、一八七との往復書簡のなかで、母方オジについての。 の人びとの間に氏族制度があったととを指摘している。

る。 こっつは、『モルガン「古代社会」資料』二四九頁で、注を入れていートの結果とみなし」、その本質を明らかにしなかったと イ・ヴィンめ、多くの資料を集めながら、「無規律性交すなわちプロミスクィテしかし、このオジ権についてバッハオーフェンは、その重要性を認

るとされている。

つの大きい制度の結果であります。そしてこれらの現象の解明は、こは、「あなたが最初に論じた母権と女人統治は、氏族と家族という二一八七八年六月四日モルガンからのバッハオーフェンあての手紙に

です」と書き送っている。 です」と書き送っている。 です」と書き送っている。 です」と書き送っている。 です」と書き送っている。 の子どもたち)は同じ氏族のものであり、夫は別の氏族のものだからです」と書き送っている。 です」と書き送っている。 です」と書き送っている。 です」と書き送っている。 です」と書き送っている。

として、Avus (母かた大オジ)と同じ親族名称を引きつぐことにないたいる。」そして母系出自の双分組織が解体し、父系出自のA半族のなかである。」そして母系出自の双分組織が解体し、父系出自の階級社会である。」そして母系出自の双分組織が解体し、父系出自の階級社会である。」そして母系出自の双分組織が解体し、父系出自の階級社会である。」そして母系出自の双分組織が解体し、父系出自の階級社会になると、従来は母かたの大オジであったものが、父の父である祖父になると、従来は母かたの大オジであったものが、父の父である祖父になると、従来は母かたの大オジ)と同じ親族名称を引きつぐことにないて、Avus (母かた大オジ)と同じ親族名称を引きつぐことにないない。」

人子も困ったことになるようである。ジをもたない子どもがいることになってくる。子沢山もこまるが、一りもしたが、いまこの国で、一人の子だけ生むことになると、母方オりもしたが、いまこの国で、一人の子だけ生むことになると、母方オジをもたないものは不幸であると、昔あるところで言われた

オーフェンの「地母」は「太母」ではない

ノイマン『グレート・マザー』によせて---

d

-フェンをエーリッヒ・ノイマン(一九〇五~一九六〇) d

永

洋

はどのようによんだか。 バッハオーフェンをエーリッヒ・ノイマン(一九〇五~一九六〇)

「グレート・マザー」とは、「アニマ」や「アニムス」や「老 賢であっても、私たちとしては避けて通ることは許されない。二年刊)は、女の心をその本質において論じた心理学の研究 書 であニイマンの著書『グレート・マザー』一九五五年刊(邦訳は一九八ノイマンの著書『グレート・マザー』一九五五年刊(邦訳は一九八

あるので、適切な言葉ではないのかもしれない。

大一)が名づけた元型の一つで、母の元型である。元型とは、人間の大一)が名づけた元型の一つで、母の元型であるという。ユングの考えていた元型には、ユング心理学者たちでさえわからないほど多くの心の中で作用している内的イメージのことであるという。ユングの考えていた元型には、ユング心理学者たちでさえわからないほど多くの心の中で作用しているが、「グレート・マザー」を直訳すると「偉大な母」であろうか、日本語にほんやくされて「太母」といわれたりしているが、「太母」には祖母の意味がされて「太母」といわれたりしているが、「太母」には祖母の意味がされて「太母」といわれたりしているが、「太母」には祖母の意味があるので、適切な言葉ではないのかもしれない。

である。そして、『グレート・マザー』は、ノイマンの「友 に し てすなわち 母権制のシンボル 体系から始まっている。」とのべているの意をあらわしている。もし、ユングにまだ時間がの こ さ れ でいたの意をあらわしている。もし、ユングにまだ時間がの こ さ れ でいたの意をあらわしている。もし、ユングにまだ時間がの こ さ れ でいたの意をあらわしている。もし、ユングにまだ時間がの こ さ れ でいたの意をあらわしている。もし、ユングにまだ時間がの こ さ れ でいたの意をあらわしている。もし、ユングにまだ時間がのこされている。所究をある。そして、『グレート・マザー』にさきがけて出版されたノイマン『意識著作『グレート・マザー』にさきがけて出版されたノイマン『意識

*

のである。

師」であるユングに捧げられていて、うるわしい師弟愛も想像される

をもつにいたらない心の状態」であり、「グレート・マザー」の元型女性的なものが支配的で、意識と男性的なものがいまだ自立と独自性年刊に学んだものである。ノイマンのいう「母権」とは、「無意識とを多く使用している。これはバッハオーフェンの『母権論』一八六一人イマンは『意識の起源史』で、「母権制」、「父権制」という言葉

を らない。私たちが女性史研究の立場からとりあげねばな らな い 問題 先行しているという場合も、――バッハオーフェンによって主張され う心理的なもので、歴史上の母権段階、 ハオーフェンのいう「母権」とはちがうことを心にとめておかねばな 六頁)と言い、同じ意味のことをくり返しことわってあるので、 ているかどうかということは、 ≪女性的なるもの≫の支配と、女性の経済的、 ト・マザー』一〇七頁)と明記されているし、「元型的世界における 時期としての母権時代のことではない。「母権的世界が父権的世界に に支配されている状態なのである。したがって母権制の段階というの との『グレート・マザー』では全然問題にしていないのである。 いまもなお女にも男にも、人の心の深層に生きつづけているとい -社会学的構造の変遷には関係しない」 (邦訳『グレー ここでは問題ではない」(同上、一〇 あるいは原始時代における一 政治的優越が結びつい バッ

としてあげているのと同じである。慈母観音という仏教的なものと、それにもかかわらず、『グレート・マザー』を紹介して共鳴を示している。たとえば、脇田晴子編『母性を問う――「慈母」とテリブルマザー(鬼母)の両極に分かれ」るというの解題のなかで、「やさしく育ててくれる太母の像としては観音をマリア・(慈母)とテリブルマザー(鬼母)の両極に分かれ」るというのも、心理学的表現であって、日本のグッドマザーに慈母観音やマリア・(慈母)とテリブルマザー(鬼母)の両極に分かれ」るというのは、河台観音を、テリブルマザー(鬼母)の両極に分かれ」るというのの解題のなかで、「やさしく育ててくれる太母の像としては観音菩薩」というが表現である。慈母観音という仏教的なものと、としてあげているのと同じである。慈母観音という仏教的なものと、としてあげているのと同じである。慈母観音という仏教的なものと、としてあげているのと同じである。慈母観音という仏教的なものと、としてあげているのと同じである。慈母観音という仏教的なものと、としてあげているのと同じである。慈母観音という仏教的なものと、

九世紀初めのイギリス社会人類学をまなんで、一歩ふみとんだ考察をれるというのはどうかと思う。日本の本原の「グレート・マザー」を日本の神話にもとめるなら、その智恵と行動力、その影響力におい日本の神話にもとめるなら、その智恵と行動力、その影響力において、私はアメノウズメをあげたい。また山姥を「鬼子母(神)と並ぶ日本の代表的魔女」「旅人を殺して食うという山中に住む女の妖怪」とし、「山母と称する」とともあると述べてあるが、動物たちをひきつれ、主権をもった威厳のある母であるあのクレータの山母とのあまりにもかけはなれた存在におどろかされるのである。さらに、鍵谷氏の論文の副題は「文化人類学的考察」であるが、『グレート・マザー』を相当にいい、「山母と称する」という出来のであるが、『地名という中国というキリスト教的なものに日本のグッドマザーがあげられるというなど、

×

してほしかったと思う。

スイマンは、大いなる女性の基本的性格が母長制社会に典型的にあられている。多くの神話解釈をバッハオーフェンから肯定的に学んでいる。多くの神話解釈をバッハオーフェンから肯定的には不朽のも、たしかに彼の神話にたいする歴史的な分析は時代おくれになってしまったが……」(『意識の起源史』四二一頁)と、心理学者としている。多くの神話解釈をバッハオーフェンから肯定的に学んでいる。不しまったが……」(『意識の起源史』四二一頁)と、はっきりのべられている。多くの神話解釈をバッハオーフェンから肯定的に学んでいるのに、何故に「時代おくれ」だというのだろうか。

ノイマンは、『グレート・マザー』の第十四章で、エレウシス派の

の再発見であり、母と娘の再結合である。……との再発見の心理学的は、母を通じての娘の発見であり、デーメーテールを通じてのコレーは、母を通じての娘の発見である。「母権的な秘儀一般の 本質的 な 部分秘儀を心理学的に叙述する。この秘儀はデーメーテールとその娘ペル

の再多男であり、出きぬの女神=豊饒の女神である「地母」が、デーメな意味は、男性の掠奪と侵入以前にもどることであり、結婚後の母とな意味は、男性の掠奪と侵入以前にもどることであり、結婚後の母とな意味は、男性の掠奪と侵入以前にもどることであり、結婚後の母となる」とのべられる。そしてコレーは「女になり母となり、地上の豊穣性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元での女性の精神性と生命の永続を保証するばかりではなく、高い次元であり、だけというないというないかではない。

ーメーテール的ギュナイコクラティーをひきだしたのである。「地たというデーメーテール・コレー神話から、バッハオーフェンは、デニ分の一をハーデースのもとでくらし、三分の二をデーメーテールとは地上に帰れなくなったが、祖母のレアーのとりなしで、一年のうちは地上に帰れなくなったが、祖母のレアーのとりなしで、一年のうちは地上に帰れなくなったが、祖母のレアーのとりなしで、一年のうちは地上に増れてくなったが、祖母のレアーのとりなしで、一年のうちは地上に増れているのである。「地たというデーメーテールのらうまでは、この地上に草木をしげらせないというデーメーテールのらうまでは、この地上に草木をしまりた。

=グレート・マザー」のちがいがはっきりする。の内実がしめされる。ここでバッハオーフェンの「地母」と、「太母り、人びとは自由・平等なのであるというやさしさにみちた原始時代母」であるデーメーテールのもとでは、ギュナイコク ラ ティー で あ

話研究に心理学がとりいれられていないことから、「時代おくれ」とニイの研究に惹かれることはわかるが、もし、バッハオーフェンの神で、ユングを中心にして毎年開かれていたエラノス会議において、ケ門』(邦訳は一九七五年)に多くを負っている。スイスのアスコーナ門』(邦訳は一九七五年)に多くを負っている。スイスのアスコーナーニイ(一八九七~一九七三)とユングの共著である『神話学入レーニイ(一八九七~一九七三)とユングの共著である『神話学入レーニイ(一八九七~一九七三)とユングの共著である『神話学入レーニイ

だけでなく、社会を改造することができると心理学に大きな期待をよ に瀕した人間性の未来の発展」のために、『グレート・マザー』でと けることはできないであろう」との気負いがある。 るとノイマンは信じており、 いうのなら、それはおかしい。宗教学・人類学・民族心理学等がユン きるということと、 せている。人間性の危機、 る今日、母権的なもので均衡を保つことができれば、単なる精神療法 するための基礎的貢献となる」と、父権的なものだけが力をもってい とろみた「女性の元型的· グの心理学を応用することによって、より深い理解ができるようにな こころの治療による未来の発展とは何なのかが, あるいは人間の病気が、母の元型で治療で ――心理的世界の提示は、未来の文化を治療 「現代の深層心理学との対決は何人も避 ノイマンは

ーテールやペルセポネーに体現される。

ノイマンのバッハオーフェン評である。批判しながらも『母権論』か女の本質について「根本的な何ものかを把握した最初の人」という

どうもわからない。

ったのは私だけではないだろう。 史学的、神話学的な偉大な業績を歪曲することにもなりかねないと思らはなれずに研究を深めたノイマンであるが、バッハオーフェンの歴

>.

ねばならない。 の邦訳についていくつかの訂正にふれておか

で、「大地・豊耕・女性」(邦訳名)は一九四九年刊である。 じた『大地・豊耕・女性』(邦訳名)は一九四九年刊である。 じた『大地・豊耕・女性』(邦訳名)は一九四九年刊である。 じた『大地・豊耕・女性』(邦訳名)は一九四九年刊である。 じた『大地・豊耕・女性』(邦訳名)は一九四九年刊である。 じた『大地・豊耕・女性』(邦訳名)は一九四九年刊である。 した『大地・豊耕・女性』(邦訳名)は一九四九年刊である。 した『大地・豊耕・女性』(邦訳名)は一九四九年刊である。

riarchy matriarchate なので、「母長制」としたがよい。 四二ページの「母性社会」、六八ページの「母権社会」は mat-

訳文については次のような訂正を考えてみたい。

象徴に関する研究』としたい。
究』、『古代における墓の象徴についての論文』は、『古代の墓の究』、『古代における墓の象徴についての論文』は、『古代の墓の象徴性に関する研し、七〇ページと二六五ページの『古代人の墓の象徴性に関する研し、

- たんたい。 七一ページの注20の、「グラオコスと母権制との関連の証明業績である」というのは、「グラオコスと母長制との関連の証明は、現代の科学者にはあまりしられていないバッハオーフェンの1、七一ページの注20の、「グラオコスと母権制との関連の証明
- 、 またそのあとの(英訳書の注。バッハオーフェン『母権』一巻とあるのは、『全集』の第二巻のことであり、『母権』二巻とあるのは、『全集』の第二巻と第三巻(共に一九四八年刊)が『母権論』になっている『母権論』は、一九四三年からバーゼルで出版されはじめた『バッハオーフェン全集』のなかの『母権論』であり、『全集』の第二巻と第三巻(共に一九四八年刊)が『母権論』になっているので、邦訳書『グレート・マザー』のなかで、『母権』一巻とあるのは、『全集』の第二巻のことである。
- ら。 れは「母権」や「父権」の「権」をさけてのイギリス語原文によ意識」と、「父権制」を「父長制」としなければならないが、と長制へ」と訳したい。あとの「母権制・無意識」を「母長制・無長制へ」は、「母長制から父
- 女神が太陽を産み出すことである」とすると理解しやすい。性が養分を与えることと同じように、産み出すことであり、木の性が養分を与えることと同じように、木の母性に属する」は、「樹木の母は、一二七〇ページの「産み出すこと、太陽を産み出すことは、養分
- からの引用文のなかの「母性の女性 支配」は Motherhood の二九三ページの『母権論』(『全集』第二巻一一ページ以降)

(II)

『母権論』から引用した四箇所を紹介し、考察したい。

そこで本稿では、ブリフォーがこの『母たち』三巻本において、

れない。一部分ではあるが、このいくつかの訂正は、バッハオーフェ日、ノイマンの著書によってバッハオーフェンをしる人もいるかもしミスプリントもあるかと思われる。心理学に関心をもつ人の多い今が、あとの二箇所では何故か「女性性」と邦訳されている。gynocracy の訳なので、マザーフドを「母性」とするのはいい

て参考になる。 ージにもなるさまざまな写真は、眼で見る「グレート・マザー」としージにもなるさまざまな写真は、眼で見る「グレート・マザー」のあとの方につけられた一八三ペンを正しくしってもらいたいためのものである。

とれをもってバッハオーフェン一○○年忌の記念としたい。

ブリフォーにおけるバッハオーフェン

――『母たち』三巻本のなかでの『母権論』――

(1)

石原通子

(1) 「『女の反抗」説」

「博学なスイスの法学者バッハオーフェンは、ある時期に女の優越のいている。」

解説

慣行をいきどおる意向は、女たちにはない」の三三○頁にかかれて二頁)のなかの、小項目「女たちが生きている社会に確立された性性」、その一節「原始諸社会における女たちの地位」(三一○~三三任いる説明である(以下同じ)。

. . .

がしめされている。 とれにたいするブリフォーの注には、『母権論』の序説、一九頁

一九七六年、二五頁)では、つぎのように邦訳されている。 一九七六年、二五頁)では、つぎのように邦訳されている。

きたということは誤認されようはずはない。」人の意識的・持続的抵抗のうちで形成され、強化され、維持されて「女人統治制は常に、婦人を屈従させるヘテリスムスに対する婦

る。 との訳文での「女人統治制」はギュナイコクラティ ー の 訳 であ

とのようなバッハオーフェンの見解にたいして、ブリフォー

は

し、バッハオーフェンの見解に反対している。カリストラーである」(『母たち』第一巻、三三○頁)として、アフリにはないのである」(『母たち』第一巻、三三○頁)として、アフリはない。……なんらかの性の諸基準にたいして、反対する傾向は女「そのようなことが起こるということほど、空想的に不可能なこと

えないのである。

ファリカにはいった時期には、原住民がプロミスキディーを支持するとはい多妻婚を支持するからとして、プロミスキティーを支持する根拠にはな好についての報告がバッハオーフェンの記述に反対する根拠にはな好についての報告がバッハオーフェンの記述に反対する根拠にはなが、白人がアフリカにはいった時期には、原住民がプロミスキだが、白人がアフリカにはいった時期には、原住民がプロミスキ

バッハオーフェンは『古代書簡』第一巻(一八八〇年)で「プロう用語をつかっていて、「プロミスクィテート」とはいっていない。バッハオーフェンは『母権論』のなかで、「ヘテリスムス」とい

えも、プロミスキティーに訂正していることになる。 にスクィテート」という用語が適当でなかったことに気づいたため「ヘテリスムス」という用語が意味するものは、「プロミスクィテート」が意味するものと同じであるとみられる。ブリフォーは引用ート」が意味するものと同じであるとみられる。ブリフォーは引用ート」が意味するものと同じであるとみられる。ブリフォーは引用ート」が意味するものと同じであるとみられる。バッハオーフェンは引用ート」と訂正した。したがって『母権論』のなかでのヘテリスムスさー」と訂正した。したがって『母権論』のなかでのヘテリスムスさー」と訂正した。したがって『母権論』のなかでのヘテリスムスさート」という用語をつかっている。バッハオーフェンはミスクィテート」という用語をつかっている。バッハオーフェンは

実である。アマゾーン制をおいている。これが「女の反抗」とされるものの内アマゾーン制をおいている。これが「女の反抗」とされるものの内ーテール的母権・ギュナイコクラティーにいたるまでのあいだに、バッハオーフェンは、アプロディテー的ヘテリスムスからデーメバッハオーフェンは、アプロディテー的ヘテリスムスからデーメ

② 「彼の社会科学にたいする貢献

る。先駆者の仕事ではさけられない判断のいくつかのまちがいにもから、先駆者の仕事ではさけられない判断のいくつかのまちがいにもから、大きい偏見の固い壁を物ともせずに、先輩あるいは同輩からヒンっと大きい偏見の固い壁を物ともせずに、先輩あるいは同輩からヒンっと大きい偏見の固い壁を物ともせずに、先輩あるいは同輩からヒントをうけない独力の人物であり、社会史のもっとも重要で根本的な諸談をもって、それを発表した人物を記念して、正当という、あるいは闘輩からヒントをうけない独力の人物であり、社会史のもっとも重要で根本的な諸談をもって、それを発表した人物を記念して、正当という、あるいは同輩からヒントをうけない。

始ギリシアについてのわれわれの非常に拡大した考察は、彼の天才が始ギリシアについてのわれわれの非常に拡大した考察は、彼の天才がな一部、第二巻、五一頁をみよ)。 クレータ文明の発見、ミケネと原第一部、第二巻、五一頁をみよ)。 クレータ文明の発見、さかというである。

の四〇八~四〇九頁の注五にかかれている。頁)のなかの小項目「妻方居住的慣行にもとづくアテネの婚姻法」頁)のなかの小項目「妻方居住的慣行にもとづくアテネの婚姻法」頁、そとでの一節「エーゲ文明とギリシア」(三八八~四 | 四様相」、そとでの一節「エーゲ文明とギリシア」(三八八~四 | 四様相」、そとでの一覧の注重にあります。

な』ダーウィンを引用しようとするのとおなじように見苦しい。」に、だれかが現在述べることは、あたかも時代おくれの牧師が『温雅ほど進めたところのバッハオーフェンについて、ローズ氏がしたようつねに邪魔したようなローズ氏よりも、科学的知識を比較のできないひきだしたものに、たえず確証をくわえている。それは科学的知識を

この注五がほどこされた本文はつぎのとおりである。

状態の初期段階で、それらの独特の法律が発達したと考 える こと族の創設者となることが、夫にとっては伝統的な慣習であった社会「夫の世帯に妻を移し、夫が絶対的なマスターである家父長的家

は、まったくできないとみられるとわたしは考える。妻が婚姻のあは、まったくできないとみられるとわたしは考える。妻が婚姻のあは、まったくできないとみられるとわたしは考える。妻が婚姻のあは、まったくできないとみられるとわたしは考える。妻が婚姻のあは、まったくできないとみられるとわたしは考える。妻が婚姻のあは、まったくできないとみられるとわたしは考える。妻が婚姻のあ

は生家の規制をうけていた。 とでブリフォーは、アテネ婚姻法は女を服従させるものである として生家の成員であることをしめしている。このアテネ婚姻 が家出して、夫方居住婚にはいり、夫の家父長権に服しても、妻は がなとして生家の成員であることをしめしている。このアテネ婚姻 は生家の規制をうけていた。

でいる。後考にまちたい。 があない。後考にまちたい。 があない。後考にまちたい。 があない。後考にまちたい。 があないだで最高の地位にたっている」としている。それにはどいかでは、ブリフォーは具体的にはっきりとは書いていない。また「科学以前の」バッハオーフェンと批判するのは、具体的にはどいオーフェンが最高の「近代社会科学の創設者」であるということに「科学以前の」バッハオーフェンを「近代社会科学のからない。後考にまちたい。

(3) 「大地の女神について」

る』と、バッハオーフェンはのべている。」たちは、『大地として、そして月として、二位一体的な生活をしていたちは、『大地として、そして月として、二位一体的な生活をしていけっていまり、同時に月・女神でない大地・女神はない。すべての地母

解

J. J. Bachofen, Das Mutterrecht. Gesammelte Werke. Band 2, 1948, S.161. での原文はつぎのとおりである。

Alle großen Naturmütter führen eine doppelte Existenz, als Erde und als Mond.

位一体的な存在をしている。」
「すべての偉大な自然母たちは、大地として、また月として、二

七八年、三頁)のなかにかかれている。「バッハオーフェン『母権論』目次」、「女性史研究」第六集、一九「バッハオーフェン『母権論』目次」、「女性史研究」第六集、一九の母性的自然母の優位およびそれとギュナイコクラティー との 関の母性的自然母の優位およびそれとギュナイコクラティー との 関の母性的自然母の優位およびそれとギュナイコクラティー との 関

どでの例をあげ、「外観あるいは機能におけるなんらかの類似から六○頁)として、カリブ海の野蛮人、古代メキシコ人、マオリ族なアスペクトとして、奇妙に同一視されている」(『母たち』第三巻、ブリフォーは「すべての原始的思考では、月と大地は同一物の諸

るものになる」(同上、六一頁)とむすんでいる。の諸属性の前者への転移が感知されたときにだけ、それは理解できたちとその諸機能と、しっかりとむすびつけるときに、そして後者同一視は生じるととはできない。諸イデアが月と大地の双方を、女

ところから、大地と月が同一視された。とその諸機能と、前者すなわち大地(夜)を支配するのは月であるとその諸機能と、前者すなわち大地(夜)を支配するのは月である後者すなわち女の子宮(暗黒)からの出生(光)という、女たち

デーメーテール的母権をみちびきだした。
にたいして、母として行為するありかたから、バッハオーフェンはる。このデーメーテールがその娘(コーレー)であるペルセポネージーメーテールは豊穣の女神・地母神として月の女神ともいわれ

4 「母長的放縦について」

とともに、みとめた。」のないであるということを、奇妙な矛盾ムス』があらゆる母長的社会の特徴であるということを、奇妙な矛盾母長的社会が確立されたと想定したバッハオーフェンは、『ヘテリス「プロミスキティーの状態に反対する女たちの反抗の結果として、

解診

ンディアン、タルギー族、マライ族などを挙げて、性的自由がある用語がつかわれている。ヘテリスムスの事例として、プェブロ・イとこでも「プロミスキティー」と「ヘテリスムス」という二つの

しめすことはできないとしたい。るいは「プロミスクィテート」(プロミスキティー)という用語でことをしめしているが、原住民の性的自由を、「ヘテリスムス」、あ

なじ意味のようである。 とこでの「母長的社会」は、①での「ギニコクラシィー」と、お

格な婚姻法則」とデーメーテールの無規律な婚姻とが、あきらかに格な婚姻法則」は、「アプロディーテー的へ自然法>」、「アプロディーテー的で、「贖罪のための女の犠牲」を必要とする(井上五郎訳「母権論・序説」、「女性史研究」第三集、二五一二九頁)として、ギュナイコクラティーは「女の犠牲」を必要とするとしている。だがデーメーテールには夫はおらず、多くの男と交わっているとっているようである。ヘテリスムスの「宗教的戒律違反」である。だがデーメーテールには夫はおらず、多くの男と交わっているので、ギュナイコクラティーは「女の犠牲」を必要とするとしている。だがデーメーテールには夫はおらず、多くの男と交わっているとしているようである。ヘテリスムスの「宗教的戒律違反」である。だがデーメーテールに大は、方の人自然法>」、「アプレで現れているとになり、ギュナイコクラティーのもとでの「デーメーテール的厳格な婚姻法則」とデーメーテールの無規律な婚姻とが、あきらかに格な婚姻法則」とデーメーテールの無規律な婚姻とが、あきらかに、対している。

ふれている箇所は、さらに数箇所あるが、つぎの機会に述べたい。

(III)

きなかった。これはバッハオーフェンが集団婚という婚姻形態をしらバッハオーフェンは、氏族組織による婚姻規律を発見することはで

をみるのにあわせて、バッハオーフェンの構想を再考しなければならで、プロミスキティー(乱婚)から集団婚へとうつると、婚姻の発展なかったことである。したがって、モルガンの古典民族学をうけつい

なお、ブリフォーが『母たち』三巻本でバッハオーフェンについて、ただけでも、ブリフォーは『母権論』をよく読んでいるといえる。のであるが、この功績は大きい。だがバッハオーフェンもブリフォーのであるが、この功績は大きい。だがバッハオーフェンもブリフォーのであるが、この功績は大きい。だがバッハオーフェンもブリフォーを発見し、後者の根本的特質として普遍的な自由と平等をみいだしたを発見し、後者の根本的特質として普遍的な自由と平等をみいだしたなお、ことをギリシア神話からない。

女性史双書第1(八六年六月刊)

原始・母性は月であった

バッハオーフェン墓参記

女性史双書第Ⅱ(八七年六月刊)

たとブリフォーは解しているのであると、いまのところ 理 解さ れ矛盾している。とのような矛盾をバッハオーフェンが感じとってい

女性史双書第Ⅲ(八八年六月刊予定)

日本上代の女たち

記念行事に出席して ズーぜぇ通信バッハオーフェン一〇〇年忌

シュミット・昌子

話をしたところ、ところよく承知して下さいました。の前に写真をとらせていただけるかどうかフーバー夫人にお願いの電いついて、展覧会開催中はきっと「写真お断り」だろうと思って、そバッハオーフェン百年忌展の開催がちかずいてきましたのでふと思

長のアッカーマン博士にフーバー夫人が紹介して下さいました。思ったのアッカーマン博士にフーバー夫人が紹介して下さいました。会場では館いたら「百年忌展」の雰囲気がわかっていただけたのに――。ばらしく、目をみはるようでした。昨年五月の「エラズムス展」のとばらしく、目をみはるようでした。昨年五月の「エラズムス展」のと歴史博物館は恥ずかしながら私もはじめて見ました。その内部はす

館長からも「日本からの出品」のお礼を言われて、私も あわて てのでおどろきました。たより若い方で、ブルクハルト先生のような高齢の方を想像していた長のアッカーマン博士にフーバー夫人が紹介して下さいました。思っ二階のガラリーが「百年忌展」につかわれていました。会場では館

五夫先生の『母権と父権』も入っていました。 っていました。布村一夫先生の『モルガン古代社会資料』と、江守の『略段を上ると、まず古いガラス張りの本棚があって「文献」が入

はバッハオーフェンの記念碑(お墓)の大きい写真(30㎝×50㎝

(B)

- のケースは、とび上るほど喜びました。というのも見て下さい、
- 『母権論』の刊行をもってはじまる。」 ページは「家族史の研究は、一八六一年、バッハオー フェン の1、エンゲルス著『家族・私有財産・国家の起原』の本の開かれた
- ② 『バッハオーフェン墓参記』のタイトルページ J.J. Bachofe
- 表紙が好きでした)。 (フーバー夫人はとの) 布村先生の『原始・母性は月であった』(フーバー夫人はとの
- した。 (4) 緑、オレンジ、白と「女性史研究」が扇のように並べてありま
- こと、即ち「シタイマン教授からもブルクハルト先生からも、バーゼ如何? すばらしいでしょう。私が「墓参記のあらまし」に書いた⑤ 『バッハオーフェン全集』

ルでもよく知られていないJ・J・バッハオーフェンのような難しい

宝物を土産に……」という内容をそのまま表現して下さったフーバー『バッハオーフェン全集』をヴィップ書房で求め、そのずっしり重いした。その答はエンゲルスの『家族の起原』にある。バッハオーフェース。その答はエンゲルスの『家族の起原』にある。バッハオーフェテーマを、何故日本の女性が興味をもって研究するのかと質問されま

失人の御厚意とその才能に打たれました。

に描いたもの、「近代美術館所蔵」一九七〇年、ヨハネス・グルッケベックリーンが学友のように肩に手をかけ、それぞれの性格を風刺的ヤーコブ・ブルクハルト、J・J・バッハオーフェン、アーノルド・大寺院を背景に、バーゼル中央橋に立つ偉大なる四人F・ニイチェ、一大の四巨星」が等身以上の大きさで描かれているもの。「の」 これは三メートル×二メートル位の威圧されるような大きさの画の これは三メートル×二メートル位の威圧されるような大きさの画

らわれている航海の絵。一八八二年アルサス地方のシトラスボルグの供がいるかに乗っている。大人は右手で帆をつかんでいる、海風があぼ、「いるかに乗った大人と子供」の写真。「大人(男か女か?)と子中にバッハオーフェンのスケッチブックあり。

作です。

ローマの遺跡で発見したもの」という説明がついていました。

o (I) バッハオーフェンの家族 術館よりの提供でした。 た)。(G)と田のほかに バッハオーフェン・コレクションの 風景画が美

図書館提供)、少々不正確なことを書いています。『プロフェッサー画

家紋(大きいポスター)

写真(まだ写真が普及していなかったが

シ」の一節など。 シ」の一節など。 ショの一節など。 ショの内部数枚。 フェンが手紙をかいた姪ですね)白い館と聖ヨハネス堂の内部数枚。 フェンが手紙をかいた姪ですね)白い館と聖ヨハネス堂の内部数枚。 フェンが手紙をかいた姪ですね)白い館と聖ヨハネス堂の内部数枚。 フェンが手紙をかいた姪ですね)白い館と聖ヨハネス堂の内部数枚。 ションが可愛い子(バッハオーショの一節など。

開会の前日、九月二四日の新聞の「今日のテーマー欄に、バッハオ※ ※

にまとめるか「難しい展覧会」だったそうです。

人は民族学博士です。バッハオーフェンの多面性を生かし、どのよう

新聞に紹介されたように十部面が以上でした。ちなみにフーバー夫

に詳しく、二、三年前に亡くなられたバーゼル新聞の編集局長だったとをたずねたら、後者が正しく、「ジャーナリストは……!」と言っとをたずねたら、後者が正しく、「ジャーナリストは……!」と言っとをたずねたら、後者が正しく、「ジャーナリストは……!」と言っとをたずねたら、後者が正しく、「ジャーナリストは……!」と言っとをたずねたら、後者が正しく、「ジャーナリストは、一氏のようにでいました。昔の新聞の記事をかいたG・A・ヴァンナー氏は郷土史に、美の彫』は、この肖像画は、一八八〇年頃のルーフの写真をもとに、夫の彫』は、この肖像画は、一八八〇年頃のルーフの写真をもとに、夫の彫』は、この肖像画は、一八八〇年頃のルーフの写真をもとに、夫の彫』は、この肖像画は、一八八〇年頃のルーフの写真をもとに、夫の彫』は、この肖像画は、一八八〇年頃のルーフの写真をもとに、夫の歌』は、この『はいま』といいました。

生に読んでもらって下さい。私は秋の夜長に……?文を出しています。これらは私にはとても手が出ませんので、布村先とス氏の二ページの論文が出ています。彼は『記念誌』にはちがう論のせて「神秘への郷愁」という題で、ハンズ・ョーゲン・ハインリッのせて「神秘への郷愁」という題で、ハンズ・ョーゲン・ハインリッのせて「神秘への郷愁」という題で、ハンズ・ョーゲン・ハインリッのは、カの胸像を次に九月二六日の「バーゼル・マガジン」週末号には、あの胸像を

とのことです。

74

九月二五日、「一〇〇年忌展開会式及びリセプション」は大雨でした。リセプションになってからブルクハルト先生御夫妻その他をすこて、いたら一緒にと思ったのですが、静粛で開会式はとれませんでしたのですが――フーバーからOKをとってあった――記者達もいなくたのですが――フーバーからOKをとってあった――記者達もいなくたのですが――フーバーからOKをとってあった――記者達もいなくたのですが――フーバーからOKをとってあった――記者達もいなくしとりました。が、本当に昨日展示会の写真をとっておいて幸いでした。私り高令の停年された学者の御夫婦が多く、あとは大学関係でした。私り日本の一般である。

開会の辞は館長アッカーマン博士。

「忘却の彼方にあったバッハオーフェンを没後一○○年にあたって

次に、フーバー博士が展示会について、

言及なさって恐縮のいたりでした。

割をすることになれば幸いである。」とのべられました。割をすることになれば幸いである。」とのべられました。
割をすることになれば幸いである。」とのべられました。
割をすることになれば幸いである。」とのべられました。
割をすることになれば幸いである。」とのべられました。
割をすることになれば幸いである。」とのべられました。
割をすることになれば幸いである。」とのべられました。
割をすることになれば幸いである。」とのべられました。

マックス・ブルクハルト博士の祝辞「J・J・バッハオーフェンと

す。「この二人の学者は同時代人でありながら、両極、陽陰の差があ ヤコブ・ブルクハルト」、これは三〇分間でしたが、要点だけ書 きま

年、エンゲルスに『家族の起原』で引用されたり、アメリカのモルガ ンに認められたり、ロシアの共産主義者が資本家のバッハオーフェン 人』、当時の実証主義者から『高貴なナンセンス』 とよばれた。…… に対し、バッハオーフェンは社会を疎遠した『私的学者』で『独房の った。後者は生存中に成功し、認められ、『愛された人』であったの 『母権論』は見たり聞いたりしたが読んだことない(笑)もので、後 (笑)をたたえたり、最近は『フェミニスト』に唱えられたり、バッ

くわかりませんでした。 ハオーフェンを真に理解する人はすくない……」。 ととでいろいろなととが論ぜられたのですが、私のドイツ語ではよ

なった御礼、そして先生から墓参記の御礼を言われて、奥様に紹介さ 先生に御挨拶に行きました。昨年皆様がいらっしゃったときお世話に とのあとでワインとおつまみが出ましたが、まず私はブルクハルト

ボンヌ・パリ大学でドイツ文学の先生であるモニック・ペルトレ女史 ばにいた「バッハオーフェン研究者」を紹介して下さいました。ソル し、話をきいていましたのでよくわかりましたよ。」 そして、 そのそ をして失礼しました。おかげさまで……」と私。「翻訳もついていた めないからエキゾチックで面白いのでしょう。その節は何度もお電話 ションだったそうですよ。写真がとてもよかった……」、「日本語で読 生とお話しているとき、奥様日く「貴方たちの本は図書館でセンセイ れました。思いがけなくお若い(六○才位?)方でした。他の方が先

> とでした。 るお約束をしました。日本からきている留学生に読んでもらうとのと

えませんでした。グロースマン夫人、ビューリン美術館長にもお会い 皆様の努力の賜物です。そういえば、シタイマン先生からお手紙もな ど……展示会のあとだったら、その意味がうすれたととと思います。 い、リセプションで会えるのではと期待していたのですが、お姿が見 かったこと、未発表の「若きバッハオーフェン」、「白い館の内部」な ね。私考えてみると、『墓参記』の出版は、展示会の前に出たのでよ 「図書館でセンセイションをおこした」とはうれしい言 葉 でし た

をたしかめたいのでさがしていることを申し上げたら、 ら来るとのでしたが、きていない」とのこと。『全集』第五巻のこと た。「明日の講演会は他の用で来られないが、今夜の開会式にできた ろうろしていると、アッマカーン館長が一人でいらしたので伺いまし

ないし、ブルクハルト先生は人にとりかこまれていらっしゃるし、う しませんでした。ゲルツア博士は紹介していただかないと顔もわから

思いました。 し上げたら、 でしょう」とのこと。ついでに私の名まで言及なさって恐縮ですと申 「展示会までに出すよう努力したが、年末、一一月か一二月になる 「貴女も手伝った一人ですよ」と、穴があったら――と

日の講演会にミューリ先生がいらしたら、どんなに喜んだことでしょ に出ました。その人は、カール・ミューリの弟子だったらしく、「今 れからついでに言いますと、二六日の講演会の最後にとのことが質問 ですが、余裕をもって一二月か来年一月になる」とのことでした。そ 「シュヴァベ」に先週電話をしてみました。返事は「年末には出る筈 第五巻の出版について、この展示会の前に気になって、 印 刷

も『墓参記』を見せてもらったとのこと、この先生にも本をさし上げ

一月二五日のバッハオーフェンの命日に刊行されたらすばらしいですると、編集者のトーマス・ゲルツァの話です」と答えられました。一教授が、「第五巻は『後記』でおそくなったが、一一月か一二月に出ッハオーフェンの業績における古代芸術」を講演されたシェフォルドう。それはそうと『全集』の未刊の巻はどうなったのですか?』「バ

留守ではと思いましたし、主人も「君にはドイツ語が無理

だろうか

講演会は土曜で、息子も月曜の朝アメリカへ発つので、一日ママ

よ」とのコメントでした。ずばりと、面白いことを言われるなー、

からなくてもよかったのかなと思いました。

ら、顔出しして帰れ」と言いましたが、一日中がんばりました。八時

第九巻については「『全集』の編集の計画当時はヴァイスと い う人

中も前に たのがだいなしで、苦笑してしまいました。 半に家を出て帰宅七時!。というのも『記念誌』は講演が終ってから がきかないなと思ったり、責任者としてのフーバー夫人の立場も考え がきかないなと思ったり、責任者としてのフーバー夫人の立場も考え がきかないなと思ったり、責任者としてのフーバー夫人の立場も考え がきかないなと思ったり、責任者としてのフーバー夫人の立場も考え がきかないなと思ったり、責任者としてのフーバー夫人の立場も考え がきかないなと思ったり、責任者としてのフーバー夫人の立場も考え は満演が終ってから

が一○年前頃かいた博士論文の要約なのだそうです。御主人が大学かが一○年前頃かいた博士論文の要約なのだそうです。御主人が大学からな、「はまで、プロフェッサー画廊のバッハオーフェンの写真をいて、フィルムを入れかえしている所にこの人が近づいてきて、「昨夜は失礼しました。シュミットさんですか」とドイツ語で話しかけるのです。実は御主人が今日の講演者のセザナ博士。「内的人類史「南韓国からです」と、剣もほろろに通りすぎたので、「坊主憎くけ「南韓国からです」と、剣もほろろに通りすぎたので、「坊主憎くけ「南韓国からです」と、剣もほろろに通りすぎたので、「坊主憎くけ」という題――これは彼上で、東、深い三人の方に出会いました。まず最初に講演者の講演会で、興味深い三人の方に出会いました。まず最初に講演者の講演会で、興味深い三人の方に出会いました。まず最初に講演者の

上通過のことを言いましたら、「それがバッハオーフェン なん で すト先生が、「如何? 勉強になりましたか」と言われたとき、との頭しくて、私の頭の上を通りすぎてゆきました。お茶のときブルクハル講演そのものについては『記念誌』でおよみ下さい。とてもむづか

者で、いまは大学の助教授。「バッハオーフェンの日の出会いを記念ら『墓参記』を持ってきたのを見たとのこと。バッハオーフェン研究

枚とりました。

緒にということに相成りました。例の喫茶店の隣りの安いレストラン を読んですばらしいので、講演をききに来たとのこと、では昼食を一 おありですか」と話しかける。バッハオーフェンの『ギリシア紀行』 老婦人がいる、どうぞと傘をさしかけて、「バッハオーフェンに興味 あのライン河畔に出ようと思っていると、目の前に雨の中を傘なしの 食一人でつまんないな、何処に行こうかな、皆さんとケーキをたべた 次に出会った人は昼食を一緒にした精神科のローデル医学博士。 昼

記』を送りました。耳が遠いとかで、午後は彼女と一緒に前の方に坐 ェンの『ギリシア紀行』がすばらしいとの言葉にほだされて、『墓参 一人暮らしで淋しいから、昼食の相手がうれしいとか、バッハオーフ で話をしていると、精神科の医者で停年、七五才くらいでしょうか、

そしたら、横に日本人らしき男の人がいる、昨夜のセザナ夫人のこ

とにこりて話しかけなかったのですが、フーバー夫人から「ドイツに のドイツ文学(哲学?)の臼井隆一郎氏、ドイツのテゥビンゲン大学 ルに住んでいる方ですか、昌子さんですか」とのこと。御本人は東大 か」ときかれていたので、その人かなと思って会釈したら、「バーゼ いる日本人から展示会のことをたずねてきたが、貴女が知ら せ た の 哲学を研究して数年、バッハオーフェンに興味ある との こと、私は 参記』のことを知った。昌子という名を覚えていたとのこと、ドイツ に留学中。東大の信貴辰喜先生から「週間読書人」が送ってきて『墓 「バッハオーフェンツアー」はとの人一人なのかと感慨無量でした。 『墓参記』を日本からとりよせようと思っていたとのことで、沢山あ

> と。帰途一緒に重い『記念誌』を半分持って下さいました。既に「聖 ら来てホテル住まいで、明日「一○○年忌展」を見て帰られるとのと ョハネス堂」を見ていて、お墓はどとですかときかれましたが、息子 ッセを通るので、「リッターホフ」を紹介し、美術館を示して、私は の帰米のことがあるので御案内できませんでした。帰りはリッターガ ン館長、フーバー博士、ブルクハルト先生に紹介しました。ドイツか

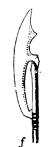
昨日『記念誌』は普通便で発送しました。早く着くことを祈ります。 本でき上り、今日もう一本とりに行って、小包に入れて発送します。 「バッハオーフェン一○○年忌」の報告はこれ位で。写真は昨日一 電車に乗りました。

に行きましょう。 すので。命日の一一月二五日には、主人をつれてもう一度展示会を見 れそうですね。フーバー夫人が一週間に二度くらい解説をするそうで か。何かのお役に立ったならうれしく思います。つぎには第五巻が送 これでバッハオーフェンの仕事も遂に終ってし まった の でしょう

ー」、モニック・ペルトレ「ホフマンスター ル の バッハ オ ー フェン 郎「二古代史間、バッハオーフェンとベンヤミンーその解釈のヒント ―その歴史哲学の 前提』(『バーゼル文化郷土史』 第九巻)、臼井隆一 や論文が送られてきました。セザナ博士『バッハオーフェンの歴史観 参考になれば幸いに思います。 観」。これらの文献は家族史研究会に 寄贈いたします。 皆様の研究の 数日後、 『墓参記』をお贈りした三人の方達から、お礼にと次の本

りますのでお送りしましょうということに相成りました。アッカーマ

母権から父権へⅡ



社会組織 ――部族は、二つかあるいはそれ以上の交婚する族外婚的社会組織 ――部族は、二つかあるいはそれ以上の交婚する族外婚的社会組織 ――部族は、二つかあるいはそれ以上の交婚する族外婚的社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくれる社会組織をもつ諸部族もまた、存在するということが、ほどなくなられるだろう。とれらの場合、男たちはその階級名とトーテム名の方どもたちへ伝える。

ン・タウンズのJ・C・ミールヘッド氏による)。 アキラ座は ブンジルでギデア樹(クイーンズランド州ヴェルヤンド川のワケルブラ部族。エルギストラリア州のディエリ部族。 H・ヴォゲルサング師による)。 ウベル=ラ座(西ヴィクトリア州のムクヤラワイント部族)。 タララ=雨(南オーラ座(西ヴィクトリア州のムのお族では、名前は次のようである。ブンジル=アキ

いるととに、私は注目したい(『オーストラリア原住民』一〇〇頁)。あると指摘される。ドーソン氏がそれをフォーマルハウト星であるとして訳・犬 童 美子 リマー・ファイスン

A・W・ハウィット

あるいは処分するを意味するワンダリにちなんで、ワンダリブラとい ーリングブラという以前の名前をすてて、新しい領地の中で、別れる、 ンズランド州エルギン・ダウンズの J・C・ミールヘッド 氏 に よっ しないならば、変化はおこらないであろう。このような例は、クィー れる諸例がある。これらの男が死んだときに変化がおこるだろう。他 ンドの三つの氏族でのように、主要な男たちの名にちなんで名づけら もっとも多くの場合は、地域の名である。しかし、そこにはギプスラ してそとへやってくる。氏族名は連続する諸世代とともに変わらず、 ちの妻たちとなり、それにかわって、その男たちの姉妹たちが、妻と で彼らは狩猟している。その娘たちは、他の諸氏族に属している男た も継承されるが、彼らの父たちが彼らよりも以前に狩猟した同じ区画 るなんらかの特質かに由来する。それは男たちをとおして、どこまで ている。その名前はふつう、占有している地域の性質か、それに属す 成されており、それぞれは、部族領域のある部分に、地域分野をもっ の場合には、地域名が変わるか、あるいは氏族がその居住を変えるか 地域組織 ―― 部族はまた、多くの諸氏族すなわち諸地域集団から構 私に示されている。その居住地を変えた部族集団の一つは、デュ

う名前をひきついでいる。

それぞれの氏族は、多くのあるいはすべての階級やトーテムの個人

を妻とする権利――妻たちとすることができるならば――を継承すならの母たちの名前を継承する。それとともに、彼らは一定の女たちならの母たちの名前を継承する。それとともに、彼らは一定の女たちならの母たちの名前を継承する。それとともに、彼らは一定の女たちをとおしての永続的な継承をたちから構成されている。氏族が男たちをとおしての永続的な継承を

このように、社会組織が地域組織に行きわたっているのをわれわれてのように、社会組織が地域組織に行きわたっている地域的氏族となり、母系出自を放棄するのを、わりを規定し、球技のときに占める側を決定さえもする。それにもかかりを規定し、球技のときに占める側を決定さえもする。それにもかかりを規定し、球技のときに占める側を決定さえもする。それにもかかりを提定し、球技のときに占める側を決定さえもする。それにもかかりをして、球技のときに占める側を決定さえもする。それにもかかりをして、球技のときに占める側を決定さえもする。それにもかかりを指定しているのを見しているのでは、というにはいるのでは、おものでは、おいるのでは、おいるのでは、おいるのでは、おいないるのでは、おいるのでは、

ち首長をもたなかった。

がたしかめることができるかぎりでは、彼らは認知された頭長すなわ

って、双方の組織のなかにでてくる諸変化を非常に明白 に 示 し ていに、はっきりみられる。それらの相違は、ある原因か他の原因かによ少社会組織と地域組織との区別は、いくつかの実例 を 比 べ るときが必要である。 しかし、この問題を十分に明らかにするためには、それ以上の調査・少数の部族での世襲首長職の存在は、数人の通信員によって確言されて

が割された共同体にもっとも近いタイプは、クナンダブリ部族をその極端な部族を比べることによって示される。われわれが熟知しているる。これは、付録の諸表に整理されている一連の部族のうちの二つの

例にとることができるものである。

た範囲外のユーンゴのふさわしい男と約束した(婚約した)と、マツとうに規定された。マツタラの娘がまだ幼児であるうちに、禁止された。じっさいには、ユーンゴとマツタラの理論上の共同婚は、つぎの困のきまりは、マツタラのトーテムのものが、ユーンゴのトーテムの姻のきまりは、マツタラのトーテムのものが、ユーンゴのトーテムの姻のきまりは、マツタラのトーテムのものが、ユーンゴのトーテムの姻のきまりは、マツタラのトーテムは、動物の名前をもっていた。婚割されていた。これらの諸トーテムは、動物の名前をもっていた。婚割されていた。それらの階級はさらに二つのトーテム集団に分級に分割されていた。それらの潜入が表情を表した。

タラの娘について両親はいっている。娘が年ごろに達したとき、

の約束した夫は、彼自身のトーテムのユーンゴの同年代の男たちにとの約束した夫は、彼自身のトーテムのコーンゴの同年代の男たちにとってよっていばなくて彼の仲間たちによって、すべての彼のトーテム兄弟よってではなくて彼の仲間たちによって、すべての彼のトーテム兄弟る。それでこれらの男たちのそれぞれは、たがいに他と同じような組る。それでこれらの男たちのそれぞれは、たがいに他と同じような組る。それでこれらの男たちのそれぞれは、たがいに他と同じような組る。それでこれらの男たちのそれぞれは、たがいに他と同じような組る。それでこれらの男たちのそれぞれは、たがいに他と同じような組る。それでこれらの男たちの妻たちもによってよく知られていて、彼らは「愛人たち」とより、植民者たちによってよく知られていて、彼らは「愛人たち」とより、植民者たちによってよく知られていて、彼らは「愛人たち」とより、植民者たちによってよく知られていて、彼らは「愛人たち」とより、植民者たちによってよく知られていて、彼らは「愛人たち」とより、植民者たちによってよく知られていて、彼らは「愛人たち」とより、植民者たちによってよく知られていて、彼らは「愛人たち」とより、植民者たちとの、神経の神経の神経の大きによってよく知られている。

兄弟たちは、交婚から除外されていると、オドンネル氏は語っている。族の間でのように、われわれの推定によると、すべてのじっさいの第一従来。クナンダブリ部族の間では、他のオーストラリア諸部族やフィジー諸部

において、われわれによってすでにたしかめられた諸慣習と一致している。 とれは古い慣習の残存を大いに連想させるが、われわれはまだ、われる。 これは古い慣習の残存を大いに連想させるが、われわれはまだ、われいるすべての男たちを、ふくめていたと、オドンネル氏は言明さえしていいるすべての男たちを、ふくめていたと、オドンネル氏は言明さえしていいるすべての男たちを、ふくめていたと、オドンネル氏は言明さえしていいるすべての男たちを、ふくめていたと、オドンネル氏は言明さえしている。

説明をみいだす。*** ここにわれわれは、ナイア族の間でのいわゆる一妻多夫婚に つ いての

ナリンエリ族をとりあげる。レクサンドリナ湖とアルバート湖に、クーロング湖岸に、住んでいるレクサンドリナ湖とアルバート湖に、クーロング湖岸に、住んでいるある別の一部族とを比べてみよう。このために、マーレー河口に、アところでクナンダブリ部族と、一連のもののうちでより近いものでところでクナンダブリ部族と、一連のもののうちでより近いもので

のトーテムか諸トーテムかをもっている。しかし、まれに同じトーテのトーテムか諸トーテムもない。一般に、それぞれの氏族は、それ自身で高数をもっていないし、二つの基本的である。それぞれの氏族は、一定の地域を占めているおおくの氏族から構成されていた。それぞれの氏族は、その属する地域かあるいは想定された背質かに由来する名前をもっていた。部族のなかで、いくつものトーテムに分割されているが、クナンダブリ族のように、二つの基本的な階級をもっていないし、二つの異った交婚する集団に別のやり方でな階級をもっていないし、二つの異った交婚する集団に別のやり方では割を与えた。部族はまた、その社会組織のなかで、いくつものトーテムに対し、二つの地域を占めている。とかし、まれに同じトーテムを踏級をもっている。しかし、まれに同じトーテのトーテムか諸トーテムかをもっている。しかし、まれに同じトーテムを踏みをもっている。しかし、まれに同じトーテムを踏みをもっている。しかし、まれに同じトーテムを踏みをもっている。しかし、まれに同じトーテムを踏みをもっている。しかし、まれに同じトーテムを踏みをもっている。しかし、まれに同じトーテムを指数をもっている。しかし、まれに同じトーテムが表している。

て行使された。出自は、父を通してだけみとめられた。 いでの婚姻は、禁じられていた。女たちは、男のトーテム仲間によって、皮の絨たん・武器などの品物と交換された。もし女が、なによって、皮の絨たん・武器などの品物と交換された。もし女が、なによって、皮の絨たん・武器などの品物と交換された。もし女が、ないの婚姻は、禁じられていた。女たちは、妻としてその男親族たちかでの婚姻は、禁じられていた。女たちは、妻としてその男親族たち

ムが、二つの異った氏族にみいだされた。トーテムのなかや氏族のな

くが、彼女らのトーテムは彼女らの子どもたちへは伝わらない。ようくが、彼女らのトーテムは彼女らの子どもたちへは伝わらない。より初期のい駆落ちの事例をともなっていると前述された慣習での、より初期のい駆落ちの事例をともなっていると前述された慣習での、より初期のい駆落ちの事例をともなっていると前述された慣習での、より初期のい駆落ちの事例をともなっていると前述された慣習での、より初期のい駆落ちの事例をともなっていると前述された慣習での、より初期のい駆落ちの事例をともなっていると前述された慣習での、より初期のいをあるでは、選出された背長による部族統治の管理に重大な変化があった。では、選出された背長による部族統治の管理に重大な変化があった。

* ポイント・マクリー伝道団の地区監督F・タプリン氏は、われわれの要* ポイント・マクリー伝道団の地区監督F・タプリン氏は、われわれの要を、異性(結婚していない)のものとして、完全に認可された」。を、異性(結婚していない)のものとして、完全に認可された」。できるものとを許されなかった。後者の間じゆう、合法的にめとることができるものとしてだけではなく、彼ら自身の氏族とトーテムのものでさえあるものたちを、異性(結婚していない)のものとして、完全に認可された。でいる。「ナリン諸にたいして、それ以上の調査を表している。「ナリン諸にたいして、それの方の表

するに、母権は父権にとって代わられるのである。

然衰退かによって、死滅した男たちのトーテムは、決して復活するこきには、法が氏族の内部での結婚を妨げるのは明白である。戦斗か自権を採用し、その地域の諸氏族にその内部で結婚することを禁じたと滅過程が、どのように作用したかは全く明らかでないが、一部族が父この変化のもとで、ある諸トーテムは絶滅したようである。この消

とはない。

このことから、この過程は「自然選択」の過程であり、それぞれのこのである。という最終の結果をともなっているとわれわれは推定できるがくる、という最終の結果をともなっているとわれわれは推定できるのである。換言すると、氏族は地域化したトーテム氏族となるのである。との結果、ナリンエリ族を他の多くの諸部族――父をとおしての出自をもち氏族員たちすべては同じ血族のものであり、同じ「紋章」出自をもち氏族員たちすべては同じ血族のものであり、同じ「紋章」という最終の結果をともなっている――のなかにいれませんち「象徴」をおびている諸氏族をもっている――のなかにいれませんち「象徴」をおびている諸氏族をもっている――のなかにいれません。

付録のA表では、七部族――二部族は両極端にあることをすでにの付録のA表では、七部族――二部族は両極端にあることをすでにのべた――の主要な地域的、社会的な諸特質が比較して示されている。べた――の主要な地域的、社会的な諸特質が比較して示されている。されたらいたのは社会組織のなかであると、ほとんど言われるべきであることを示している。の出自の芽があり、その芽の成長をしいるためのうんらかの援助をあれば見落してはならない。地域化した諸氏族のなかで、父をとおしての出自の芽があり、その芽の成長をしいるためのうんらかの援助をあれば見落してはならない。地域化した諸氏族のなかで、父をとおしての出自の観念が衰退する。このような影響力は、婚約の慣習によってに通道を表しての出自の観念が衰退する。このような影響力は、婚約の慣習によって、 は、一二部族は両極端にあることをすでにのでない。

は、比較的わずかな個人だけが仲間からはずれる。その身体的優位に可能であるというのが、領域の本質である。領域のふつう の 状 態 で食物の並はずれた環境なくしては、なんらかの大きな常設の集会は不

て地域組織が、いかにしてとの慣習が生じるかを示している。典っておぎなわれるが、この慣習は共同権の明らかな修正である。

女の子どもたちを、

い。集団婚をおとなう諸部族のなかでさえも、習慣的に同棲している

彼自身の子どもたちとして主張するので、集団婚

であり戦士である。その子どもたちが、彼の階級名すなわちトーテム

序文 はしがき 版』(バーゼル歴史博物館刊)目次 控訴裁判所長ルードヴィヒ・エインガー・サラジン博士からョハ 権力文化に対する文化権力 『ヨーハン・ヤーコブ・バッハオーフェン (一八一五~一八八七) ーゼル ーハン・ヤーコプ・バッハオーフェン ネス・シュネル教授あて書簡(一八八七年一二月二〇日付) 百年忌記念展示会(於バーゼル歴史博物館・一九八七)付録出 ――バッハオーフェンゆかりの都市の社会史によせて バルバラ・フーバー・グロイプ………………9 ハンス・クリストフ・アッケルマン……………5 ルードヴィヒ・エインガー - サラジン…………15 ライオネル・ゴスマン………41 フィリップ・サラジン……28 ヴァルター・ベンヤミン……16 か 母権と婦人運動 バ バ バッハオーフェンとローマ法 ヨーハン・ヤーコプ・バッハオーフェン著作目録……………… アリアドネが与えた導きの糸とアマゾーンの武器、バッハオーフ バッハオーフェン著作における古代芸術 人類の精神史・バッハオーフェンの歴史的ヴィジョンに関する精 神史的諸前提 ッハオーフェンの発表になる母権継受史 ッハオーフェン、母権および民族学 ェンとの関連における神話および親族考 アンドレアス・セザナ......58 ハンス-ユルゲル・ハインリヒス……ほ ウーヴェ・ヴェーゼル……61 マインハルト・シュスター……91 カール・シェフォールト………

79

を持たないという事実は、子どもたちとの親子関係の事実を終らせな のである。そのことは、男は、少女たちの母とともに「部 族 の 夫 た によって主張できるより以上に、より大きい関心を自然的に主張する よって男は、女たちと幼ない子どもたちの保護者である。男は狩猟者 とでは、利己心が解決に影響するだろうし、明らかな傾向は個別婚の ち」をのぞいて、少女たちをめとるべき者に関しての困難な問題を解 がより強くさらに強く大きくなること、時がたつにつれて、いわゆる ばれるようなものであり、他のものたちがもつことができるよりも強 な個別婚への大きい段階であり、婚約による夫は、女の特別な夫とよ 個別婚が部分的に確立されているのをみいだす。しかし、これは厳密 と、副次的な夫たちの共同権についてのそのごの主張をともなって、 確立であろう。クナンダブリ部族では、前もっての「罪 ほ ろ ぼ し」 決するだろうということは、自然なことにすぎないのである。 彼女と彼女の子どもたちに関心をもつのである。特別な夫の主張

少女たちの母といつも生活している男は、たんに「副次的な夫たち」 るということをわれわれはみいだす、少女たちが成長するにつれて、 のもとでさえ、子どもたちにたいする個人の権利についての観念はあ オーフェンに提案したのである。ジロー-トゥーロンにすれば、母権施しようと試みたところの、ある着想を再度とりあげるよう、バッハかろう。それゆえジロー-トゥーロンは、かれ自身が一八六七年に実

はとうてい成し遂げることのできない課題の前に立っているとしてよ

ーに関するあらゆる言説を探索する目的をもってしては、自分独りで

然推測するのである。そしてとの点にたっするときに、出自の観念の妻の彼自身への厳正な貞節を最終的に要求するととを、われわれは当かで事例であるとわれわれがみいだすように――きびしい刑罰で彼の「愛人たち」がいなくなること、現実的な夫が――多くの諸部族のな

なかで変化がもたらされる。

ト。 どの間での私自身の個人的観察にもとづいている。---A・W・ハウィッ
* これは、クーパー・クリーク諸部族、ディエリ族、ヤントルヴンタ族な

『母権論』第二回編集―二―バッハオーフェンの『古代書簡』と

訳・石 塚 正 英ヨハネス・デールマン

を要しないとしても、地上すべての未開諸民族のギュナイコクラティを要しないとしても、地上すべての未開諸民族のギュナイコクラティらされようと予言したのであった。もっともかれは、その企図にともらされようと予言したのであった。もっともかれは、その企図にともおくり、また、ためらうことなく、改訂作業には決定的な成果がもたおくり、また、ためらうことなく、改訂作業には決定的な成果がもたおくり、また、ためらうことなく、改訂作業には決定的な成果がもたおくり、また、ためらうことなく、改訂作業には決定的な成果がもた書簡性察するに、バッハオーフェンは、一八七○年二月初に書いた書簡

は、フランス国内での普及を配慮したい意向である。 というのである。旅行者は、ただ記入すればよいだけの、そのようし、かれらに知られている当該資料を伝えてくれるよう依頼を添えよし、かれらに知られている当該資料を伝えてくれるよう依頼を添えよし、かれらに知られている当該資料を伝えてくれるよう依頼を添えよし、かれらに知られている当該資料を伝えてくれるよう依頼を添えよし、かれらに知られての詳細な項目(例えば家族の構成。政治社会、宗教、宗教上についての詳細な項目(例えば家族の構成。政治社会、宗教、宗教上

行年》までに、かれは六○○名以上の著者のものを抜萃し、われわれ行年》までに、かれは六○○名以上の著者のものを抜萃し、われわれみれば一目瞭然というものである。一八八五年(『古代書簡』第二巻刊想を立ててみても無意味であるが、だがしかし、かれが実際そうやす想を立ててみても無意味であるが、だがしかし、かれが実際そうやすがで選びとったのである。なぜであろうかと、そのことについて予好んで選びとったのである。なぜであろうかと、そのことについて予好んで選びとったのである。 と世界にまたがる探査に着手する方をの「スリッパ旅行者」として、全世界にまたがる探査に着手する方をの「スリッパ旅行者」として、

で報告してよかろうことは、かような資料の山を目の前にしたなら、熱心な研究の、感銘深き証明である。それについて概略なりともことる資料蒐集ノート三一冊を埋め尽くしたのだった。まさに、たゆまぬる意料蒐集と覚書とでもって、かれの、五○○○頁をはるかに超えに研究の経過と作業方法とについての正確な認識を与えてくれるとこ

至極当然のことである

ず、バッハオーフェンはいっそう厳しく《自らを》戒めつつ、この観 要求が人間の能力を凌いだとして、それでもかれはいったいいかなる を固執した。全世界をすっかり注視するとは、何たる要請であること 化からのみ理解されうるという、古典古代研究者の、文化史家の主義 族のととを詳細に研究していたのである。また、民族学者としてもな 上のあらゆる諸氏族のもとで母権の証明を探究しただ け に と どまら ような蒐集につきものの危険は明らかなことである。《すなわち》資 萃で、自分のノートをいっぱいに埋め尽くしていったのだった。その 点のもとで多数の文献を摂取し、また関連する文脈から切り出した抜 あった。全体的文化への関心が不断に目覚めていったにも か か わ ら 立証している。かれの関心は就中、いろんな親族名称諸体系の探究に 誠実さでもってそれらの要求に従おうと努めたかを、その資料蒐集は その資料蒐集の文献が証明するところでは、バッハオーフェンは地 かれは、個は全体によってのみ、また特殊な研究課題は全体的文 当時の科学が到達していた水準に従って、ほぼすべての文化、 地域の諸宗教の調査に没頭したのだった。もしかれの科学上の諸 それゆえかれは、地理学と歴史学に、また民族学とあらゆる時 民

料は時のたつうちに雑然たるものにまで積み重ねられようし、

時の経

究の境界内に維持されているのである。それからまた注意すべきこと

過が長ければそれだけ根本的に、元来的な事の次第を記憶中から消し

らかに十分であった。かれの読書は、 著作を、バッハオーフェンは抜萃していないし、きっと一度も読んで 快であったに違いなく、したがってそもそもかれらの著作を手にとる 学者の中でも物質主義的な立場は、バッハオーフェンにははなはだ不 別段驚くには及ばない。A・コント、H・スペンサーのごとき、社会 作が《バッハオーフェンの蒐集中に》まったく欠けているとしても、 まったくない、純粋なる対象を要求した。それゆえ、西洋哲学上の著 る。「自然科学的研究方法」は、哲学問題とか諸学説とかの混ぜ物が 神」に関する著作を得んとする、 確な像がかれに伝わることになる。そとから、「その土着の起源と精 る。読書することで遠方の地、見知らぬ文化についてのかなう限り正 歴史家」バッハオーフェンという、昔から不変の態度 が 明 ら かとな そして宗教学上の論文幾百篇の論題をみれば、主題に対する「実証的 重ねられた事実のいたずらによって、実にちょくちょく、その罠に陥 に適合するか、あるいはその理由付けに関係するような、 去ってしまうのである。事実かれは、いともたやすく任意のシステム いないであろう。との分野は二次的なものからの教示で、 についてはともかく、ライエルあるいはダーウィンのごとき人びとの 問題への関心はうかがわれない。ヘッケル、フォークト、ハクスレー ても、それでもバッハオーフェンの資料蒐集からは、自然科学上の諸 ァーサルな歴史家、民族学者にとって根本的な意義を有していたとし 発見が、特に文化の諸起原と人類の発生史を探究するひとりのユニヴ などということは拒絶した。たとえ当時の地質学と生物学の革命的諸 っている。《それでも》抜萃されたところの地理学、歴史学、民族学 かれの不断の骨折がみられるのであ 断乎ためらわずに、 個々の積み かれには明

ンの根本理念に矛盾することは、決してない。かれは確たる感受性で意を払うだけである。いずれにせよ、それらの洞察がバッハオーフェ実際に独創的な洞察を報告した少数の理論家たちにのみ、強い顧慮の上の激しい理論闘争をなにも反映していない。バッハオーフェンは、資料蒐集は、一八七○年以後比較社会学が換起したような民族学

一八六九年一一月から一八七〇年一一月まで、したがってきっちり一

適した》社会学的なデータの集録が目立ったという印象が伝わってく民族学的、それに宗教学的な広範囲にわたる研究と並んで、《自分にた。したがって資料蒐集をみると、最後まで、地理学的、歴史学的、もってそれらを突きとめ、ただちに自己の研究に利用しうるようにし

の理論に対立する他者のテーゼについてはこれをきっぱりと 拒 否 しや、そうした諸見解についてはこれを無造作に片づけ、あるいは自己は独自の卓越せる理論を所有しており、自己にとって無価値とみえるる。この集録活動の背後にはきわめて自意識の強い人物がいて、かれる。この集録活動の背後にはきわめて自意識の強い人物がいて、かれ

バッハオーフェンは、熱心に仕事にとりかかうな》好例を得ている。

た、という解釈がある。その両事情について、われわれは《以下のよ

もちろん一八七二年の春まででしかなく、しかもただ概括的にそうしもちろん一八七二年の春まででしかなく、しかもただ概括的にそうし、原始状態と最古の理念とをかたくなに固執している点で際立ってし、原始状態と最古の理念とをかたくなに固執している点で際立ってし、原始状態と最古の理念とをかたくなに固執している点で際立ってし、原始状態と最古の理念とをかたくなに固執している点で際立ってし、原始状態と最古の理念とをかたくなに固執している点で際立っているからなのです」との「地理学上の研究法に従い、アフリカから始めめるとにみられる母系制(Maternitätssystem)の遺制を拾い集基礎にして『母権論』第二回編集に着手するため、地上のあらなら、日標は明らかでいるからなのです。

はなかった。

しい未解決の問題が眼前に積まれていたところの、長期にわたるアフ とはなかったし、あいかわらず若干の論文から抜萃している。にもか 八〇年)に至る間、かれがアフリカのことをすっかり忘れるというこ 的に研究することにした。《とはいえ》『古代書簡』第一巻刊行(一八 の著述家から出直すことにし、それからまたアラビア人のことを徹底 献からの知識修得を完了させ、いまやふたたび、いっそう繁く、古代 るものである。《だが》との時期内において、かれは現代の探検記文 対してかれが再度、以前にも増して強烈に没頭していたことを立証す 方、同年中にまる三〇篇の論文を読書したということは、黒い大陸に リカ《についての読書》はわずか一○冊の著作にまで減退したが、他 追跡調査しなかったということは、注目に価する。一八七一年、アフ 年以降に企てられた探検(例えばスタンリーのそれ)をかれがもはや リカ研究の、一九世紀的徴候の中に完全に立っていた。だが一八七三 動を続け、さらにバッハオーフェン没年の一八八七年においてなお夥 年)をもって組織的に開始し、一八七○年段階で依然として完全に活 書は、「アフリカ内奥発見を奨励するアフリカ協会」創立(一七八八 かわらずそれらは、一八七三年までに獲得したかれの展望を凌ぐこと かれはアフリカについて約八〇篇の論文を読んだ。かれの読

ゥルヴィル、ウィリアム=エリス、アルフレッド=ラッセル=ウォレード、Ftラモント、アーチボルド=キャンベル、J・デュモント=ドーダルベルト=フォン=シャミン、ウィリアム=トーマス=プリチャアニア地方へのそうとうな寄り道をし、秋《一八七○年の秋》にはアアニア地方へのそうとうな寄り道をし、秋《一八六九年秋》に、かれはオセただし、アフリカ研究の第一年め《一八六九年秋》に、かれはオセ

ただけであった。要点として次のことがらが確認される。すなわち、

ス、トーマス=ウィリアム、そしてジェームズ=カルヴェルトなど、ス、トーマス=ウィリアム、そのはるはかの著作から抜萃を行なっている。翌年(一八七一年)、かれはウはかの著作から抜萃を行なっている。翌年(一八七一年)、かれはウルッで、トーマス=ウィリアム、そしてジェームズ=カルヴェルトなど、

「ゲルマン世界における Avunculat(母方オジ権》」に関する論文を来殆んど調査されずに来た若干の箇所において、母系原理の優位を発来的んど調査されずに来た若干の箇所において、母系原理の優位を発えいた。かれは、ゲオルグ・ヴァイツ、ヴィルへル・ヴァケンナーゲル、エルンスト・テオドール・ガウプ、ヨハネス・メルケル、カール・フリードリヒ・アイヒホルン、ヤーコプ・グリム、リヒャルト・シュレーダー、ホッダー・M・ヴェストロップ、そしてヴィルへルム・デーケらの著作によって『サリカ法典』を研究し、ここにおいてひとつの暫定的な結論に達した。《その後》一八七四年に、においてひとつの暫定的な結論に達した。《その後》一八七四年に、においてひとつの暫定的な結論に達した。《その後》一八七四年に、においてひとつの暫定的な結論に達した。《その後》一八七四年に、バッハオーフェンは、まったくの偶然から、一八七〇年一一月末に「ゲルマン世界における Avunculat(母方オジ権》」に関する論文を

し、また翌年二~三月にはジョン=ラボック『文明の起原』とE・B・で一八七○年一二月、かれが再度マクレナン『原始婚姻』を 選 び 出たちと議論したいという熱望の方が拒み難く高まったのだった。そこて、かれの心中には《サリカ法典への関心よりも》、すぐれた 理論家その間に、未知の地平の開拓と新しい民族学的現象の認知とを通じ

書を再開するととになる。 まとめようと決心した時、

かれは、それまで一時中断していたその読

みることとなる。 タイラー『人類古代史』に深く立ち入って没頭するのを、われわれは

3 ((の上))

出発して今日まで存続してきているのである。
出発して今日まで存続してきているのである。
は、その後の研究の進展過程で例外なく破綻していることである。それらの打破は、もちろん徐々に、しかも多大な労苦を経て達成されてきた。《とはいえ》進化主義者たちには、社会組織のあらゆる重要なきた。《とはいえ》進化主義者たちには、社会組織のあらゆる重要なきた。《とはいえ》進化主義者たちには、社会組織のあらゆる重要なきた。《とはいえ》進化主義者たちには、社会組織のあらゆる重要なきた。《とはいえ》進化主義者たちには、社会組織のあらゆる重要なきた。《とはいえ》を表すというのである。

始んどありえない。」いずれにせよ、人類の揺籃時代の、まったく形だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝だちに、力強く開始した。その著作は、むしろプルタークを通じて伝えられたプラトン主義の精神から生まれたものである。その著作は「一夫一妻婚的家父長制家族が天賦のものである。その著作は、「母権」をもって、すなわれどありえない。」いずれにせよ、人類の揺籃時代の、まったく形だちに、力強く開始した。「ひとつの関係が対している。」というには、方は、「母権」をもって、すなわらどもの反駁に対しませい。

口

レート婚において、工夫に富んだ結婚規制が認識された。

それから

質的特徴と認められ、大規模な連関中で観察されたのである。人類の 文化、母権的なそれを発見したが、《それによって》母系的な出自と 出発基盤を獲得してやったばかりでなく、ただちにその科学の確立に 傑作であって、原始の人類社会の遺産なのである。バッハオーフェン 諸形態である。それらはたしかに、身をもってする文化的はたらきの 自諸原則、住居継承制度《Wohnfolgeordnung》、婚姻および 家族の 両性の規制と秩序、近親婚の禁止、族外婚、族内婚、 の太古的な諸解決策に目をみはり、賞讃している。それはすなわち、 が提起されてあったかが明白となろう。現代人類学は、それらの問題 に立って初めて、原始社会の社会生活においていかなる基礎的諸問題 護するため、ここに大胆な戦いを行なったのである。「太古」の見地 を重ねてようやく達成された文化的創造物なのだというかの立場を擁 最初から自明のものであるわけでなく、反対に、堪え難い努力や失敗 くれるこの理論は、人類の社会的諸制度は全体としてもはやけっして 反対運動が開始したのであった。だがその間に、大きな突破口が成功 見い出し、数十年にわたって激越な争論の真只中にあった。E・ウェ で浮かび上がったし、二〇世紀に入っても依然として多大な擁護者を 社会学者のもとで一九世紀末頃に至るまで、幾重にも変化したかたち 発展史は母権から発して父権へと帰着した、とのテーゼは、 相続順位、および母系的な相続権はギュナイコクラティ的諸文化の本 も貢献した。すなわちかれは、いままで長いこと未知のままであった スターマークおよびG・E・ハワードが行なった徹底的批判でもって たって諸思想を揺り動かした。バッハオーフェンの根本理念は大半の 新たに生まれた科学に対し、たんに驚嘆の、それのみで実り多き 婚姻諸制度、 長きにわ 出 れに固有の文化における単婚と家族形態とはこの発展の頂点をなして 初的一夫一妻婚的高みから沈み込んだ人間における道徳旳に堕落した る 間的で適法の文化的創造物であるにもかかわらず、非ヨーロッパ的非 解に対する攻撃が首尾よく成功を収めた。要するに、たとえ純粋に人 された。婦女略奪、 価が認識された。比較研究においてトーテミズムの現象が隈なく究明 婚および族内婚の規制が発見され、近親婚問題はすでに十分にその真 部族およびさらに大きな連合体の構造が新たに調査された。また族外ただけの母系および父系の出自算定でもって氏族制度が強調され、諸 発展段階であることが証示された。たしかに未だ系譜学的に理解され 妻婚、一妻多夫婚はいまや、社会構造の全体の中にみられる工夫に富 態が眼前に呈示されたのであった。《そのようにして》複婚、一夫多 わらず、豊富な民族学的資料の基盤に立って、それらの多種多様な形 会組織の点では未だきわめて不十分であるにちがいなかったにもかか したのである。《すなわち》親族名称の基本的諸形態が認識され、社 ○年間に民族社会学は胎児のごとき研究段階から完全な成熟にまで達 がいったん開かれた後には、続けざまに諸発見があらわれ、わずか三 いること、それは争われない事実として残ったのである。この突破口 る不可避の諸段階として現象したものということなのである。 形態を表現するものでなく、道徳的、宗教的そして社会的進歩におけ キリスト教的であった婚姻・家族諸形態が存在したと い う こ とであ んだ制度であるか、あるいは一夫一妻婚へと向かう途上での必然的な つまりヘテリスムス、複婚、ギュナイコクラティーは、もはや原 婦女交換、婦女売買、レヴィレート婚、そしてソ

がなく状態も定まっていないような開始期へとわれわれを連れ戻して

裡に開かれ、親族名称諸体系についての古くさい、硬直した自然法理

もついでにふきあげるのと同じように、この新しい理念が勃興するにとよ! 《なるほど》火山が噴火の際に噴石とかくだらない礫と かをである。少しばかりの年数内における、なんたる知識の噴出であることの時代において最も明敏な業績である親族名称諸体系を発見したのまた住居継承制度にもつきあたり、そこでついにモルガンが、たぶんまた住居継承制度にもつきあたり、そこでついにモルガンが、たぶん

とは、もちろんできない。ここではほんの手短かな指摘で満足せねばを指摘することは、ほんのささいなことにすぎなかろう。それよりもを指摘することは、ほんのささいなことにすぎなかろう。それよりもが、われわれの叙述において特に努力するところである。但、われわが、われわれの叙述において特に努力するところである。但、われわが、われわれの叙述において特に努力するところである。但、われわが、われわれの叙述において特に努力するところである。但、われわが、われわれの叙述において特に努力するところである。但、われわが、われわれの叙述において特に努力するところである。但、われわが、われわれの教述において、との研究にまで立ちが表現するにとは、もちろんできない。ここではほんの手短かな指摘で満足せねばとは、もちろんできない。ここではほんの手短かな指摘で満足せねばとは、もの本とは、この希しい理念が表現するによっている。

ならない。

新たな事実を特に鋭く明らかにし、それを通じて、それらの事実を力払われるようになった。進化主義をめぐる世界観上での激越な闘争がらを持ち込もうと、即刻試みた。かれらの会明するという努力が存もたせて相互に結び合わせ、一方を他方から解明するという努力が存もたせて相互に結び合わせ、一方を他方から解明するという努力が存もたせて相互に結び合わせ、一方を他方から解明するという努力が存もたせて相互に結び合わせ、一方を他方から解明するという努力が存もたせて相互に結び合わせ、一方を他方から解明するという努力が存もたせて相互に結び合わせ、一方を他方から解明するという努力が存もたせて相互に結び合わせ、一方を他方から解明するという努力が存もたせて相互に結び合わせ、一方を他方から解析するという努力が存れるようになった。進化主義をめぐる世界観上での激越な闘争がある。《すなわらの事実を力払われるようになった。進化主義をめぐる世界観上での激越な闘争がある。

化主義者たちによって発見された社会的諸類型、 後者に対峙したのは、決してそれほど間違ったことではなかった。進 類の文化的落差は発生史的に把握する必要があるとの仮説でもって) 則において(すなわち、文化的な進化は全般的に起とるのだから、人 がデカダンス論の代表者であったことを考慮するならば、 だれが進化主義者たちを非難しようとしたであろうか?。 いうのが、もっかのととろ現代の認識となっているのである。 の発展がまったく独得な方法において進化主義的考察に反していると な諸問題がことでは肝要なのである。いずれにせよ、親族名称諸体系 ことなれど、或る程度こんにちまで議論の余地を残してきているよう たり、増補したりされねばならなかった多くのものがあるのは勿論の いた。たしかにのちの研究を通じてクズを取り除いたり深く掘り下げ して慣習は、したがって、なによりもまず不朽の発見的価値を有して 強く科学的意識中に際立たせたのである。進化主義者の主たる反対者 諸形態、 かれらが原

 44

房部

の一八七○年三月八日付返書(遺稿九三、八七)から部分的に推その内容についてはジロー‐トゥーロンからバッハオーフェンへ36 この書簡は紛失している(五二七頁、註1参照)。 けれども、

三、八七)。 37 ジローからバッハオーフェンへ、一八七〇年三月八日(遺稿九

くされた。 る、ことである。だがその軍事的企では成果なきまま中断を余儀なっとである。だがその軍事的企では成果なきまま中断を余儀なのことである。だがその軍事的企では、Mère》』を持参させたとのことである。だがその軍事的企では、四ンドン地理学協会会長くされた。

50

一八四頁以下参照。

註四参照)。 《『人類学会研究紀要』 第二一巻、一九六六年》(本書五二三頁、フェン遺稿にみる一九世紀の進化学説研究に関す る》 新 史 料」フェン遺稿にみる一九世紀の進化学説研究に関す る》 新 史 料」 遺稿、一四−四○、四四−四六、五○。

巻、一一一五頁、次頁をみよ。 一月一〇日付。モイリによる当該書簡の詳細な複刻、全 集第 三元 バッハオーフェンからマイアー=オクスナーへ、一八七〇年一

八まで。
八まで。
八まで。

51 モイリ「『母権論』へのあとがき」(全集第三巻)一〇七九頁以

れの『新史料』(本書五二三頁注四参照)において詳しく吟味さ下、特に、一一〇一頁以下をみよ。との問題については、われわ

バッハオーフェンからホルヌングへ、一八七〇年一二 月二日

付

45 同上。

47 ホルヌングからバッハオーフェンへ、一八七〇年一二月一一日46 本書五七二頁をみよ。

49 G・P・マードック『社会構造』(ニューヨーク、一九六〇)48 遺稿二〇、一二一〇一一二九五。

付(遺稿九三、一一七)。

いったい誰がそう言いうるであろうか。」

「三○年という隔りのにったい誰がそう言いうるであろうか。」

「ソル=タックス、前掲書四六六頁参照。「三○年という隔りの以れ、あたかもウシガエルについてオタマジャクシを評価しようと試みるかのごときものであり、かれらが果たした貢献を評価するという試みは、あたかもウシガエルについてオタマジャクシを評価しようと試みるかのごときものであろう。現在では、進化主義者によって明らかにされたあらゆる概念をもってわれわれが社会相様について有している資料を総合的に扱うことが、不可能とはいわないまでも困難であると感ずるからとて、では最初期の民族学者が誤った定則に悩まされたのは不幸なことであったなどと、学者が誤った定則に悩まされたのは不幸なことであったなどと、いったい誰がそう言いうるであろうか。」

れている。

モイリ、同上、一一〇一頁(含注)をみよ。

第一巻(一八七三ノ七五)、 そのほかの文献所収。 W・J・マク 姻』(一八七三)。同、「原始人類間の婚姻」、『アントロポロギア』 化主義者たちもいる。例えばC・S・ウェイク『捕獲 による 婚 頁。W・G・サムナー、A・G・ケラー 『社会の科学』 第 三 巻 特に詳述する著者たち《マクレナン、ラボック、タイラー》のほ は、こんにち、文化的に普遍の現象となっているからである。」 いずれも生残らなかった。なぜなら、性の社会的コントロール 民族が存在したであろう。もしそうであったとすれば、それらは 上にあって、ひょっとすれば性的衝動を調整するのに失敗した諸 いてのマードックの意見をもみよ。すなわち、「人類の長い歴史 ギー『婚姻の始まり』(一八九六)。それからまた、この問題につ R・ブリフォー『母たち』第一巻(一九二七)六 一 四―七 八 一 会学』(第二版、一九二一)三四〇頁 および 次頁 《初版一九〇 外婚』第四巻(一九一〇)一五一頁。L・F・ウォード『純粋社 バッハオーフェンの仮説に従う学者たちが存在している。以下で 然として数世代にわたって、ヘテリスムスの原初的状態に関する (前掲書、二六〇頁)。だがそのことについてはすでにモルガンも 三》。W・H・R・リヴァーズ『社会組織』(一九二四)八〇頁。 女略奪、そして婦女売買に関する研究」、『比較法学雑誌』第五号 かにも、とりわけ次のものをみよ。J・コーラー「婦女共有、 (一九二七) 一五四七頁。もちろんとの学説に反対する若干の進 (一八八四) 三三六頁。J・G・フレイザー『トーテミズムと族 同上、一一一〇頁以下に問題全体の詳しい論究がある。

> 遍的現象となっていることは、十分確実なことといえよう。 地で発見された母権的諸現象を解明するための、推論された不可めて発見された母権的諸現象を解明するための、推論された不可めて発見された母権的諸現象を解明するための、推論された不可めて発見された母権的諸現象を解明するための、推論された不可めて発見された母権的諸現象を解明するための、推論された不可として出現したとの説は、こんにちもはや主張されなくなっている。《それからまた》C・A・シュミット『親族名称の基本諸形をして出現したとの説は、こんにちもはや主張された、まさに初て原初的状態とは何よりもまず、疑いなく確認された、まさに初ら関切が表していた。本書五五六頁および次頁参照。進化主義者にとっ自覚していた。本書五五六頁および次頁参照。進化主義者にとっ

ー『社会学』(一九五五)所収。4 A・ゲーレン「原始社会の社会構造」、ゲーレン「シェルスキ

55 A・ゲーレン『原始人とのちの文化』(一九五六)、二一七頁以 た、特に二二四頁をみよ。また、本書五四〇頁、注一参照。 下、特に二二四頁をみよ。また、本書五四〇頁、注一参照。 下、特に二二四頁をみよ。また、本書五四〇頁、注一参照。 で一八七七)。A・W・ハウィット、ロリマー=ファイスン「母権 (一八七七)。A・W・ハウィット、ロリマー=ファイスン「母権 (一八七七)。A・W・ハウィット、ロリマー=ファイスン「母権 (一八七七)。A・W・ハウィット、ロリマー=ファイスン「母権 (一八七七)。A・W・ハウィット、ロリマー=ファイスン「母権 (一八七七)。A・W・ハウィット、ロリマー=ファイスン「母権 (一八七七)。A・W・ハウィット、ロリマー=ファイスン「母権

下。リッペルト『人類文化史』(全二巻、一八八六―一八八七)。姻の太古史」、『比較法学雑誌』一二号(一八九七)一 八 七 頁 以グンプロウィッツ『社会学概要』(一八八五)。J・コーラー「婚

H・スペンサー『社会学原理』(全三巻、第三版一八九九) 《初版 一八九六》。E・B・タイラー「親族名称諸体系発展の 調査方法

について」、『王立人類学協会雑誌』一八号(一八八八)二四五―

例えばB・R・ブリフォー『母たち』(全三巻、一九二七)。W

二七)。P・ヴィノグラドフ『歴史法 学概 要』第一巻(一九二 ・G・サムナー、A・G・ケラー『社会の科学』(全四巻、一九

58 《ウェスターマーク》『人類婚姻史』(一八九一)。 《G・E・ハワード》『婚姻諸制度史』(全三巻、一九〇四)。

マードック、前掲書(本書五三四頁注三をみよ)一八四頁以下

<訳者あとがき―二―>

und die Zweite Bearbeitung des "Mutterrechts" in Johann Jakob Bachofens Gesammelte Werke, Achter Band, Antiquarische Briefe

本論文は Johannes Dörmann, Bachofens "Antiquarische Briefe"

ン読書の数日後のこと)。

既に本誌第二一集(一九八六・一二)七二一八〇頁にて発表済みであ Schwabe & Co. Verlag, Basel/Stuttgart, 1966, SS. 523~602. のSr. SS. 530~538. の部分を訳したものである。SS. 523~530. は

後続部分も本誌次号以下で分載する予定である。

がデールマンの記述には読書の進み具合が必ずしも年代順に整理され 学者としての再登場にとって不可欠のものであったことがわかる。だ バッハオーフェンが精力的に行なった読書・抜萃活動は、かれの民族 今回訳出した部分を読むと、一八六八年から一八七四年にかけて、

> 参照されたい。 譜一八六八-一八七四」を添付しておく。ついては本文理解の一助に ていないので、以下に訳者の作成になる「バッハオーフェンの読書略

バッハオーフェンの読書略譜 一八六八―一八七四(デールマンに依

拠して)

る母』一八六七年に自著『母権論』の理念を感激的につかみとる。 一八六八年一月(ジロー・トゥーロンの新著『古代の民族におけ

● 一八六九年一○月 あるフランス人の書物紹介に接してマクレナ ン『原始婚姻』(一八六五)の存在を知る。

一八六九年一一月 初旬、『原始婚姻』に目を通し、自著『タナ クゥィル伝説』(一八七〇)の中で引用もするが、抜萃ノートの作 ムンツィンガー『東アフリカ研究』(一八六四)を読む(マクレナ 一八六九年一一月 『母権論』第二回編集決意を促すことになる 成は行なわず。

に関する読書と抜萃が行なわれる。 ○点の報告書(論文)を読む。——一八七○にかけて、オセアニア 如開始される。──一八七○年一一月まで、アフリカに関する約八 一八六九年一一月 『母権論』第二回編集を目的とした読書が突

一八七○年二月 初旬、ジロー・トゥーロンに対し、 第二回編集についての構想を打ち明ける。 『母権論』

一八七〇年一一月末、『サリカ法典』中に母系原理の優位が記 を読む(一八七四年にとの分野の読書が再開)。 ンク王国の世界に向かう。『サリカ法典』についての多くの研究書 された箇所を発見、これによって現代アフリカを放棄し、古代フラ

- 専門家との討論を望む)。 一八七〇年一二月 マクレナン『原始婚姻』再読開始(すぐれた
- ィリアム・マースデン『スマトラの歴史』(一七八八)を読む。ま 八七〇)、E・B・タイラー『人類古代史』(一八六五)を読む。ウ 一八七一年二月 ――三月にかけてラボック『文明の起原』(一

たこの年にアフリカに関し著作一○冊、論文三○篇を読む。 一八七二年 再びオセアニアについての著作一〇冊を読む。

八七三年

執筆を決心。

一八七四年 母方オジ権に関する大論文の執筆に着手。 「ゲルマン世界における母方オジ権」に関する論文

母 لح 無 政 府

ひとつの橋の建設がもしそとに働く人びとの意識を豊かく 前どおり、泳ぐか渡し船に乗るかして、川を渡っていれ にしないものならば、橋は建設されぬがよい、市民は従

ばよい。――F・ファノン -アフリカ平等主義を考える―

1 アフリカ平等主義はレトリックか?

展望とそれを切り拓く原動力の問題において、同じ種類の限界に遭遇 れば唯一真理であるような――世界史的発展途上にあって、将来的な の、ないし両体制を貫通する、普遍的な次元で立ちはだかるものとし 義、資本主義対社会主義というふうな体制の区別を超え出たところで の工業諸国は、各々の陣営に固有な――すなわち各々の陣営にしてみ て、最近とみに顕著になりだした。またそれゆえ、その限界を大胆に した。その限界はきわめて現代的なものであり、自由主義 対 共 産 主 第二次世界大戦以後しばらくして、欧米先進諸国およびソ連・東欧

塚 正 英

払って――両体制が相互補完的な依存の中に収斂せざるをえないほど 社会の自然な発展にとって絶対不可欠な要素に、物質的・外面的な生 るもの、それは "原子力" "核エネルギー" である。人類および人類 で、その詳述は省くが、さほど誤解ないかたちで、その象徴だけをと 主義〉の概念を説明するのは労力の無駄・主題からの逸脱に通じるの て創り出される危機ということになる。ただ、ことで再び〈負の近代 ておいた、 体制を超えて貫く〈負の近代主義〉、 あるいはこれによっ 機ということになるけれども、わたしの場合は、すでに別稿で提示し 体制に区別なく作用する法則「万物の商品化」によって創出される危 ったい何か?
それは、例えばI・ウォーラステイン流に語れば、両 れほど新奇にして克服し難いものなのである。 の新局面を不可避的に生み出すことすら、予想される。この限界はそ 克服しようとすれば、ともするとイデオロギーの壁を越えて―― こに提示しておこう。〈負の近代主義〉の具現として第一に挙げられ ところで、ここにいう両体制双方に共通した、現代的な限界とはい -取り らにその派生たるレーニン主義――への拒絶としても顕現したのであ と、これを母胎として派生した社会主義、ことにマルクス主義-

て顕現したが、同時にまた、ヨーロッパで生まれた資本主義そのもの

一さ

る人びとが多い。

内的精神とのバランスをいかに保てるのかという点にも、不安を覚え

る。

な統合体とそ、万人によって担われるべき、生にかかわる活動なのだ 産・再生産と精神的なそれとがあり、この二つで一つの、密接不可分

て用いようものなら全人類を数万年の歴史もろとも滅亡させ得るとい とにかく『平和利用』のままで潜在的に兇器となっており、武器とし ず『エネルギー源』と仮称しているが、名称はどうでもかまわない。 弾゛が出現したのである。この化け物は、今でこそ゛爆弾゛とは称せ 肥大化した段階で、その行程の最終的局面で原子力が、いや『原子爆 が、そのうち後者の要素が無視され棄て去られる方向に前者の要素が

ど徒歩よりも自転車の方がよい、人力車よりもガソリン車 の 方が よ そのような欧米的科学文明に対する評価は、相当違っている。なるほ 物であるから廃絶せよ、と叫ぶ者は、残念ながら少数派なのである。 体制を貫いて――、このエネルギーは人類にとり両刃の剣のごとき代 だが、わたしが本稿で取り上げる地域、アフリカ世界にあっては、

う、そのような破壊物質なのである。だが、先進諸国では――東西両

るその態度は、なによりもまず、一七~二〇世紀間の、ヨーロッパに 絶の態度を示すのである。冒頭のファノンの言葉によく表現されてあ びとであろうと、同じように懐抱している。問題なのは、先に挙げた 強いられた植民地時代にアフリカ内に築かれた外来文化への拒絶とし い、という進歩志向は、アフリカの人びとであろうと北アメリカの人 「万人によって担われるべき、生にかかわる活動」が阻害されるほど 方的に、物質文明だけが突進する点において、アフリカの民衆は拒

> 批判し、自らの拠って立つ基盤としてあくまでもアフリカ独自の伝統 が主張する――平等主義を理論上の楯にして、一方ではブルジョワ革 と現代性を強調した人物に、タンザニアの前大統領ジュリアス=ニエ レン(一九二二~)がいる。かれは、アフリカに伝統的な――と本人 その際、このように現代の先進的二大陣営の政治と文化をもろとも

的な政治思想の根幹をなしている『アフリカ的平等』というものが、 態度に、深い感動を覚えるものである。だがしかし、かれのその理想 ず、アフリカを越えた全人類の平等をア・プリオリに説くニエレンの 者の歴史観・価値観として非難した。わたしは、何の前提条件も付け 権力の論理・階級闘争を基盤にして成立するマルクス主義をも、 を批判し、他方では被支配階級が支配階級を武力によって倒すという 命と農業革命とを経て不平等な物質文明を築いたヨーロッパ自由主義

義を見い出したとしても、欧米の科学技術から摂取した外見と固有の ず、欧米の物質文明と並んでアフリカ的平等主義がこんにち的存在意 の推測も、ありうる気がする。 さらには、以上のような 激変が生ぜ のごとき状態は何らの抵抗もできずに消滅してしまうのではないかと た欧米主導の物質文明に触れた現在では、そのような「貧困の平等」 昨日まで事実存在したにしても、科学技術の側面のみ過度に肥大化し 人びとがはなはだ疑念を抱いている。また、仮りにそのようなことが 会に土台として備わってきたものであるかどうかについては、多くの 果たしてかれの力説するとおり、悠久の歳月を経ても常にアフリカ社

るのであれば絶対に無視することのできない、このアフリカ的平等主 そこで、現代および近未来の人類が物心両面で豊かにならんと欲す

義のとんにち的実在の可能性を探ってみるととする。リカ社会の問題、との二題に言及するととによって、アフリカ平等主とは母権と無政府である。母権的アフリカ社会の問題、無政府的アフ義の史的変遷を、以下で次の二点に絞って概述してみたい。その二点

本主義一台皮現戈選書、一九八丘王、七頁、一二四頁。 1 Ⅰ・ウォーラステイン(川北稔訳)『史的システムとしての資

2 石塚正英、「〈負の近代主義〉批判」『クリティーク』第四号、本主義』岩波現代選書、一九八五年、七頁、一二四頁。

る。

世紀ヨーロッパ人民族学者の業績を進んで利用していきたい と考え

みすず書房、一九六九年、一一三頁。3 F・ファノン(鈴木道彦・浦野衣子訳)『地に呪われたる者』青弓社、一九八六年。

Ⅱ 母権的アフリカの問題――民族学者の調査

民族はいわれなき境界線によって強引に、暴力的に分断され、永年保したことによって、それまでの固有の歴史と文化とを奪い取られ、諸パ帝国主義諸国が一九世紀後半から植民地化政策を急速に強化・拡大アフリカ社会、とくにバンツー系等サハラ以南の社会は、ヨーロッ

有してきた遊牧的生活圏や農耕上の慣習の悉くを破砕されていった。

くれている。

るのでなく、そうした副産物を根絶するためにこそ、一九世紀、二〇典型である。だがここでは、そのような副産物のゆえに利用を断念すの研究成果と独帝ヴィルヘルム二世による膠州湾租借決意など、そのえばザイデン・シュトラーセン(絹の道)の命名者リヒトホーフェン理学者は時代の巡りあわせが悪く、気の毒といえば気の毒である。例

○世紀初頭のアフリカ社会について、以下の記述をわれわれに残している。「いたる多くの資料によって、母権先行説を説い」た人物である。そのいたる多くの資料によって、母権先行説を説い」た人物である。そのいたる多くの資料によって、母権先行説を説い」た人物である。そのいたる多くの資料によって、母権先行説を説い」た人物である。そのいたる多くの資料によって、母権先行説を説い」た人物である。そのいたる多くの資料によって、母権先行説を説い」た人物である。そのいたる多くの資料によって、母権先行説を説い」た人物である。そのいたる多くの資料によって、母権先行説を説い」た人物である。そのいたる多くの資料によって、母権の母に対した。社会の母系的国人では、対した。

にくわわり、一人または数人の女たちの配偶者となり、彼がうけいくっている。男は、一人の老女の承諾をえて、放浪する群れのなかられているのがみられる。現在ではほとんど絶滅している南アフリられているのがみられる。現在ではほとんど絶滅している南アフリで、この大陸のもっとも進歩した諸人種のあいだでも、きびしく守で、この大陸のもっとも進歩した諸人種のあいだでも、きびしく守で、フリカでは、女たちが婚姻のあと、彼女じしんの家族のなかに『アフリカでは、女たちが婚姻のあと、彼女じしんの家族のなかに

似ている。こうしてみると、帝国主義時代に名をなした民族学者や地である。このような皮肉は、ちょうどヤンバルクイナの悲劇的発見と学術的研究成果を利用して、現代アフリカ社会の実態を探究し得るの族学者が一九世紀末から二〇世紀前半にかけて調査し報告した諸々の族学者が一九世紀末から二〇世紀前半にかけて調査し報告した諸々の族が、ョーロッパ人がアフリカに対してこのような事態を引き起こしだが、ョーロッパ人がアフリカに対してこのような事態を引き起こし

って、そこであたらしい妻たちをみつけた。』えないときには、この婚姻は解消され、彼はある別の集団にくわわれられた集団に、彼の狩猟を提供する。彼が彼女たちに満足をあたれられた集団に、彼の狩猟を提供する。彼が彼女たちに満足をあた

"妻方居住婚の慣例は、東アフリカでは、きわめてふつうである。"妻方居住婚の慣例は、東アフリカでは、きわめてふつうである。当妻方居住婚の慣例は、東アフリカでは、父権的慣習がうまれつで、ひろくおとなわれている。だが今では、父権的慣習がうまれつであるために、ふるい諸習慣はふつうとわれつつあるために、ふるい諸習慣はふつうとわれつつある。というである。出自なをとおしてたどられ、財産は男によってその姉妹の子どもたちは女をとおしてたどられ、財産は男によってその姉妹の子どもたちにつたえられた。妻方居住婚の慣例は、東アフリカでは、きわめてふつうである。『李方居住婚の慣例は、東アフリカでは、きわめてふつうである。『

きる。

『母権論』第二回編集」を読むと、冒頭で次の一節に触れることがで

ッハオーフェンの仕事に触れ、その後再びアフリカ社会と母権の問題根跡の残存形態について執拗な追究を行なった一九世紀の民族学者バが、ここでは話題を少し転じて、近代における母権の、あるいはそのであるようである」としているが、そのような指摘は、わが邦でも例であるようである」としているが、そのような指摘は、わが邦でも例一九世紀までのアフリカ社会の構造についてブリフォーは「母権的

一)の著者としてあまりにも有名だが、かれはこの著作刊行後、一八バッハオーフェン といえば 『母権論 Das Mutterrecht』(一八六

た一文、ヨハネス=デールマン「バッハオーフェンの『古代書簡』と八六五)を読んで多大な感銘をうけ、さらにその直後ムンツィンガー八六五)を読んで多大な感銘をうけ、さらにその直後ムンツィンガーで、『母権論』以来の自らの学問的歩みに決定的な画期を 刻み 込んて、『母権論』以来の自らの学問的歩みに決定的な画期を 刻み 込んて、『母権論』以来の自らの学問的歩みに決定的な画期を 刻み 込んで、『母権論』以来の自らの学問的歩みに決定的な画期を 刻み 込んで、『母権論』から『古代書簡』に至るバッハオーフェンの『古代書簡』と 八六五)を読んで多大な感銘をうけ、さらにその直後ムンツィンガーハ六四年秋に、マクレナンの著作『原始婚姻 Primitive Marriage』(一六四年秋に、マクレナンの著作『原始婚姻 Primitive Marriage』(一六四年秋に、マクレナンの著作『原始婚姻 Primitive Marriage』(一

でたり一致したのだった。つまり、そこの部族法が、宗教的な基礎ったのだが、それはまさにバッハオーフェンが描いていた観念と、チオピア)高地の北辺に住む二つの小民族に対する「信用すべき、チオピア)高地の北辺に住む二つの小民族に対する「信用すべき、不の記述を含んだ、ムンツィンガーの著作(『東アフリカ研究』――ての記述を含んだ、ムンツィンガーの著作(『東アフリカ研究』――での記述を含んだ、ムンツィンガーの著作(『東アフリカ研究』――での記述を含んだ、ムンツィンガーの実にとって、(マクレナンの――石塚、『バッハオーフェンの次なる研究にとって、(マクレナンの――石バッハオーフェンの次なる研究にとって、(マクレナンの――石

妻の貞節と礼儀をまもる点で、東アフリカにあって例外を形成して

の上に立てられてある、ということであった。バーレア族の女が夫

あり、 的である。母は特に敬愛をうけ、老いては情愛深い扶養をうける。 民主主義的心操の中に、同居している。「奴隷制度は奇異なもので 族とも定住の農耕民であり、大きな村落の 中 で、「平和的にして親 かれら《両民族》は「男児よりも女児を好み、近隣の諸民族とはま 知らない。《だが》出自の数え方、相続、それに血讐の義務は母権 いるのに対し、バーゼン族の女はすこぶる開放的で、貞節など全く ったく正反対である。」母方オジの地位は強く際立っている。 両 民 殆ど法も国家もなく、自由に平等に」守旧的にして永続的な

かれらは外敵から勇猛果敢に防衛する。

の る。

のように紹介している。

代世界へ向かうのでなく、一転して一九世紀の――すなわちバッハオ て、人類家族の発展史をあとづけ、アプロディーテー的プロミスクィ の『母権論』で、主としてギリシアそのほかの古代神話を もと にし 原で母権的な遺風をとんにちに伝えているかの小民族は「定住の農耕 その際バッハオーフェンは、本人も認めているように、アビシニア高 シニア(エチオピア)高原の母権的小民族に突き当たったのである。 れる母系制の遺風を探し集める」仕事を開始し、その一環としてアビ ーフェンにとって〝現代〟の――「地上のあらゆる民族のもとにみら を導いた。だがその後かれは、さらに進んでギリシア神話等による古 テート─→デーメーテール的母権─→アポロン的父権というシェーマ 民」であった。だがアフリカには、 ことし一九八七年はバッハオーフェン一○○年忌に あ たって いる 現代のわれわれとそのような時代差のあるかれは、一八六一年刊 周知のように、古来数多くの遊牧

> なお、幾つかの地域で確認されている。そうであるからには、 de lántiquité』(一八六七)に おける バッハオーフェン批判を、以下 ーロン著『古代の諸民族における母 La Mère chez certains peuples オーフェン解説者デールマンは、そのことに関連する、ジロー - トゥ 融合しあったりしてきた、という想定も、必然的に出て くる の であ ッチした何らかの社会構成も並存し、あるいは両者が重なりあったり 風があったと同時に、もう一つ別の遊牧的な、ないしは狩猟経済にマ かに母権的な、母たちを中心とする "自由・平等" な農耕的体制の遺 紀に至る間のアフリカ社会には、経済的な社会構成の一つとしてたし そのような疑問は、個別アフリカ社会の次元から離れはするもの ないし牧畜民が存在し、またそれのみで生活するのでな 幾人もの民族学者が頻繁に提起している。例えば、上述のバッハ 依然として狩猟を生業のひとつとする民族も、一九世紀にあって ķ٦

ギュナイコクティーの基底文化に重なりあいが生じた点についての 制限する(三〇頁)。……父権的なギリシア人やラテン人 に よって 定住していた住民を服従させたのである(七頁以下)。 父権的なアーリア人およびセム人が母権的な地域を征服し、 る。父権の勝利は進化の結果でなく、歴史的な闘争によるもので、 とでは即ち征服の行程における二文化の重なりあいが問題なのであ 母権から父権への関連は、純粋に歴史的に解明されねばならず、こ たというバッハオーフェンの想定を、断乎として拒否する(七頁)。 持していたが、歴史の流れとともに、父権的なそれへ改造していっ ゥーロンは、ギュナイコクラティーを、家族内における妻の支配に *ジロートゥーロンは、ギリシア諸種族はがんらい母権的礼儀を保

ある(八頁)。……バッハオーフェンに敬意を表しつ つ も、『母権 否定しがたい証明を提出したところに、バッハオーフェンの功績が

論』にみられる進化的発展理論については、勇気をもってその背骨

わたしは、いまここで、バッハオーフェンの「進化的発展理論」を

右の引用を行なったのである。そのような、原住農耕民の基底的社会 象と類似するものがここかしこに存在したことを強調したいために、 は、古代ギリシア世界についてジロー-トゥーロンが想定した社会現 契機を求めるかの議論を展開するつもりはないし、その能力にも欠け 批判するとか、ジロー - トゥーロンにならって「征服」に社会発展の そうではなく、現に、少なくとも一九世紀末までの アフリカに

だがこの場はそのことを逐一解説するところではない。要点のみ述べ 会構造はどのようになっていたのか?。という内容に集中してくる。 存在根拠を問う点で、大いに意味をもってくるのである。そこで議論 確実に保持した諸民族が現に存在したことが、アフリカ的平等主義の アフリカ各地に、今から一○○年ほど前までは、母権的な基底文化を されている。すなわち、東アフリカや西アフリカ、あるいは中央、南 に遊牧民の上層的社会が重なったアフリカ社会を、山口昌男氏も指摘 一挙に、『母権的文化とは何か?』ないし『母権を基礎とする社

> るであろう。少なくともレトリックとかマヌーヴァーとかの非難によ 効性を兼ね備えた反帝国主義的、反植民地主義的アジテーションにな 的社会が、原始的ソキエタスの根跡を保持した平等的社会が 存在 す る、あるいはその伝統に帰れと叫んだ場合、それは相当程度、現実有 って圧し去ってしまうことは断じてできない内容を歴史的に保持して

いることは確かである。

上での、徹底的な領土支配が堰を切ったように開始した。アフリカ世 注目したのは、帝国主義列強間による世界史的犯罪の申しあわせ、ア る。この会議のあと、ドイツ流の破壊的アフリカ侵略を典型とする、 パの民族学者が母権と母権制社会の研究という目的でアフリカ社会に アフリカ民衆のアイデンティティとディグニティを完全に封じ込めた フリカ分割のためのベルリン会議(一八八四~八五)以前のととであ だがそれでも、バッハオーフェンやジロー-トゥーロン等ヨーロッ

界の終末ともみえる局面が出現したとあっては、マフディー的なメシ

のが自然である。だが、二〇世紀の三〇年代、両大戦間の一時期、ア キエタス的アフリカ社会は、微塵の根跡も残さず破壊されたと考える ア待望運動が全アフリカに拡大しこそすれ、もはや悠久の母権的・ソ の研究成果に依拠して、再度アフリカ的平等主義のこんにち的残存 ていることが読み取れるのである。そこで次に、この一社会人類学者 ると、そとにはなんとしたたかに、ソキエタス的なアフリカが厳存し って生活した一人の社会人類学者が残してくれた記録と解説とに接す フリカのある一地域にはいり込み、原住の民と共に一ケ年以上にわた

まで歴史的に実在していた母権的アフリカ社会、その残存形態を重視 系統だった秩序が形成されている社会である。つい先頃 局面を探っていこう。

1

して、そのことをもっと二〇世紀後半のアフリカ社会には悠久の平等

R・S・ブリフォー(石原通子訳)「母たち」その一、『女性史

ゆきわたり、

権威やヒエラルキー、男女間の差別など一切存在しない、モラルとし れば、母権社会とは、父権によって史上初めて生ずるような上下間の

自他あますところなく包容する尊い力が社会の細大に

一頁。 研究』第一集、家族史研究会編、一九七五年一二月刊、三〇~三

3 も、ヌペ王国の始祖ツォエデは、中心的な地方の首長の娘と、こ いる。《一六二頁。 "アフリカでは、他に南東アフリカのロヴェド の地に狩猟にきた東南のイガラ王国の王子の子であると語られて るものである。ヨルバ人の北方のヌペ王国の始祖伝 説 に お いて て、その子が王位に就くという伝承は、西アフリカ各地に見られ する考え方もある。" 五七頁。"また、始祖の王女が狩人と結婚し ろうし、極端な説では王がかつては女性によって継がれていたと る。これは現在の形の王権以前の制度のなんらかの残存形態であ の所領をもち、政治的には王より強い発言権をもつ こと すらあ 地位の高さがある。王母は多くの王国で独自の宮廷を営み、独自 王権は、むしろ宗教的な司祭の位置が高まったものとみられるふ 講談社、一九七七年刊は次の記述がある。 *アフリカの諸王国の 第一一集、一九八〇年一二月刊、四二頁。 重んじ、王を中心とする政治組織においても、皇太后の位置はき ウ人を除いては、女性首長の例はそれほど多くはない。いずれに い。たとえば政治制度にみられる特徴的なものに、王母の政治的 しがあるが、それだけに他の諸制度からの制限をうけることが多 わめて高い。ときには戦争にいっている首長、国王の代行の責任 しても、アカン系の住民の多くは、母系的継承原理を父系同様に 八〇年六月刊、五四~五五頁。「母たち」その七、『女性史研究』 ブリフォー「母たち」その六、 山口昌男、『黒い大陸の栄光と悲惨』(『世界の歴史』第六巻) 『女性史研究』第一〇集、一九

を負うこともある。」一七六頁。

序設」、『女性史研究』第三集、一九七六年一二月刊。コスヴェン会、一九八六年刊。バッハオーフェン(井上五郎訳)「母権論・来社、一九八○年刊。同『原始、母性は月であった』家族史研究は、さしずめ以下の文献をみよ。布村一夫『原始共同体研究』未

母権と母権制社会の問題、およびその民族学的な成果について

一九八六年一二月刊、七二~七六頁。一部改訳。代書簡』と『母権論』第二回編集Ⅰ』、『女性史研究』第二一集、4.ヨハネス=デールマン(石塚正英訳)「バッハオーフェンの『古

5 デールマン、同論文、七三頁。

デールマン、同論文、七四頁。

7

山口昌男、前掲書には次の記述がある。 東アフリカに一九世山口昌男、前掲書には次の記述がある。 東アフリカに一九世山口昌男、前掲書には次の記述がある。 東アフリカに一九世山口昌男、前掲書には次の記述がある。 東アフリカに一九世山口昌男、前掲書には次の記述がある。 東アフリカと一九世山口昌男、前掲書には次の記述がある。 東アフリカを地にあるがという伝承は、本来の原住民であるバントゥ系の言語を話す背のらの王国では、本来の原住民であるバントゥ系の言語を話す背のらの王国では、本来の原住民であるバントゥ系の言語を話す背のらの王国では、本来の原住民であるバントゥ系の言語を話す背の方の王国は、それゆえ、文化的にもあるていど二重構造を示している、正国は、それゆえ、文化的にもあるていど二重構造を示している、正国は、それゆえ、文化的にもあるていど二重構造を示しているでは、本の主義を表して、一方には共りに、がおる。 東アフリカと地にあられるものである。 カー六二頁。との記述も、ことでいま一度想起したい。

Ⅲ 無政府的アフリカ社会の問題──社会人類学者の調査

学出版会、一九八五年刊。

一大世紀のベニン、一七世紀以降のダホメーなどは、その 好 例 で あみ に こうに から いにアフリカにもデスポティクな王国が確立する。 と、および新大陸アメリカで恒常的に労働力が必要となったことを前と、および新大陸アメリカで恒常的に労働力が必要となったことを前と、および新大陸アメリカで恒常的に労働力が必要となったことを前と、および新大陸アメリカで恒常的に労働力が必要となったことを前と、および新大陸アメリカで恒常的に労働力が必要となったことを前と、および新大陸アメリカで恒常的に労働力が必要となったとと前と、および新大陸アメリカで恒常的に展開するようになったとと前りに対した。その多くを奴隷化し、ついにこれを商品化してヨーロッパ人と直接接触し始めたアフリカ沿岸諸民方は、一大世紀のベニン、一七世紀以降のダホメーなどは、その 好 例 で あった に いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい がいま いっぱい かいにアフリカ沿岸諸民族の中には、例えば鉄砲とか馬とかを手に入れ、より奥地の弱小民族族の中には、例えば鉄砲とか馬とは、1000円のよりにはは、1000円のよりにはは、1000円のよりにはは、1000円のよりにはは、1000円のよりにはは、1000円のよりにはは、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりには、1000円のよりにはは、1000円のよりにはは、1000円の

給自足的であり、消費分を超える余剰の富が階級分化を促進することの権力は依然としてアフリカ的であった。多くの地域は依然として自なかったし、況や自生的にその条件を整えることなどなかった。国王は、一六世紀以降外圧によってデスポティクな国家を形成することは

だがそれでも、沿岸各地やヨーロッパ人侵略からはずれ

文化的カオスであった。だが右に述べたように、ベニン的コースは少文化的カオスであった。だが右に述べたよって急速にデスポティクになったべニンは、のちにダホメーが、によって急速にデスポティクになったべニンは、のちにダホメーが、によって急速にデスポティクになったべニンは、のちにダホメーが、あるいはカラバールがヨーロッパ人にとってより有利な取引相手として登場するや、一八世紀後半にはその富と権力の双方を失ってしまった。残されたものといえば、悠久のはずの自己完結体への復帰もできた。残されたものといえば、悠久のはずの自己完結体への復帰もできた。残されたものといえば、悠久のはずの自己完結体への復帰もできた。残されたのといえば、悠久のはずのはというに、ヨーロッパ化されたアフリカ社会にあって文化的カオスであった。だが右に述べたように、ベニン的コースは少さ、さりとである。

数であった。

が、一八八五年~八六年のベルリン会議以降、 の中で次のように語って、伝統的アフリカ社会の二〇世紀における現 人氏によるとかれはマリノウスキ学派の一人である――は、 査記録 The Nuer』を発表したエヴァンズ=プリチャード――古野清 九四〇年に『ヌアー族――ナイル系一民族の生業形態と政治制度の調 世界は悉く破壊されていく運命にあったかのごとくである。だが、一 う勢いであった。とうなっては、沿岸部ばかりか奥地まで、アフリカ の一○・八パーセントに対し、一九○○年の九○・四パーセントとい を完了した。植民地化の度合を百分率でみると、一八七〇年以前まで カ侵略は空前の規模に転化し、ほどなくイギリス・フランス・ドイツ にまで維持し、老バッハオーフェンと巡りあうに至ったのである。だ 史をたどり、そのようにしてついに、母権的社会組織を一九世紀後半 ・イタリア・ベルギー・スペイン・ポルトガルの諸国がアフリカ分割 一六~一九世紀にかけてのアフリカ社会は、およそ上述のごとき歴 ヨーロッパ人のアフリ その著作

存在を証明した。

・北部ナイジェリアの河辺国家(S・F・ナーデル)、ゴールド・コーとの反論もあっておかしくない。そこで、同じエヴァンズ=プリチャードがM・フォーテスと共編で一九四〇年――すなわち上述の『ヌードがM・フォーテスと共編で一九四〇年――すなわち上述の『ヌードがM・フォーテスと共編で一九四〇年――すなわち上述の『ヌードがM・フォーテスと共編で一九四〇年――すなわち上述の『ヌードがM・フォーテスと共編で一九四〇年――すなわち上述の『ヌードがM・フォーテスと共編で一九四〇年――すなわち上述の『ヌードがM・フォーテスと共編で一九四〇年――すなわち上述の『ヌードがM・フォーテンド保護領におけるエングワト族の政治体系』が表に、文字通りヌアー的なものでしかなく他民族への類推は正しくないは、文字通りヌアー的なものでしかなく他民族への類推は正しくないは、文字通りヌアーにみられるような原始共産制の遺制のごとき社会構造いや、ヌアーにみられるような原始共産制の遺制のごとき社会構造いや、ヌアーにみられるような原始共産制の遺制のごとき社会構造に、文字通りヌアーになられるような原始共産制の遺制のごとき社会構造いや、ヌアーにみられるような原始共産制の遺制のごとき社会構造いや、ヌアーにみられるような原始共産制の遺制のごとき社会構造に、文字を表示している。

で次の指摘がなされてある。 リカ各地の諸民族の調査結果を一つにまとめるに際し、「まえがき」リカ各地の諸民族の調査結果を一つにまとめるに際し、「まえがき」スーダンのヌエル族(エヴァンズ=プリチャード)。 このようなアフスト北部地域におけるタレンシ族の政治体系(M・フォーテス)、南

- トゥーロンやバッハオーフェンが問題にした母権的アフリカ社会

"さて、アフリカにおいて「政治社会」と呼ばるべきものは若干の

地域において容易に明示し得る。たとえばエングワト(Nguato)、ベンバ(Bemba)およびアンコーレ(Ankole)がそれであり、これらの地域では、一つの部族や王国が、一人の首長や王によって統治されているのが見られる。しかしその他の地域では、「政治社会」と呼ばるべきものを明示するのが困難であり、現にそれはワーグナと呼ばるべきものを明示するのが困難であり、現にそれはワーグナと呼ばるべきものを明示するのが困難であり、現にそれはワーグナと呼ばるべきものを明示するのが困難であり、現にそれはワーグナされたタレンシ(Tallensi)やヌエル(Nuer)をはじめその他世界されたタレンシ(Tallensi)やヌエル(Nuer)をはじめその他世界されたタレンシ(Tallensi)やヌエル(Nuer)をはじめその他世界されたタレンシ(Tallensi)やヌエル(Nuer)をはじめその他世界されたタレンシ(Tallensi)やヌエル(Nuer)をはじめその他世界されたタレンシ(Tallensi)やヌエル(Nuer)をはじめその他世界されたタレンシ(Tallensi)を表する。

ことになるのである。そればかりか、これより半世紀以上昔、ジロー九〇二年にイギリスのサセックスに生まれオックスフォード大学でアフリカ社会学を講じつつ、同時にスーダンのアヌアク族、ド大学でアフリカ社会学を講じつつ、同時にスーダンのアヌアク族、アー族、インガッサナ族、ケニアのルオ族などを調査した。したがって右に引用した報告書はすべて一九三〇年代後半のアフリカ社会にって右に引用した報告書はすべて一九三〇年代後半のアフリカ社会にって右に引用した報告書はすべて一九三〇年代後半のアフリカ社会にって右に引用した報告書はすべて一九三〇年代後半のアフリカ社会にも、ヌアー的平等主義は、現にアフリカ社会の目、オックスフォード大学で近代史を専攻したエヴァンズ=プリチャード(一九七三年没)は、で近代史を専攻したエヴァンズ=プリチャード(一九七三年没)は、で近代史を専攻したエヴァンズ=プリカ社会の一角に残存していたが、一九〇二年にイギリスのサセックスに生まれオックスフォード大学で近代するのである。そればかりか、これより半世紀の一角に残存していたが、

綴るととにしよう。

の究明は別稿にゆずるとして、以下に、"母権と無政府"のまとめをの究明は別稿にゆずるとして、以下に、"母権と無政府"のまとめをの究明は別稿にゆずるとして、以下に、"母権と無政府"のまとめをの究明は別稿にゆずるとして、以下に、"母権と無政府"のまとめをで象徴される欧米の先進的物質文明と調和を保てるのか? この問いかけに応えるととを自己の、最大の政治的課題として登場してきた現たアフリカの政治家が、本稿冒頭に紹介したタンザニア前大統領ジュルアス=ニエレレである。ただし、この大問題は、なるほど本稿を草する動機の一つにはなっているが、こので問題は、なるほど本稿を草する動機の一つにはなっているが、こので問題は、なるほど本稿を草する動機の一つにはなっているが、こので問題は、なるほど本稿を草する動機の一つにはなっているが、この大問題は、なるほど本稿を草する動機の一つにはなっているが、この大問題は、なるほど本稿を草する動機の一つにはなっているが、この大問題は、なるほど本稿を草する動機の一つにはなっているが、この大問題は、なるほど本稿を草する動機の一つにはなっているが、ここでの直接的課題ではない。そする動機の一つにはなっているが、ここでの直接的課題として登場してきた現れます。

ことを意味したのである。, 二四頁。 とりもなおさず、植民地支配のイデオロギーの基礎をつきくずすたのである。王国の存在を正式に認めることは、アフリカに歴史たのである。王国の存在を正式に認めることは、アフリカに歴史にのであるという事実は、故意に無視されつづけてき 可能になったのである。, 二四頁。

化したわけではなく、そして酋長たちの私有財産権が高く評価されていて、現在・未来』影書房、一九八五年刊には、次の説明がある。『新大陸に輸出されるアフリカの黒人は酋長たちの戦争捕虜して、新大陸に輸出されるアフリカの黒人は酋長たちの戦争捕虜して、新大陸に輸出されるアフリカの黒人は酋長たちの戦争捕虜して、新大陸に輸出されるアフリカの黒人は酋長たちの戦争捕虜して、新大陸に輸出されるアフリカの黒人は酋長たちの戦争捕虜して、新大陸に輸出されるアフリカの黒人は酋長たちの戦争捕虜して、新大陸に輸出されるアフリカの国人は酋長たちの、一角強の政隷であった。に、政外法の見地からすれば充分に尊重されねばならなかった。は、政外法の見地からすれば充分に尊重されねばならなかった。として、ヨーロッパ人による奴隷貿易の一局面で生じたこのアフリカ人ョーロッパ人による奴隷貿易の一局面で生じたこのアフリカ人ョーロッパ人による奴隷貿易の一局面で生じたこのアフリカ人

欧人に責任はなかった。"四七頁。争を生み出すアフリカ社会の構造は、それによって巨利を得る西れたという点で、奴隷貿易は二重に合法的であった。奴隷狩り戦

合致しているとともに、ヌアーにおいて非常に顕著に認められる 経済における自分の役割に満足している。実際、性別、年齢別の 全員が休息と娯楽のための余暇をもっていて、彼らは皆、家庭内 しいとされている仕事は一つもなく、あくせく働く人もいない。 をしたりして、相互に助け合う仲間意識には驚くほかはない。卑 季節的な作業において、家族成員が直接に手伝ったり一緒に仕事 するための労働も公平にふりあてられている。日々の、あるいは の家庭は家族の全成員の協力によって営まれており、それを維持 のテーマに関連するものとして、次の記述が読まれる。パヌアー 著作は一九五一年刊)、向井元子訳『ヌアー族の宗教』岩波書店、 **井元子訳『ヌアー族の親族と結婚』岩波書店、一九八五年刊(原** る二点をあわせた、いわゆるヌアー三部作がある。長島信弘・向 個人の独立と尊厳の認識とも一致している。* 二〇〇頁。 分業は、ヌアーランドにおける女と子供の社会的・個人的自由と 一九八二年刊(原著作は一九五六年刊)。 そのうち前者に は 本稿 八年刊、二五一頁。なお同著者には、上述文献および以下に挙げ ル系一民族の生業形態と政治制度の調査記録』岩波書店、一九七 エヴァンズ=プリチャード(向井元子訳)『ヌアー族 --ナイ

岸)についての次のごとき報告は、ここに引用しておくべきであ四頁。また、例えば本書中に記されているタレンシ族(旧黄金海訳)『アフリカの伝統的政治体系』みすず書房、一九七二年刊、5 フォーテス/エヴァンズ=プリッチャード編(大森 元吉 ほ か

とってきわめて重要な事実である。, 三〇四頁。 とってきわめて重要な事実である。, 三〇四頁。 とってきわめて重要な事実である。, 三〇四頁。 とってきわめて重要な事実である。, 三〇四頁。 とってきわめて重要な事実である。, 三〇四頁。

○ 例えば、『アフリカの伝統的政治体系』中、「ベンバ族(北ローカムコア(umkoa. 複数は imikoa)にも帰属する。ウムコア(wmkoa. 複数は imikoa)にも帰属する。ウムコアは、 ウムコア(umkoa. 複数は imikoa)にも帰属する。ウムコアは、 ウムコア(umkoa. 複数は imikoa)にも帰属する。ウムコアは、 かいずれも動・植物あるいは降雨の如き自然現象の名を持っているが(後略)。」一一六~一一七頁。

らうが、家族成員は自分たちで生活を維持し、日常の必需品を満位である。仕事の内容によっては親族や近所の人びとに助けても的地位の平等についての、次の一文が読まれる。『家族は経済単また、『ヌアー族の親族と結婚』では、男女の社会的・家族内

・『ウジャマヶ社会主義とクリエンテス資本主義――アフリカ・が生じれば他方の性がすることもある。』一九八頁。また、ふつうはいずれかの性によってなされている仕事も、必要野は存在せず、男女はしばしば直接的に仕事の上で協力し合う。りている。男女いずれかの性が排他的に占有している広い経済分している。男女いずれかの性が排他的に占有している広い経済分

プチブル政権の二類型――』と題して近々発表の予定。

アフリカの蘇生――それは母権と無政府の復活

IV

7

一九世紀末から二〇世紀前半にかけて、たしかにアフリカ各地に残存していた母権的・原始無政府的平等社会は、第二次世界大戦後においても、幾つか確認されている。例えば一九六〇年代~七〇年代初めいても、幾つか確認されている。例えば一九六〇年代~七〇年代初めにかけてギニア・ビサウ解放運動を指導した。「明確な国家組織をもたない集団」を発見し、かれらをボルトガル兵に立ちむかう前線闘もたない集団」を発見し、かれらをボルトガル兵に立ちむかう前線闘もたない集団」を発見し、かれらをボルトガル兵に立ちむかう前線闘もたない集団」を発見し、かれらをボルトガル兵に立ちむかう前線闘もたない集団」を発見し、かれらをボルトガル兵に立ちむかう前線闘もたない集団」を発見し、かれらをボルトガル兵に立ちむかう前線闘もたない集団」を発見し、かれらをボルトガル兵に立ちむから高として、こうしたカブラルの姿勢の中に、太古の母権的社会が近未来りて復活するための実践的足場を見る思いがする。

権について述べられるあの定説的、常套的定義は部分 否 定 し たく思ままの段階から解放せんとするカブラルを学んだわたしは、太古の母ところで、母権と無政府の根跡を現代にとどめるアフリカを、その

う。いわく、「母系制の物質的基礎は、妻方居住婚の採用を導いた女

権、これはわたしには政治権力の先駆的形態としてしか納得できな強力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力でなく、異質のものであった点である。クーノーの説明になる母談力では、またいと、異質のものである。

ている。

い。そのようなものは復活に価しない、現に父権という形態で存在し

完成させること。これは個の確立していない原始共同体への回帰では是起を発して結びとしたい。貧困の平等、病弊の平等のような意味でのアフリカ平等主義でなく、豊かな富、高い教養、おおらかな心の平等としてまで創り出した欧米の科学技術(物質文明)について、核は廃絶しても技術はそうせず、むしろ技術の担い手の変革、技術のさらなる進歩を埋み出す能力ある社会への変革を達成すること。第二、核エネルギーを持術はそうせず、むしろ技術の担い手の変革、技術のさらなる進歩を生み出す能力ある社会への変革を達成すること。第二、核エネルギーを持術はそうせず、むしろ技術の担い手の変革、技術のさらなる進歩を生み出す能力ある社会への変革を達成すると。第二、核エネルギーを持術はそうせず、むしろ技術の担い手の変革、技術のさらなる進歩を生み出す能力ある社会への変革を達成すると、第三、このようにも技術はそうせず、むしろ技術の担い手の変革、技術の立らなる進歩を生み出す能力ある社会への変革を達成すると、第二、核エネルギーを対抗は、方は、大学の大学の主義である。に引きつけたとなる。

の権力交代による母権復活でもない。むしろ近未来の母権は、父性を労働による男子労働の駆逐を通じての母権復活でもない。男から女へない。むしろ近未来の母権は先端のテクノロジーを従える。また女子

サウの現実」、『クリティーク』第一号、一九八五年一〇月刊、七1 石塚正英「アミルカル=カブラルのデクラッセ論とギニア・ビ

○頁以降をみよ。

仲間として、真に人権、人性となる。

当然ひきつがれたが、クノーによれば、「農耕がつねに大凡一定 う女性の労働分担は、植物採集段階から植物栽培の農耕段階でも この女性労働の価値はとりわけ農耕が開始された後に一段と高ま 体に婚嫁するのを拒み、ことに≪訪婚≫が現われるようになった て、娘の労働力を失うことをおそれる共同体は、彼女が他の共同 するようになる。」つまり女性労働の意義が向上するに ともなっ 同生活が、妻のもとへの多かれ少軟かれ頻繁な夫の訪問にのみ存 遂には、夫婦双方が完全に自己の家共同体にとどまり、夫婦の共 も自分の家族共同体のもとに滞留することが次第に頻繁となる。 す。「女性の経済活動の意義が高まるにつれ、女性が結婚式の後 してとの女性労働の価値の向上は、婚姻居住形式にも影響を及ぼ 漁撈の成果は偶然性に依拠し、つねに変動する」からである。そ した収穫物をもたらすのにたいして、〔男性が従事する〕狩猟や ったとみなされるのである。というのは、植物性食糧の供給とい では女性は純生産的労働に寄与するところ多大だったのであり、 を過大評価されている。すなわち、原始期の性的分業体系のもと ーノーの誤った理論に従って、母権の基盤として女子労働の役割 江守五夫『家族の起源』一五一頁。なお江守氏は、残念にもク

批判を行なってみた。ごらんいただきたい。『唯物史観と原始労 根拠(女子労働)の相違が示されないのであり、よって母権(フ ら、これだけでは父権制成立の根拠(男子労働)と母権制成立の の完全な内容ではなく、基本の内容のすべて で も ない。 なぜな のである。((一五〇—一五一頁) 以上の説明は母権制成立のため り、母権制的な居住方式(訪婚および妻方居住婚)を採用する社 私も、以上のようなクノー=シュミット理論を踏襲するものであ たく対蹠的なシュミットの採り入れるところとなった。(中略) というのである。クノーのとのような観方は、方法論的にはまっ りのフェティシズム論、フェティシズム史学の輪郭が示されるこ ク』第八号、一九八七年七月刊)。但、この文章では母権 に つい いからである。との点をも含め、わたしは以下の拙稿でクーノー 会的要因が、性的分業下の女性労働の高い意義にあると考えるも ム』(仮題)を一本まとめるつもりでいる。そこでは、わたしな ては殆んど語ってない。よって近いうち、母権とフェ ティシ ズ 働――エンゲルス・クーノー・デュルケムの差異』(『クリティー ェティシズム現象)と父権(物象化現象)の質的差異も示されな

るをえないかもしれない。モルガンは人類最古の時代というのを うな母系制時代というのは、ヒトに進化する以前の段階に置かざ きの槌ともなろう。——"モルガン・エンゲルスが考えていたよ とになろう。この論文はまた、以下に紹介するような暴言への裁 けれど、基本的には、進化論上ヒトと言えるような段階では、始 りましょうかね。人間の社会でも母系制の例はまだあるそうです て考えれば、あったとしてもそれはヒト以前の話ということにな あったろうと言えるかもしれないけれど、今の実証的研究に即し みち思弁的に構成されたもので、思弁的にはそういうステップが やっているみたいですし。(笑)/モルガンの言う古い時代はどの いうよりはサルなんですね。(笑) どうも基本的には樹上生活を 大体十万年規模で考えているようですし、そのイメージも人間と は人類史を再編できるか」『現代思想』一九八六年一二月号、一 松渉の確信なさげな発言――広松渉・田辺繁治「対話・生態史観 めから父系的であったと考えざるをえないんでしょうかね。《(広 (一九八七年九月一二日脱稿)

バッハオーフェン・母権を発見した男

――イロクォイ族における男尊女卑のあゆみ‐

布村一夫

を、その原像である骨性を、みいだすことができた。その男は、男性 女 は母になれるが、母性を発見できなかった。 男だ からこ そ母 た学者である。このすぐれた神話学・民族学者の一○○年忌に、この 原理にたつローマ法を専攻し、まる反対のものにひきつけられていっ

,

しての四つの功績がしめされている。の起原』第四版序文では、J・J・バッハオーフェンの四つの主張との起原』第四版序文では、J・J・バッハオーフェンの四つの主張とあまりにもよく知られているように、『家族、私有財産および国家

とれらについては、すでに論文「共同体的人間関係としての母権」とれらについては、すでに論文「共同体的人間関係としての母権」をかあることは、エンゲルスが第一版のときに「集団婚」をしっていたからのかれていたかどうかをたしかめなかったからである。これをたいかめることは、エンゲルスが第一版のときに「集団婚」をしっていたからかることは、エンゲルスが第一版のときに「集団婚」をしっていたからかにつながり、したがってモルガンをもはやこえていたとされるかもしれないからである。

活におけるこれらの諸原理の反映と解された」とある。 活におけるこれらの諸原理の反映と解された」とある。 活におけるこれらの諸原理の反映と解された」とある。 一大八六年とは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もともとは経済および社会での女の優越的な地位、そして精神生を、もといる。

ったかを、やはりたしかめておかねばならないのである。とバッハオーフェンとモルガンが、どのような意味で「母権」をつかが、これもまた一つの解釈であるということになる。それで、もとも係としての母権」というように、「母権」という術語をつかってきたののとの一頁にわたる説明をよむと、わたしが「共同体的人間関

さて、功績の第一はヘテリスムスである。それは「無拘束の性交のと下、功績の第一はヘテリスムスである。それにたいして、エンゲルと活をおくっていたとと」の発見である。これにたいして、エンゲルと活をおくっていたとと」の発見である。これにたいして、エンゲルは、プロミスキティ(乱婚)とってィリズム(ドイツ語のヘテリスンは、プロミスキティ(乱婚)とかいている。これにたいして、エンゲルは、プロミスキティ(乱婚)とへティリズム(ドイツ語のヘテリスムス)とを区別しているのである。

ノート』)で、つぎのように指示しているのを見のがしてはならない。一八七○年刊を摘要した『文明の起原ノート』(あるいは『ラボック・しかもすでにマルクスはラボック『文明の起原と人間の原始状態』

ころでヘテイリズムは、明らかに、売春(そしてこれは、共同婚などおり、したがって彼は共同婚とヘテイリズムとを同一視している。と〔そしてラボックの七○頁の言によると、彼はこのたわごとを信じてリズム〕または(Communal marriage(共同婚)の段階から出発し、リズム)または(Communal marriage)(共同婚)の段階から出発し、「マクレナンは、バッハオーフェンと同じく、 Hetairism(ヘテイ

る。〕……」 る)を前提とする形態である。だからこれは、原因と結果の混詞である)を前提とする形態であれ、婚姻というものと対立してだ け 存在 すであれ、一夫一妻婚であれ、婚姻というものと対立してだ け 存在 す

第二は女系出自である。

Abstammung はイギリス語の descent にあたるとして、「出自」とれて、一一母権によって出自の系列を定める」と邦訳する。これによっていたがって女系のみが承認されたことは明らかである」とある。このしたがって女系のみが承認されたことは明らかである」とある。このは母権という名称でよんでいる。とかかれている。とこを内藤吉之助は母権という名称でよんでいる。とかかれている。とこと内藤吉之助は母権という名称でよんでいる。とかかれている。とこと内藤吉之助は母権という名称でよんでいる。とかかれている。ととは明らかである。そして『家族の起原』第四版序文によると、「Abstammung は女系によるbstammung はイギリス語の descent にあたるとして、「出自」とれている。

る。なおモスクワ刊の『家族の起原』イギリス語訳では、descent 低限定すること」が、『家族の起原』では Abstammung にあた でにれ とされている。descent はドイツ語の Abstammung にあた どでれているギリシア氏族の特徴である一〇項目のうちの第七である かかれているギリシア氏族の特徴である一〇項目のうちの第七である かかれているギリシア氏族の特徴である一〇項目のうちの第七である かいれているギリシア氏族の特徴である一〇項目のうちの第七である かいれいる にはつぎのように傍証される。『古代社会』第二篇第八章でかれている。『古代社会』第二篇第八章でかれている。『古代社会』第二篇第八章でかれている。

邦訳しているとみられる。

according to father-right であるので、Abstammung=descent である。なお Abstammungfolge は lineage とイギリス語訳されている。

く自由である」(『母権論』第三七節)ともしている。 くする普遍的なものであり、「母権によってあらゆる人びとはひとし 出自をもつというのは、母がぞくしているコミュニティであるゲンス

て、もっとも一般的な意味でだけ理解すべきである。『母権』という 術語は、女の至上権、それに照応する歴史段階を意味する もの とし こうして、「バッハオーフェンの『ギュナイコクラティー』という

M・コスヴェンはいう。 とれによると、「特異な法の諸規範の総体」としての「母権」が、

体、特殊な法制度というもっとせまい意味で理解す べきである」、と 術語はむしろ、一つのものにむすびつけられる特異な法の諸規範の総

相続」として、簡潔に理解するにいたらしめ、バッハオー フェン の エンゲルスとして「母権」を「女系出自」あるいは「女系出自・女系 「母権」概念のあいまいさを、きりすてさせたとみるべきである。 とのような「特異な法の諸規範の総体」とする理解を、さらにおし

ュニティ(共同体)の成員が他の成員にたいする関係や、コミュニテ リヴァーズによる理解はすばらしい。彼によると、母権とは、コミ すすめたのが、W・H・R・リヴァーズによる独自の「母権」理解で

て決定される社会制度の形態であるとし、具体的には、⑴出自 ィにたいする関係において、権利と義務が母をとおしての関係によっ (4)継承 (5)権威 (6)婚処が女系によるのである。これは (2) 親

共同体的人間関係としたりしたのである。なお、子が母をとおしての て、決定されるというのであるが、これをわたしは採用して、母権を 織』では⑵親族がのぞかれている。 『宗教倫理百科事典』第八巻八五一頁によるのだが、著作『社会組 個人たい個人、個人たい共同体の関係が、母たい個人の関係によっ

> は「帰属」であり、階級社会での個別的な父の子であるという「出 であるゲンスに帰属するということである。前階級社会での「出自」 (氏族) にぞくするということであり、したがって母がぞくする集団

第三はギュナイコクラティーである。

「若い世代の確実に知りうる唯一の親である母として、高度の尊敬

自」とはちがっている。

はあきらかにしている。したがって生母の世代にぞくする女たちとし するので、「個別的な母」と「集団的な母」とがあることを、民族学 らの生母のほかに、生母の姉妹たちや従姉妹たちをも、「母」と名称 られたこと」である。「唯一の親である母」をみとめるとはいえ、自 と信望がはらわれ」、これは完全なギュナイコクラティーにまで 高め

ての母たちにたいする尊敬と信望である。

が、このバッハオーフェンの発見によって、もともとから一夫一妻婚 婚─→一夫一妻婚という発展図式にあわせて、よみとらねばならない よる犠牲がある。これを今でのプロミスキティー──集団婚──>対偶 があったとの、それまでの見解が訂正されたのである。 第四は一夫一妻婚への移行である。 これはヘテリスムスから一夫一妻婚への発展であるが、ことに女に

世帯が、原始時代に一般的に普及していた女優位の物質的基礎であっ のゲンスにぞくし、男たちは種々のゲンスに分かれるが、この共産的 原』本文では、「共産的世帯では、女たちは大部分または全部が同一 て、この女優位をまた発見したことは、バッハオーフェンの第三の功 『家族の起原』第四版序文での記述とは、ややちがって、『家族の起 さて、もとにもどって、第三のギュナイコクラティーであるが、

績である」とのべられる。

注のなかで引用したあとで、「これらの所説はバッハオーフェンのる。このライト師の報告を、モルガンが『古代社会』第三篇第四章の師であったA・ライトの手紙を引用したあとに、よまれる もの であこの記述は、イロクォイ・セネカ部族のもとで多年にわたって宣教

とかいている。権力は power の訳であるが、政治的な「権力」といライト師は、「女たちは諸ゲンスのなかで大きい権力を有していた」る」、とモルガンはむすんでいる。『母権論』のなかに論じられているジニオクラシーを例証するのであ

それでモレガンは、「バッハオーフェンは厖大な調査からよりも、むしろ管理的な「権限」かもしれない。

racy を female rule とみているとしたい。すなわち(1)「母権」すなれがで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、クレタ人、アテネ人、レムノス人、エジプトのなかで、リュキア人、ロース・フェンは膨大な調査からなる著書をいる。

いるようなのにあ わせ る と、モルガンはジニオクラシーを「女の優 ラティー」すなわち「女の優位」 Vorherrschaft der Weiber として 理」であるとすることができる。それでエンゲルスが「ギュナイコク わち「女の権威」であり、②「ジニオクラシー」すな わち 「女の管 れても仕方がない。 題にならないからである」というのは、なにかすじちがいであるとさ

生活』では、共同世帯のなかでの女の優位がよわくなっていることをなおモルガンは死去の年に刊行した『アメリカ原住民の家屋と家庭くみとられるのである。

ようなモルガンの理解については、項をあらためて書くことにする。ギュナイコクラティーをきわめてせまく解しているのであるが、このふ。」とかいているが、ようするにモルガンはバッハオーフェンのいうふ。」とかいているが、ようするにモルガンはバッハオーフェンのいうみとめて、「だが、女のこの影響力は、氏族、胞族あるいは部族にかみとめて、「だが、女のこの影響力は、氏族、胞族あるいは部族にかない。

蛇足かもしれないが、エンゲルスはさきに引用した個所「とのもっ

したと理解しているのであるから、「法律的な意味での権利はまだ問批判するが、そのエンゲルスは女系出自、女系相続を「母権」と名称いて、「私はとの名称を、簡単のために、そのまま用いる。しかしそいまだ問題にならなかったからである」とかいている。バッハオーフはまだ問題にならなかったからである」とかいている。バッハオーフはまだ問題にならなかったからである」とかいている。しかしそいで、「私はとの名称を、簡単のために、そのまま用いる。しかしそいで、「私はとの名称を、簡単のために、そのまま用いる。につづら生じた出続諸関係とを、彼は母権という名称でよんでいる」につづら生じたといいる。

し、母にたいする尊敬・信望があるのであるならば、バッハオーフェない。だが「母権」のもとでは人間は自由・平等であると言っている系制」miitterliche linie と名称してもよかったはずである かもしれあるいは「女系制」weibliche linie あるいは「母系」あるいは「母派」が多いは「母派」がッハオーフェンじしんにとっては、「母権」とせずに、「女系」バッハオーフェンじしんにとっては、「母権」とせずに、「女系」

は、この術語がギリシア語の「女」と「権力」との合成によるものでギュナイコクラティーを「女人政治」か「女性統治制」と邦訳するの

」または「女の管理」であるとしたとみざるをえない。したがって

容をふくむのかもしれないのである。 ンにとっての「母権」は、「女系」「母系」よりも、もっと大きい内

「母権論一○○周年によせて――バッハオーフェンのモルガン

たものであるが、そのさいに発表したバッハオーフェンのモルガ ンへの第一の手紙をはぶいた。モルガン・バッハオーフェン往復 への手紙──」(「歴史評論」一九六一年一○月)をかきあらため

られている。 書簡一二通の邦訳は、拙著『モルガン「古代社会」資料』のおさ められている。なおこの論文は拙著『原始共同体研究』におさめ

 Съод этнографическцх понятий и терминов. Москва, 1986, стр. 82-83. 戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起原』(岩波文庫)五六頁。

戸原訳本、四四頁。

ヘテリスムスがイギリス語でヘテイリズムである。 青山道夫訳』古代社会』(岩波文庫)下巻三二一頁、三二五頁。

同上、二八五頁。

7 ムはヒタィリズムともいわれている。 『マルクス・エンゲルス全集』補巻4、五四七頁。ヘテイリズ

戸原訳本、一四頁。

10 内藤吉之助訳『家族、私有財産及び国家の起源』(戦後の復刻 同上、五六頁。

青山訳本、上巻三〇六頁。

版)一九四七年刊、三一頁。

12 「女性史研究」第九集、

14 13 戸原訳本、一四頁。 同上、五六頁。

15 同上、六六頁。

青山訳本、下巻、二七二~二七三頁。このA・ライトの手紙に

L. H. Morgan, House and House-life of the American 同上、一〇九頁。

18

によまれる。

ついての考証は拙著『モルガン「古代社会」資料』二九四頁以下

Aborigines. Phoenix Books. 1965, p. 128

みなした。女は育ちと慣習からして、じぶんじしんそうであるべきだ 連盟』一八五一年刊からの引用である。との引用文を、わたしは論文 と、じっさいにみなしていた。」 これはモルガン『ホ・デ・ノ・ソウ・ニィすなわちイロクォイ族の 「インディアンは、女は劣ったもの、従属するもの、男の召使いと

「家族共同体論」のなかでしめして、つぎのように解説した。

「これはモルガンが『世帯』すなわち母権的家族共同体、そこにみ

られる女人統治を、初期の史料やみずからの聞きとりによって、古典 方居住婚と母系相続がよわくなることにあらわれている父系的な諸関 的に復元したというととである。他方では、すでに一八世紀には、妻

係の強化がみられたということである。」

モルガンのこのような見解をまったく否定しているとしてよい(土屋 そして、この引用したモルガンの記述にてらして、「マードックは

さらにリヴァーズもまた、「『女たちが諸世帯の長であり、そして、じ 光司訳『世界の原始民族』下巻一二頁)」という注をつけておいた。 っさいの首長たちは男たちであったけれども、首長たちをえらび、部

モルガン『古代社会』(引用頁はしめされていない)によってかいて 族会議で多数を占めて、 め』るというところは正しくないかもしれないが」と、私見をつけく いる (Social Organization. 1924, p. 89. 井上吉次郎訳『社会体制』 一○九頁)。」ということも紹介し、「女たちが『部族会議で多数を占 部族のなかで多大の権威をおこなった』、と

・P・マードックによるモルガン批判は重大である。マードックの批 W・H・R・リヴァーズの記述をさしおいたとしても、とにかくG

る。

「男の召使い」であるなどとしているとして、批判している のであ

判はつぎのように邦訳されている。 『男よりも劣等で男に依存し、且つ男の召使い』と呼ばしめた所以で 「かくの如き事実は、既往の一観察者をしてイロコ イ 族 の 女を、

によって彼女の意志に反する何事かをなすように強要された一人の女 あるが、これ以上に事実から遠いものはない。」 とのあとつづいて、「夫はその妻の上に権力を有せず、その配偶者

い、そして家族の居住せる長屋における居屋の主婦である。夫は常に 厳格に独立な所有権を享受し、彼女だけが子供に対して 権力 を ふる 前さんも自分の好きなようにしたら宜いでしょう』と答へた。妻女は 『私は自分の主婦です。私は自分の好きなようにしますから、 お

> から引用した文章のなかで、私が傍線をほどとした部分のイギリス語 servant of man"であるが、これは冒頭に『イロクォイ族の連盟』

このような事態のもとにあるのに、モルガンは インディアン の 女は の妻のもとに住むためにやってきた。(妻方居住婚)ともかいている。 ていた長屋のなかのアパートメンの主婦であった」し、夫はつねにそ ン批判をかいたのである。しかも彼は、「妻は家族によってしめられ のもとで生活していたころを記述したところで、以上のようなモルガ 原文である。 マードックは、イロクォイ族にぞくする諸部族が、ゲンス的諸制度

いっているのであるが、それでは一八七六年刊の『古代社会』ではど にモルガンは『イロクォイ族の連盟』のなかで、「男の召使い」とか このマードックによる批判は、よまれるかぎりでは正しい。たしか

のようにかいているかをみなければならない。

とでは生活共産主義の原則が実行されていた」とある。モルガンによ る)にあったイロクォイ族では、対偶婚そして対偶婚家族がみられ、 って未開下段(アヴェルキエヴァ女史によって未開上段 と 訂 正 され 『古代社会』第三篇第四章のはじめには、 いくつかの 対 偶 「一般的には、共同の世帯を構成する一棟の家屋に見出され、そ 婚家族

うであるが――夫が妻の家を去った。とのように婚姻関係の継続は当 (4)「妻の親族が共同世帯で優越を占めている所では、 -通常はそ

それらが共同世帯を構成していた。

章(私による傍線部分)は、"the inferior, the dependent and the との批判文のなかで、マードックが『 』にいれて引用している文 事者の撰択の自由にゆだねられたのである。」 ここでの原注では、セネカ部族のあいだで長年のあいだ宣教師であ

ぎない」と、モルガン記述と反対のことがかかれている。

その妻の入婿であって、彼等が家庭内にあるのは妻の黙認によるに過

ちは必要におうじて、首長の頭から「角を打ちおとし」……、彼を戦た。……女たちは、氏族のなかで大きい力をもっていた。……彼女た優位をしめていたらしいが、女たちは他の諸氏族から夫たちをむかえ優が古い共同長屋に住んでいるときは、ある一氏族が

するものである。」
ーフェンの『母権論』のなかで論じられているジニオクラシイを例証ーフェンの『母権論』のなかで論じられているジニオクラシイを例証士たちの地位にもどすことをためらわなかった。首長たちの最初の指

さらに(4)引用文のまえに、つぎの(4)引用文がある。 すなわち古い諸ある。 「ジニオクラシイを例証するものである」 はモルガンがかいたもので引用文のなかの 『 』 のなかがライト師の手紙であり、 さい ご の

は、子どもの結婚をとりきめるのは母親である。 共同長屋に住んでいたときに、対偶婚家族がみられるが、共同世帯で共同長屋に住んでいたときに、対偶婚家族がみられるが、共同世帯でさらに(3)用文のまえに、つぎの(6)引用文がある。すなわち古い諸

によって彼女の部族や氏族の慣行が侵害されることはなかった」のでたよって彼女の部族や氏族の慣行が侵害されることはなかった」のではまするのであった。しかしながら、この関係は当事者の気の向く間だけ、として正しく区別されるのは、まさにこの理由によるのである。夫は継続するのであって、それ以上には及ばなかった。それで対偶婚家族として正しく区別されるのは、まさにこの理由によるのである。夫は継続するのであった。しかしながら、この関係は当事者の気の向く間だけて購買婚贈与の性質を帯びる贈物をすることが、これらの結婚行為のて購買婚贈与の性質を帯びる贈物をすることが、これらの結婚行為のて購買婚贈与の性質を帯びる贈物をすることはなかった」のでは発表することはなかった」のでは、またいのには、またいのではないのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいのでは、またいでは、またいの

いちがっていることである。
ののでは、女は「男の召使い」という冒頭で引用した記述はばぶかれていでは、女は「男の召使い」という冒頭で引用した記述ははぶかれていつしである。だが問題は、第一に『古代社会』でのここあたりの記述いるがある。だが問題は、第一に『古代社会』でのこことのひきうこれは著作『イロクォイ族の連盟』で記述されていることのひきう

ライト師の手紙による報告では、「夫が妻の家を去った」とあるのたたいして、()引用文では「夫は勝手にその妻を追い だし」と あった。男が妻の家を去るのである。イロクォイ族が長屋に住んで共同世帯をある。容易に離別できる一夫一妻婚としての対偶婚のようでありながある。容易に離別できる一夫一妻婚としての対偶婚のようでありながある。容易に離別できる一夫一妻婚としての対偶婚のようでありながある。 マルガンの『イロクォイ族の連盟』と『古代社会』とでのべらある。 モルガンの『イロクォイ族の連盟』と『古代社会』とでのべらある。 モルガンの『イロクォイ族の連盟』と『古代社会』とでのべられている対偶婚は、ライト師のいう対偶婚とはちがっているとしなければならない。

したがってこの第二の問題が、第一の問題すなわち『古代社会』ではないかと考えられるのである。

が男尊女卑を記述したのは、なににもとづいているのかをたしかめね、ととにいたって、著作『イロクォイ族の連盟』のなかで、モルガン

る。

の連盟』ロシア語訳、一九八三年刊によまれる編注である。この検討のための大きい参考となるのは、モルガン『イロクォイ族

ばならなくさせるのである。

化した。ヨーロッパ人との毛皮取引がもたらした利益にくらべてみる「イロクォイ族の女たちの地位は、植民地時代にとくにはげしく変

結果、女たちは、連盟による統治への直接参加から、とおざけられてにあらわれざるをえなかった。おそらくは、まさにこれらの諸原因の争によってもたらされた男たちの地位の向上もまた、両性の相互関係いだに、イロクォイ族がたえずおこなった取引とむすびついている戦と、女の労働は、従来の意味をうしなってしまった。まる一世紀のあ

が、なおも説明をつけくわえたいのである。モルガンのいう男尊女卑をやんわりと訂正していることになるのだ

達することができたのである。」

しまい、特別の代弁者をとおしてだけ、自分の意見を、酋長会議に伝

ンディアン族』では、モルガン説がみとめられつつある と さ れ ていはこの説を採用したが、一九七四年刊の彼女の著作『北アメリカのイェト歴史百科事典』第六巻、一九六五年刊で、アヴェルキエヴァ女史四五○年ころとした。だが、一五七○年ころのこととされて、『ソヴ連合体』とあらためられている――がつくられたのは、一四○○~一年ルガンはイロクォイ族の連盟――『古代社会』では「イロクォイモルガンはイロクォイ族の連盟――『古代社会』では「イロクォイ

ォート・オレンジにオランダ西インド会社の交易所をつくるにいたっオランダ人はいまのニューヨーク州の州都オルバニー、そのころのフるというが、ビーバーの毛皮をオランダ人が買いもとめるのである。そしてイロクォイ族が白人によって発見されたのは一六○八年であ

ことであった。ビース、ことのこかようなんこ。されて、イギリス人のニューヨーク植民地となり、イロクォイ族とのんでいたハドソン川流域のオランダ植民地が、イギリスによって征服た。だが一六六四年に、イロクォイ族にぞくするモーホーク部族が住

との前後、すなわち一六五一~五四年とろに、イロクォイ族はエリ毛皮貿易も、イギリス人によってひきつがれた。されて、イギリス人のニューヨーク植民地となり、イロクォイ族とのされて、イギリス人のニューヨーク植民地

ー族をジェネシー川とエリー湖のあいだの地帯から追いだし、中立民

このあと、一七七五~八三年のアメリカ独立戦争にいたるまでの一を占拠した。それで一六七五年とろが、イロクォイ族の連合体がもっとも強大であったときである。

○○年あまりのあいだのイギリス植民地時代に、イロクォイ族の生活の一年あまりのあいだのイギリス植民地時代に、イロクォイ族の生活を体として統一行動をとることができず、あるものはイギリスがわたの、とにかくアメリカ独立戦争のとき、イロクォイ族はあとでふれるが、とにかくアメリカ独立戦争のとき、イロクォイ族の生活に、あるものはイギリス植民者であるアメリカ独立派がわについてはた。あるものはイギリス植民地時代に、イロクォイ族の生活に、あるものはイギリス植民地時代に、イロクォイ族の生活に、あるものはイギリス植民地時代に、イロクォイ族の生活に、あるものはイギリス植民地時代に、イロクォイ族の生活に、あるものにある。

たちの代弁者をもっていたとかいている。したがって一七 九 一 年 以ルクラフトも一八六〇年刊の著書で、イロクォイ族の老刀自は、彼女女たちは男の代弁者(スピーカー)をとおしてだけ参加した。スクーでよると、一七九一年、一八〇四年、一八三九年の連合体会議では、で、イロクォイ族連合体の会議を、残存として、もちつづける。記録で、イロクォイ族は、アメリカ合衆国のなかでの保 留 地 生活

女たちは会議の精華であり、平和と戦争の判決者であるとかい ていては、J・F・ラフィトーは一七二四年刊の著作『アメリカ野蛮人のでは、J・F・ラフィトーは一七二四年刊の著作『アメリカ野蛮人のは連合体会議に直接参加ができなくなったとみられる。これにたいしが、あるいはアメリカ独立戦争の講和のあとでは、イロクォイ女たち

る。

る。彼女たちに捕虜があたえられ、その生死を彼女たちが決定した。

あるとみられる。

は第二類のまえの女の地位は高いものであったかのようであるが、アヴェルキエヴァ女史の記述によると、一六五六年にはセネカ部族のなかには一一の部族のものがふくまれていたので、もはや部族の構成が変には一一の部族のものがふくまれていたので、もはや部族の構成が変には一一の部族のものがふくまれていたので、もはや部族の構成が変には一一の部族のものがふくまれていたので、もはや部族の構成が変には一一の部族のものがふくまれていたのである。イロクォイ族の軍族では異部族者たちが参加するにいたり、彼らはしだいにイロクォイ族の軍族では異部族者たちが参加するにいたり、彼らはしだいにイロクォイ族の軍がでは異部族者たちが参加するにいたり、彼らはしだいにイロクォイ族の軍がでは異部族者たちが参加するにいたり、彼らはしだいにイロクォイ族の軍がでは異部族者たちが参加するとされるほどに、毛皮の役割が重要であったのである。したがって独立であることができたビーバー毛皮がないと、インディアンは餓死と交換することができたビーバー毛皮がないと、インディアンは餓死と交換するとされるほどに、毛皮の役割が重要であったかのように対しているのである。したがって独立を持ているのである。

る

あったが、これを家父長的諸関係の諸要素が破壊しつつあったのであれた。一八世紀には「世帯」は母系帰属的で妻方居住婚的な大家族でし、その死後には妻子によってではなく、同族者たちによって相続さしかも一七世紀にはイロクォイ族での男は、毛皮による財産を形成

られたためであり、男の軍事的、政治的な役割の強大化によるためで・収穫の所有が、男による毛皮貿易によって、経済的に後方へおしやるとした記述を引用する。女が男の召使いになるのは、女による耕地クォイ族における変化について述べ、モルガンが女は男の召使いであこのようにアヴェルキェヴァ女史は、一七・一八世紀におけるイロ

ロイドによる編注九九が、この男尊女卑化のあゆみをうらづけていたった、独立戦争にいたるまでの約一世紀、②アメリカ独立戦争からそから、独立戦争にいたるまでの約一世紀、②アメリカ独立戦争からモから、独立戦争にいたるまでの約一世紀、②アメリカ独立戦争からモから、独立戦争にいたるまでの約一世紀、②アメリカ独立戦争からモからが、イロへすれたの歴史の結果として、はっきりとあらわれてくるのである。へかたむく現象(これは母権てんぷくへの歩みとみられる)が、イロへオイ族の歴史の結果として、はっきりとあらわれてくるのである。 つオイ族の歴史の結果として、はっきりとあらわれてくるのである。 つオイ族の歴史の結果として、はっきりとあらわれてくるのである。 つオイ族の歴史の結果として、はっきりとあらわれてくるのである。 つオイ族の歴史の結果として、はっきりとあらわれてくるのである。 つオイドによる編注九九が、この男尊女卑化のあゆみをうらづけていたった さらに著作『イロクォイ族がオランダ人と交易をもつにいたった

残存にすぎない。それで対偶婚段階では、男は一人の主妻をもち、女も、この貞節はまさしくそのとおりではなくて、プナルア婚姻形態のしていないときでも、きわめて厳密な貞節は大切なことではないものしていないときでも、きわめて厳密な貞節は大切なことではないものしていないときでも、きわめて厳密な貞節は大切なことではないものであった。かりにモルガンの見解が、婚姻にとって、正しい としてであった。かりにモルガンの見解が、婚姻にとって、正しい としてが、外部の観察者にとっては、家族との諸部族の状態であった。それはプナルア家族と一夫一妻婚族や多くの諸部族の状態であった。それはプナルア家族と一夫一妻婚族や多くの諸部族の状態であった。

集団婚についての追憶は、うたがいもなく、クランの成員たちの婚と、他の観察者たちは一夫多妻婚または多夫一妻婚と報告している。いたのである。数人の初期の観察者たちは、この事態をたんなる淫蕩

は一人の主夫をもっていたが、各人は集団ぜんたいによって娶られて

姻にたいして、クランは関心と統制をもった。

の一つを内包している。一夫多妻婚はより初期の形態であったが、か夫多妻婚にむかっていく。近代人にとっては、婚姻はこれらの諸形態へむかってうごき、放浪する諸部族は家父長的状態とその随伴的な一対偶婚から路がわかれる。定住した農耕者たちはふつう一夫一妻婚

一夫一妻婚。との事態は定義を必要としないが、イロクォイ族によわる主なる幹からの後代の派生物にすぎなかったとした。の一つを内包している。一夫多妻婚はより初期の形態であったが、かの一つを内包している。一夫多妻婚はより初期の形態であったが、かま多妻婚にむかっていく。近代人にとっては、婚姻はこれらの諸形態夫多妻婚にむかっていく。近代人にとっては、婚姻はこれらの諸形態夫多妻婚にむかっていく。近代人にとっては、婚姻はこれらの諸形態夫の妻婚にむかっている。

って、そのどの近隣者たちよりも、ごく近くまで到達された。ときに

ガラマンティすなわちウィリアム・ジョンソン卿のようなセルフ

 とでは、寡婦や子どもたちは、彼の財産にたいして権利をもたず、保 子孫の事例は、とくにきびしいものであって、その夫や父の死去のあ も皮相な観察者にしめした。インディアンと婚姻した白人の女、その 白人との交婚にたいするジョンソンの戒告は効果がなかった。そし はならなかった。
 会し との交婚にたいするジョンソンの戒告は効果がなかった。そし はならなかった。

いう形態の認識にまでにはいたらない婚姻慣行のなかでの対偶婚であいう形態の認識にまでにはいたらないが悪でしられていて、集団婚ところは一夫多妻婚と多夫一妻婚という形態でしられていて、集団婚とによる離婚が容易な結合による一夫一妻婚であり、共同世帯によってならないが、対偶婚は集団婚の残存とみられる。一人の男と一人の女ならないが、対偶婚は集団婚の残存とみられる。一人の男と一人の女

召使を妻として三人の子をうんでいる。一七五三年ころに、さいどの部族の数人の女をめとって、多く子どもをうませた。また年季奉公の1ク川の南にあったので、モーホーク部族と親しくなり、モーホーク三才のときにアメリカにわたるが、その叔父が所有する土地がモーホジョンソンすなわちイギリス人のウィリアム・ジョンソン卿は、二

長ヘンドリックは、その他の首長たちとともに、イギリスを訪問してとである。一七一〇年にはモーホーク部族の指導者の一人である首ち、彼らを管理することができた。これはアメリカ独立戦争のまえのモーホーク部族をふくめてのイロクォイ族の六部族に強い影響力をもクの孫娘メアリー・ブランドをめとる。彼女、その家族をとおして、

妻、というよりも家政婦と称して、モーホーク部族の首長ヘンドリッ

いる。イロクォイ族は連合体をつくって独立自治であったものの、イ

族にみせつけたことになる。イロクォイ族の男で財のある有力者は、夫多妻婚をおこない、家父長的家族をつくったが、それをイロクォインソンはインディアン流に、モーホーク部族の女を数人もめとって一つ、イロクォイ族を管理さえもしていたかのようで ある。 彼は Suギリスとつよくむすびついており、イギリスはジョンソン を と おし

ジョンソンのまねをしたかもしれない。そうであるならば、

対偶婚

た時には対偶婚の事態にあった。プナルア婚を集団婚とよみかえねばとのロイドの編注によって、イロクォイ族が白人によって発見され

留地にとどまっていてさえもそうであるからである。」

部族の女管理者の一人となったとされているが、彼らのあいだでの女 すめられたにちがいない。しかもジョンソンがめとった首長の孫娘メ うであったといわれないまでも、そのような方向での男尊女卑化がす アリー・ブランドは、のちに「クラン・マザー」となり、モーホーク 者や貴人の特権とされていたように、インディアンのあいだでも、 →一夫一妻婚の過程で、東洋では一夫多妻婚的家父長的大家族が富 そ

済的に男に依存しているのではなく、しかも尊敬されて、ギュナイコ 卑がすすめられていたとはいえ、なおも女は耕地・収穫を所有して経 クラティーあるいはその名残りはつよかったとみられる。

うととかもしれない。

が、そのまえで彼らはみずからの歴史を中断させられてしまったので が女卑へとすすみ、母権がてんぷくする過程をしめしたにちがいない を、もっとくわしく知れば知るほどに、未開上段での対偶婚が一夫一 に影響されずに連合体を発達させて、文明へとすすんでおれば、女尊 妻婚へむかっての進歩、それにともなっての母権のてんぷくのあゆみ 一八四五年とろまでの二〇〇年ばかりのあいだの男尊女卑化のあゆみ イロクォイ族が白人によって発見されてから、モルガンが調査した 臆測するのにやくだつにちがいない。イロクォイ族は、外部の力

ある。これが長屋での共同世帯での生活であった。モルガンは調査時 ギリス人の影響をうけないまえには、未開上段の対偶婚のなかにあっ 使い」とかいたにちがいない。だが彼らが独立自治をもっており、イ の現実と、アメリカ独立戦争まえの過去のイロクォイ族の独立のとき て、ギュナイコクラティーのもとにあり、男尊女卑ではなかったので の見聞にもとづいて、『イロクォイ族の連盟』のなかで「女は男の召 モルガンは連合体が解体されたあとのセネカ部族をたずね、そこで

> での「男の召使い」という記述を、一八七六年著作では訂正したとい ライト師の報告をえたあとでは、共同世帯のもとでの生活では、女は えられるのである。 での現実を、歴史的に区別せずに記述してしまったのではないかと考 「男の召使い」ではなかったと、認識をあらためて、一八五一年著作 だが、モルガンのときには、共同世帯はきえているのであるから、

る。ここで引用したモルガンの著作は、コリント・ブックスによ 史研究」第二一集)のなかでもよまれる。 い。なおこの引用文は、拙訳『イロクォイ族の 連盟』Ⅱ(「女性 イ族の連盟』である。

いま一つの復刻本については、

拙訳「『イ る復刻本、一九六二年刊であるが、このときの表題は『イロクォ ロクォイ族の連盟』I」(「女性史研究」第二〇集)を みて ほし 拙著『原始共同体研究』四八五~四八六頁。傍線は引用者によ

同上、四八六頁。

同上、四八八頁。との注は親切ではなかった。

3

同上、四七八頁。

G.P. Murdock. Our primitive contemporaries, 1934, p. 302 土屋光司訳『世界の原始民族『下巻、一二頁

青山訳本、下巻、二五九頁。

6 5

同上、二五八頁。 同上、二七二頁。拙著『原始共同体研究』、四七五~四七六頁。 拙訳「『イロクォイ族の連盟』Ⅱ」(「女性史研究」第二一集)

ロクォイ族のうちのセネカ部族では、一胞族が四氏族から成りた

- ィアン族』モスクワー九七四年刊。 1975, p. 238. ユ・ペ・アヴェルキエヴァ『北アメリカの インデ11 Rayna R. Peiter ed. Toward an Anthropology of Women.
- 21 L. H. Morgan. League of the Ho-Dé-No-Sau-Nee or Iroquois. Burt Franklin N. Y. 1901, vol. I. p. 270.

3

からであるが、そのようなものには民族学や歴史学は無縁である。からであるが、そのようなものには民族学の発展に目をとざしているが二つの親族名称体系によって、血族婚とプナルア 婚とを 復元して、乱婚―→血族婚―→プナルア婚―→対偶婚―→一夫一妻婚というて、乱婚―→血族婚―→プナルア婚―→対偶婚―→一夫一妻婚というが二つの親族名称体系によって、血族婚とプナルア 婚とを 復元して今では、乱婚―→集団婚―→一夫一妻婚と、そしてトゥラン式―→婚姻の発展図式をたてたのは、訂補されねばならなかった。したがって今では、乱婚―→集団婚―→一夫一妻婚と、そしてトゥラン式―→婚姻の発展図式をたてたのは、訂補されるばならなかった。したがって、モルガン学説を非難するのは、そのどの民族学の発展に目をとざしているがい学説を非難するのは、そのどの民族学の歴史学は無縁である。からであるが、そのようなものには民族学や歴史学は無縁である。からであるが、そのようなものには民族学や歴史学は無縁である。からであるが、そのようなものには民族学や歴史学は無縁である。からであるが、そのようなものには民族学や歴史学は無縁である。からであるが、そのようなものとは、当様に対しているというない。

てはならない。

てれらを見聞したり、記録したりしていない。 おいドと乱婚を学問的に推定せざるをえないのであり、だれもが制度―→二階級婚制度―→ホルド(群)での乱婚、と逆 推 させ もしいての研究が、階級婚は集団婚であるとされたからであり、四階級婚の四版で集団婚とあらためた。これはオーストラリア族の階級婚につまれがンがプナルア婚としたものを、エンゲルスは『家族の起原』

図式がえられているのである。

カミラロイ族の集団婚」で、階級婚制度についてのべているのを忘れたい。それでバッハオーフェンは未発表遺稿「オーストラリア・スムス→→ギュナイコクラティー→→一夫一妻婚という発展図式もまた訂補されねばならないのはあたりまえなのである。た訂補されねばならないのはあたりまえなのである。た訂補されねばならないのはあたりまえなのである。たご補されねばならないのはあたりまえなのである。

る。このモルガン論述にくらべると、「最初にわたしの注意をおこさ第二篇第二章「性にもとづく社会組織」とによって、書いたのであけ、モルガンの二つの文献すなわち『アメリカ芸術科学アカデミー紀は、モルガンの二つの文献すなわち『アメリカ芸術科学アカデミー紀は、モルガンの二つの文献すなわち『アメリカ芸術科学アカデミー紀た。これは一八八一年一月の起草とされており、このとき六六才の老た。これは一八八一年一月の起草とされており、このとき六六才の老た。これは一八八一年一月の起草とされており、このとき六六才の老た。この遺稿は『古代書簡』下巻、一八八五年刊におさめられなかっとの遺稿は『古代書簡』下巻、一八八五年刊におさめられなかっ

じている。すどい勉強のはてにある言説である。 陳述はそれらの当初の価値を失っている」、とバッハオーフェン は 断ラー『人類古代史および文明発展の研究』、グレイ『調査誌』に よ る

せたラング『オーストラリア原住民』、マクレナン『原始婚姻』、タイ

こうしてバッハオーフェンは、カミラロイ族の四階級の区分につい

『古代社会』では訂正できなかったのはあたりまえとしても、『カミ階級婚制度と訂正しているのであるが、モルガンが一八七七年刊ののに、おどろかされる。というのは、ファイスンは一八七八年八月一のに、おどろかされる。というのは、ファイスンは一八七八年八月一のに、おどろかされる。というのは、カミラロイ族の八階級婚制度を、四のに、おどろかされる。というのは、カミラロイ族の四階級の区分についてから、記述をはじめているが、もはやとの出発点において、モルガンがカミラロイ族の四階級の区分についてから、記述をはいて、

いるとはいえない。

彼は「四つの階級が二つに還元されるのをみること に な る」 とすバッハオーフェンの論述をみる。

は、やはり八階級婚制度としているからである。

ラロイ族とクルナイ族』へのモルガン序文(一八七九年五月づけ)で

この二階級婚制度は、『家族の起原』第四版では、クロキとクミテとあった」、と二階級婚制度の存在を逆推している。――マタおよびクッビ――カポタ)が未だ分かれていなかった時代が身)が未だ分離していなかった時代、同様に第三と第四の階級(ムリタ)が来だ分離していなかった時代、同様に第三と第四の階級(ムリタ)の、「第一と第二の階級(イッパイ――イッパタおよびクムボ――ブる。「第一と第二の階級(イッパイ――イッパタおよびクムボ――ブ

いる。「オーストラリアの野蛮人が行なっているプロミスキテートのさらにバッハオーフェンはプロミスキテートという術語をつかってフェンが逆推したものが、オーストラリアで存在していたのである。の二階級婚として、くわしく記述されているのであるが、バッハオーとの二階級婚售長に 『秀彦の恵房』第四版でに クロキとクミラと

かにすることができる。」
らが発見される以前には誰もが予想できなかった原始の諸状態を明らな思考の境界の彼方に存在している。カミラロイ族のおかげで、かれ

規制は、純理論的な思弁では、理解できない。生活の実際は、抽象的

「プロミスキテート」の術語をもちいるのであるが、バッハオーフェバッハオーフェンは一八八○年には「ヘテリスムス」 を す て て、

ンのプロミスキテートはモルガンのいうプロミスキティーに照応して

あらゆるイッパイはあらゆるカポタの夫たちであり、……あらゆるクいるが、プロミスキテートという規律は、そうではない。なぜなら、カミラロイ族の階級婚では、「兄弟姉妹婚という規律はすてられて

男群・クッビは、第一階級の女群・イッパタの夫たちであり、プロミェンがしめしている図表によると、第四階級にぞくしているあらゆるツビはあらゆるイッパタの夫たちであるからである。」 バッハ*オーフ

分の妻としてあいさつするが、そのような扱いにたいして誰も異議すイが、おそらく未だ見たこともない一人のカポタに出会うと、彼は自婚に、プロミスキテートを見ているのである。そして「一人のイッパ婚に、プロミスキテートを見ているのである。そして「一人のイッパスキテートの規律はすてられていないというのである。バッハオーフスキテートの規律はすてられていないというのである。バッハオーフ

である。したがって、集団婚の確固たる形成はありそうにないとは、級的な妻たちの一人である。これは階級婚という名前での集団婚なの第一階級の男群・イッパイにとって、第四階級の女群・カポタは階

おかしいのであり、この階級婚ではプロミスキテートの規律はすてら

いる。

る権利をもたない。集団婚の確固たる形成は考えられない。」 として

死後のことである。

したがってバッハオーフェンをせめているのでは

ミスキテートと集団婚との明確な区別にいたっていない。 れていないという発言とあわせて、バッハオーフェンは階級婚とプロ

は、 認知するところにまで達して」 いるというと と ろ で の「階級的母」 ェンは階級婚=集団婚とし、 「集団的母」であるとみてよいのであり、 「カミラロイ族は、 集団婚における階級的母から個別的母 プロミスキテートをずっと古いものとみ ここではバッハオーフ

いる。 と同様に、 それにしてもバッハオーフェンは前進している。 氏族組織の発生についても、 われわれは貴重な解明を得て 「集団婚について

ているようである。

第1図から第2図への進歩である。 みるので、はじめの二原群は二階級そのものなのである。 を復元できるとする。 のとりの三氏族が第一・第二階級をもっていることから、 このあとの老バッハオーフェンは二位

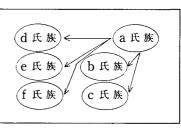
一体的社会組織 カミラロイ族の部族では、 との二原群が四階級にわかれる二原群になると 最初の三氏族が第三・第四階級をもち、 (双分組織) 二つの原群 とれは次の

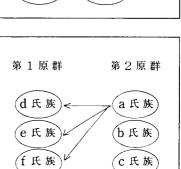
をしらなかったことをしめしている。 六氏族をもっているカミラロイ部族では、 ある一つ の氏 族 が

もつ、 クムボと婚姻することになる。これを氏族観念からの第一の離反であ 級をもっている) 「残りの五氏族のうちの一氏族から自分たちの配偶者を選ぶ資格を とバッハオーフェンはかいている(第4図をみよ)。 すなわちa氏族の女群・マタの女たちは、三氏族にいる男群・ と氏族の族外婚規律にもとづいて書く(第3図をみよ)。 だがこの部族では、 は クムボ=ブタ階級をもっている三氏族とむすび ある一つのa氏族 (たとえばムリニマタ階

> 第2原群 第1原群 階級を つ氏族 階級を つ氏族 X階級 a階級 ての2階級婚制度 2 原群 ٢ (原初的2氏族の双分組織) 第2原群 第 1 原 階級を つ氏族 階級を つ氏族

での階級婚のありかたが、 であって、「氏族組織の従属」ではない。氏族組織が二氏族構成から 氏族も族外婚的であって、 婚姻するのであるから、 氏族の女・マタは反対がわのB胞族にぞくする一氏族の男・クムボと 級分化への氏族組織の従属」とするが、これはA胞族のなかにある一 することになる オーフェンが部族の双分組織をしらなかったことをあきらかにする 第二の離反は、 タイラーが双分組織をあきらかにするのは、 (胞族がいくつかの氏族をふくむ) へ進展して、 第1図 (第5図をみよ)。 こうしてバッハオーフェンは 「階 一氏族の女は三氏族のうちの一氏族の男とだけ婚姻 胞族は族外婚的であり、 第5図のようになるのである。 第4図から第5図でのありかたをしめすの 第2図 バッハオーフェンの この胞族のなかの 一 a階級 X 階級 階 b階級 Y とれはバッ そのもと 2 原群 ての4階級婚制度 ٤ (原初的2氏族の双分組織)





第3図 第 **4** 図

今からすると、バッハオーフェンのまちがいであると、

史的にわたしが指摘しているのである。

なくて、

第四版でかいた二階級婚制度を逆推している。まさに老バッハオーフ 族の集団婚」で、モルガンをこえており、エンゲルスが『家族の起原』 あとの一八八一年にかいた未発表草稿「オーストラリア・カミラロイ ンはすばらしい民族学者である。 ようするに、バッハオーフェンは『古代書簡』上巻一八八○年刊の

ぜ『古代書簡』下巻一八八五年刊におさめなかったか で ある。 ア諸部族」が未発表であることとつながっているようである。 もともとバッハオーフェンが『古代書簡』下巻にのせなかった未発 のとされている疑問は、 やはり「プナルア婚ないし集団婚」を論じている遺稿「オセアニ バッハオーフェンはこのような論考を、 これ な

学説 第1原群-A 胞族 第2原群—B胞族 とを秘めて、 しれないのである。 典的民族学者となっているバッハオーフェンは、 氏族 a 氏族 d 第5図 b 氏族 氏族 é C氏族 氏族 階級的妻 ← 個別的妻 (各胞族は3氏族をふくんでいる) は り、 よって「女性史研究」誌に邦訳されて らの三遺稿は、 第八卷『古代書簡』 一九六六年刊 いるが、 ミラロイ族の集団婚」は第六遺稿であ 遺稿であり、ゆ「オーストラリア・カ いる。

「オセアニア諸部族」は第四 表遺稿は、 集団婚を認定したものであるかぎ とのほかに(の「人類の動物的起点 一二篇の遺稿としておさめられて 集団婚」は第五遺稿である。これ との三遺稿は集団 婚を 論述 『バッハオーフェン全集』 幸いにも石塚正英氏に

みとめねばならない。 としてのとしたところに、保守主義の顔がのぞいているとすると、古 ロマン主義者であることにとどまっていたかったのかも ここにバッハオーフェンとモルガンとのちがい**を** バッハオーフェンがこれらを遺稿 進化主義者であると

との斗争の、 スは高く評価する。 じてもっとも見事な、 い、しかし決定的に正しい『オレスティア』解釈は、この本全体を通 しつつあった母権と英雄時代に抬頭し、 「バッハオーフェンはアイスキュロスの『オレスティア』 劇的描写としてえがきだす」 のであるが、「こ の 新 し もっともよい個所の一つである」と、 勝利をおさめつつあった父権 エンゲル を、 史において、男尊女卑化がみられることをあきらかにしたが、外的な

白人との接触によって、イロクォイ族の連合体がこわされていく歴

ぐっての古い神がみであるエリニュスたちと、若い世代の神がみとア テネ女神の投票のあり方がえがかれているが、これによって父権とい 『オレスティア』すなわちオレステスの物語では、妻 に よ る 夫殺 その妻から生れた子による母殺しにたいする裁判、この裁判をめ

う新しい秩序が勝利するのである。

はなくて、その人間の頭脳におけるこの生活諸条件の宗教的反映なの である。」ここに観念論者バッハオーフェンがあるが、男女の 社会的 に歴史的変化を生じさせたものは、人間の実際の生活諸条件の発展で るのであるが、「バッハオーフェンによると、男女相互の社会的地位 この母権てんぷく・父権確立が、ここで劇的に、象徴的にしめされ

とりあげられねばならなくなってくるはずである。だがバッハオーフ 集団婚と女系出自、そのもとでのギュナイコクラティーとその解消が という歴史的変化は追求されていない。 一妻婚として検出されているとはいえ、ギュナイコクラティーの解消 老バッハオーフェンにとっては、集団婚を認定したことによって、

父権がどのように母権を没落させていくのかは、まさに歴史学の課題 明らかでなかったこととむすびつくかもしれないのである。 のおわりがあきらかであるとしても、英雄時代のはじめが、ほとんど せおわされたし、いまもこの課題を解決できずに、とまどっている。 である。民族学の成果をふまえていまの原始史学は、きびしい任務を ェンはことを論述するにいたらない。これはギリシア史での英雄時代 英雄時代に父権が抬頭したのであるならば、との父権の発生、その

> ては父権によって母権がてんぷくされる歴史の解明を、バッハオーフ ものに影響されずに、男尊女卑をすすめて父権が強化し、あげくのは ェンの功績がわたしたちにもとめているのである。

1 石塚正英訳「オーストラリア・カミラロイ族の集団婚」(「女性 史研究」第一九集)二七頁。『バッハオーフェン全集』第八巻、

2 同上、三〇頁。同上、 四六一~四六二頁

同上、三二頁。同上、 同上、二八頁。同上、 四五九頁。 四六三頁。

3

四五八頁。

同上。

地位の歴史的変化は、ヘテリスムス─→ギュナイコクラティ─→一夫

同上、三二頁。同上、四六三頁。

7 同上、三三頁。

比較家族史研究第2号 特集・家父長制家族に関する諸問題

比較家族史学会 一、五〇〇円

阿蘇の羽衣――天女の変身のこと

橋 宏 子

それを新彦神が見て、一人の天女の羽衣をかくした。人の天女が舞い降りてきて、松の枝に羽衣をかけて水浴をしていた。むかし、阿蘇の宮地(いまの一の宮)の田鶴原神社にある泉に、三

彦神と夫婦になって子どもも生まれた。その天女は、新彦神になんども羽衣をかえしてくれと願ったが、かその天女は、新彦神になんども羽衣をかえしてくれと願ったが、か

いってしまった。 女は、すぐさま羽衣をさがし出し、夫も子どもも残して、天に帰って女は、何気なく羽衣のありかを天女にあかしてしまう。それを聞いた天は、何気なく羽衣のありかを天女にあかしてしまう。それを聞いた天

後国志略』(阿蘇郡・上)に書承されている。 の羽衣」は、『肥とれは「阿蘇の羽衣」の再話である。との「阿蘇の羽衣」は、『肥

る。紹介してみる。 も、阿蘇郡高森町・熊本市・本渡市・天草などの地に 伝 え ら れていれている羽衣伝説には、この「阿蘇の羽衣」のほかに、 熊 本 県 内でれている羽衣伝説には、国の内外をとわず、広く、古い時代から伝えら

熊本市――犬飼が七夕さんの美しい着物を隠す。天に帰れない七夕嫁をもらうが、どれも気に入らず、毎年御前迎えをする。中の言葉によって羽衣をみつけて天に帰る。阿蘇の神様は、そのあとやさがしにきた天女を嫁にする。子どもが生まれ、婆が歌う子守歌の阿蘇郡高森町――阿蘇神社の神様が天女の美しい羽衣を隠し、羽衣

いく。二人は天の川をはさんで会えない。のつると犬のしっぽを伝って犬飼も七夕さんのあとを追い天に昇っててた七夕さんは天に帰っていく。九九九のわらじを瓜の根に埋め、瓜さんは犬飼の嫁になる。子どもが五・六才になったころ羽衣を捜しあ

本渡市――熊本市の羽衣伝説と同じ話。

天草――笑話(性的な話)と結びつけた型。

 阿蘇一の宮・阿蘇高森町の場合は、天女と神という関係。 伝説では、中心となる女と、相手となる男とは次のようになる。

② 熊本市・本渡市の場合は、七夕さんと犬飼という関係

○ 天草の場合は、天人と漁師という関係。

(奈具社)」・「近江国」の羽衣伝説が記録されている。 我が国で最も古くは、『風土記』に、「駿河国三保松原」・「丹後国

博文館におさめられている)という論文がある。でもあった神話学者高木敏雄氏の「羽衣伝説の研究」(『比較神話学』でもあった神話学者高木敏雄氏の「羽衣伝説の研究」(『比較神話学』ある松村武雄氏が、『族と伝説』(第十三巻九号)のなかで『白鳥處ある松村武雄氏が、『族と伝説』(第十三巻九号)のなかで『白鳥處ある松村武雄氏が、『旅と伝説』(第十三巻九号)のなかで『白鳥處ある松村武雄氏が、『神話学者の手記』などの著者で「羽衣伝説」の研究については、『神話学者の手記』などの著者で

翼のこととして、羽衣の「羽」の義を明らかにしている。そしてこのれている。この『元中記』の羽衣説話によると、天女の羽衣は、鳥のもって鳥の変形せしものとなす。」とする『元中記』の羽衣説話にふ高木敏雄氏は、古今東西の天女説話よりさらに一歩進めて「天女を

ではないかという想像さえしてしまう。

って論をすすめている。話を解釈するにあたり、☆人類学的解釈と、☆心理的解釈の二つをも説話には、二回の変身があることも指摘している。また氏は、この神

しておかねばならないことと高木敏雄氏はかいている。じたこと。この二点のことは、羽衣伝説を説明するにあたっては予想は上に観したこと。臼未開人は、人間と動物との間に変身の可能を信急大類学的解釈にあたっては、臼未開人は人間と動物とを同一の水平

うことも考えられなくもない。
からきた大きな想像力に由来するのではないかと説く。白雲が浮遊すからきた大きな想像力に由来するのではないかと説く。白雲が浮遊すからきた大きな想像力に由来するのではないかと説く。白雲が浮遊すからきた大きな想像力に由来するのではないかと説く。白雲が浮遊すからととも考えられなくもない。

理由が、支那神仙説などにあるととも述べている。せしがゆえに。⑪人間界に、恩恵を施さんがため。というような例のとす。」としており、天女の下降ならびに淹留は、⑪天上にて罪を犯人間との接触結合の可能を信じたりとの説は、一般に許容すべきもの者を想像し、時としてはある目的のために、もしくはある条件の下に

高木氏は、その中で、「要するに未開人民が、天上界に超自然的住

もしろい。

鶴の優美な姿に羽衣をなびかせて天空を舞う天女の姿をみてとったのと、「阿蘇の羽衣伝説」の場合も、昔の人が、田鶴原社の中空を舞うとのように羽衣伝説には、「鳥」が関連してくるという見方をするを他日に譲らむ。」としている。 として、「羽衣伝説」の一面には、怪鳥に関する信仰の結果としてそして、「羽衣伝説」の一面には、怪鳥に関する信仰の結果として

位をおく神であったかが注目される。
「新彦神」というものが、どのような勢力をもち、どのような位置にいう神であるということである。このようなことを考えあわせると、いう神であるということである。このようなことを考えあわせると、いう神であるということである。このようなことを考えあわせると、女の相手となる男が他地域の場合、漁夫であったり、農夫または老夫女の相手となる男が他地域に伝わる羽衣伝説とちがっている点は、天

ていることは不自然な感じをまぬかれない。 を導入したのではないかという想像もうまれてくる。すると、天女のを導入したのではないかという想像もうまれてくる。すると、天女のを導入したのではないかという想像もうまれてくる。すると、天女のを導入したのではないかという想像もうまれてくる。すると、天女のを導入したのではないかという想像もうまれていくと、『風土記』などに親ことでいることは不自然な感じをまぬかれない。

蘇の羽衣」)。

① 羽衣の出現により天女は、夫や子どもを残して天界へ去る例(「阿

「羽衣伝説」には、結末のあり方がいろいろな型にわかれていてお

③ 天女が子どもを連れて昇天していく例(「朝鮮の天人女房」)。(「(熊本市に伝わる羽衣」・「本渡市に伝わる羽衣」)。

昇天していった天女のあとを相手の男が追って天へ昇っていく例

2

は、それらへの抗義であるかのようだ。て女を養女にして富裕になった老夫婦が富をもたらした後は天女の見てが見られ、人間の生き方を問い直させられる思いがする。天女の昇天が見られ、人間の生き方を問い直させられる思いがする。天女の異子が見られ、人間の生き方を問い直させられる思いがする。天女の養女にして富裕になった老夫婦が富をもたらした後は天女は、それらへの抗義であるかのようだ。

鶴見塚――劇曲「夕鶴」とくらべてー

南 則 子

鶴は長寿の鳥ですから、といってよろこんでくれました。 観撃天皇の時代に、宇土郡の石橋村に子供のいない夫婦 がいました。 配撃の時代に、宇土郡の石橋村に子供のいない夫婦 がいました。 配撃 天皇の時代に、宇土郡の石橋村に子供のいない夫婦 がいまし 配撃 天皇の時代に、宇土郡の石橋村に子供のいない夫婦 がいまし 配撃 天皇の時代に、宇土郡の石橋村に子供のいない夫婦 がいまし

い筒との二つの宝物を夫婦にわたして、養女になりました。杯になるという米袋と、絹織物を織っても織っても絹糸がなくならなどもたのむので、泊めてやりました。美女は米三粒を釜に入れると一ものですが、貯えもあるから年を越させてほしいとかなしそうになんのみます。夫婦は貧しい生活だからとことわりますが、身よりのないの為ます。夫婦は貧しい生活だからとことわりますが、身よりのないの考れに、一人の美しい女がたずねてきて、一晩泊めてほしいとた

の千両を殿様にさしだして許しを得ました。できてもらい、その夜のうちに不思議な力で黄金にかえました。そす。養女は夫婦に、西の方にある木原山から鶴の葉(譲葉)千枚をとだすよう命じました。それをことわると、金千両を出すよ う 命 じ またの孝行話が殿様に伝わると、殿様はその羨女を自分のもとにさし

私は人間ではなくて、助けてもらった鶴です。おいとまする時がきましばらくたって養女は、私がことに長くいては迷惑がかかります。

ことです。きかなしみ、鳥の安全を祈って千部経をおさめた塚をきづいたというきかなしみ、鳥の安全を祈って千部経をおさめた塚をきづいたという白い鶴となって、北の空に飛び去っていきました。夫婦はそれをなげ村の北山の畑まで見送って、別れをつげました。すると養女は一羽のした、と涙ながらに話しました。夫婦はたいへんおどろきましたが、

いとしてあります。また民話研究の大家である柳田國男氏が、『日本です。『宇土郡誌』では「古文書」によるとありますが、「古文書」が何であるかはわかりません。
この「鶴見塚」の話を、日本児童文学者協会編の『熊本県の民話』が何であるかはわかりません。
は、「古文書」によるとありますが、「古文書」が何であるかはわかりません。
これは今から千百年まえの話ということですが、『宇土郡誌』のないとしてあります。また民話研究の大家である柳田國男氏が、『日本

かれていました。地元の人たちは「ツルミの墓、ツルミのじいさんのかれていました。地元の人たちは「ツルミの墓、ツルミのじいさんのげて舞っていたであろうと思われる、静かな山村でした。山村の丘のじかで波うち、鶴がしばしの休みを楽しみ、青空を真白な羽根をひろじかで波うち、鶴がしばしの休みを楽しみ、青空を真白な羽根をひろじかで波うち、鶴がしばしの休みを楽しみ、青空を真白な羽根をひろりかで波うち、鶴がしばしの休みを楽しみ、青空を真白な羽根をひろがて舞り、網を開入していまの中では海がまりれていました。地元の人たちは「ツルミの墓、ツルミのじいさんのがれていました。地元の人たちは「ツルミの墓、ツルミのじいさんの神で波った。地元の人たちは「ツルミの墓、ツルミのじいさんの

ないということに注目すべきでしょう。

伝説名彙』で紹介していますが、『日本昔話名彙』ではとりあげてい

心情の異なる点からみて面白い考察だと思われます。

うかと思ったりします。

はありません。 ました。 での例からみて、戦国時代末頃に建てられたものではないかといわれ が、 の歴史家である富樫卯一郎氏は、地蔵を示す板碑であって、宇土地方 鶴の話としては知らないようでした。碑のことについて地元在住 ツルミのじいさんが碑の下にいかっている」などといっています 鶴とのかかわりがあるかどうかは、いまのところあきらかで

> うな厳しさを背景にもった鶴女房の話であるだけに、木下氏が材料に と山と岩に囲まれたところで、民話の宝庫といわれています。そのよ

にされています。伝承の地である佐渡の西岸は苛酷な冬の寒さと、海 劇になっていてあまりにも有名です。これは佐渡の鶴女房の話を材料

「鶴女房」の話は、木下順二氏によって「夕鶴」として再話され、

帰るととが、鶴女房になる話とはもっとも異なる特徴です。 られ、女人は鶴になって去ります。ところが、宇土 の 鶴見塚 の 話で 婚姻する場合は男であるようです。「鶴の恩がへし」「鶴女房」「鶴 ることでしょう。そして同時に、報恩の場合は老夫婦、老姿であり、 婦の養女となり恩返しをしますが、殿様の高慢さを知り、鶴になって は、ふしぎな米袋と絹糸が出てくる筒との二つの宝物を持参して、夫 といいますが、その禁を破ることによって女人の本性または素性が見 物を織っているときには、「見てはいけない、のぞいてはくれるな」 かか」では、鶴→女人→鶴と、説明ぬきの変身があります。鶴が女人 鶴を助ける者が貧乏で、助けるためにはそうとうな犠牲をはらってい しています。そして話が存在する背景には必ず、海、河、山があり、 になり、鶴自身の羽根で織物を織って恩返しします。女人が織屋で織 「鶴」の話は、報恩説話または異類婚説話として全国にひろく分布

鶴女房とはまったく反対の話が展開されています。これなどは風土・ わけあってカラスの姿をしていると、最初に本性を明白にしていて、 います、それによると「カラス」では、カラスは女王であるが、今は 河合隼雄氏が『昔話と日本人の心』のなか で 鳥→女人→鳥 の 変身 グリムの「カラス」と「鶴女房」とを対比させ、西洋と比較して す。 説話であり、「鶴見塚」の話は、謡曲「羽衣」にあたるのではなかろ ろうかとも思われたりして、もしそうであるならば「鶴女房」は羽衣 とをかくしていると考えると、鶴=天女=女神といえるのではないだ これなど鶴女房の話に、浦島伝説を重ね合せたようでもあり、興味深 ご馳走をうけて、またおじいさんの舟で帰ってきたということです。 のおじいさんの舟で鶴の池につれられていき、女王様である裸の鶴に くて日本中さがし歩いているうちに、ある浜辺にいるところを、一人 て飛んでいきます、そして鶴に去られた主人公は、別れた鶴にあいた にあるそうです。この鶴女房では、裸になった鶴を干羽もの鶴がつれ すが、去った鶴をその後訪ねて再会する、という話が鹿児島県薩摩郡 徴がツウではないでしょうか」と語っておられたことが印象に残りま い。ツウはだれの心にも住んでいます。そして自然・純粋・自由の象 て演じてきたが、今は鶴にみられても、人間にみられても かまわな の演ずるツウ像は、最初は鶴の化身として、次は日本女性の典型とし されたのでしょう。ツウ役を干回以上上演された山本安英氏が「自分 女人に変身する鶴は、神の性質をもっていて、神性であるというと ほとんどの鶴女房の話は最後に鶴が去っていくことで話がおわりま

米 倉 法 師――浜田隆一氏の功績―

宮山孝子

そのうちに大事な門松を川におとしてしまいました。とのうちに大事な門松を川におよいながら橋の上につつ立ったままボンヤリと川を眺めていましたが、した。おじいさんは、これでは年も越せないなー。どうしようかと思した。おじいさんば、どうしたことか門松は一本もうれませんでもまってきたので、町に門松をうりに出かけていきました。年の瀬も昔、あるところに一人のやさしいおじいさんがいました。年の瀬も

竜宮へつれていきました。の中の竜宮へ御案内いたします」といったかと思うと、おじいさんを川の中の竜宮へ御案内いたします」とお礼をのべながら、「おじいさんを川ところがしばらくすると川の中からスーツと人があらわれて、「おじところがしばらくすると川の中からスーツと人があらわれて、「おじいさんはあわててしまいましたがどうすることもできません。

た。おじいさんはすっかりおどろきましたが大よろこびです。またたたまで、クラ、クラといいながら小槌をふるとすぐに倉が立立でありた。大ちまち俵の山ができました。すぐにためしてみようと思って、米がないのでコメ、コメと思いきって小槌をふると沢山の米が出てきて、たちまち俵の山ができました。すぐにためしてみようと思った。大がないのでコメ、コメと思いきって小槌をふると沢山の米が出てきて、たちまち俵の山ができました。そのときに、「打出の小槌」とがとう」とお礼をのべて別れました。そのときに、「打出の小槌」とがとう」とお礼をのべて別れました。おじいさんは時のたつのもできて、たちまち俵の山ができましたが大よろこびです。またたで、大ちないのです。また、まじいさんはすっかり気持よくなってしまいました。おじいさんは時のたつのもったっかり気持よくなってしまいました。おじいさんは時のたつのもった。おじいさんは時のたつのもった。おじいさんはすっかりおどろきましたが大よろこびです。またたた。おじいさんはすっかり気持ないました。おじいさんはいった。

す。柳田国男氏の『桃太郎の誕生』(昭和二十六年、角川書店の初版 さんをとりかこみながら、とうとうせめ殺してしまいました。 コメクラといって小槌をふりました。そうしたらどうでしよう。米や を一つづつふるのはめんどうだ」といいながら、一度に、 思って、すぐに小槌をかりてきました。慾深爺さんは、「コメとクラ くうちに村一番の大金持になりました。 か。 さんも子供のころにそれらのはなしをきいていたのではないでしょう う人がいたということを、土地の古老からききましたので、浜田隆 です。坂本村には昔からかたりつがれてきた民話に、「小盲法師」や 本、昭和五七年同書店改訂版の中の三八〇頁~三八一頁)によると、 身の浜田隆一さんが幼少のころきいたはなしを私が再話し たもので 倉は一つもでてとないで、沢山の「小盲」がとび出してきて、 慾深爺 「山わろ」「カッパ」のはなしなどをよくしてくれた木山作太郎とい 「旅と伝説」誌、昔話号の四巻四号に浜田隆一さんが発表されたもの とのはなしは、熊本県八代郡下松求麻村(現在の八代郡坂本村) このはなしをきいた隣にすむ慾深爺さんは自分も金持になりたいと コメクラ、

校の国語教師の資格をとって、天草中学校に勤務しました。ここでは代中学校を卒業したあと、近隣の小学校につとめ、大正一二年に中学字小川で、父逸人と母ツルとの長男として誕生しました。(旧制)八浜田隆一さんは、明治三十三年(一九〇〇)に、八代郡下松求麻村

などをあつめています。カッパについては、昭和五年八月の五日、十 自分もひまをみては村をまわり、土地の風習や、年中行事、民間信仰 生徒たちの協力もえて、カッパのはなしを沢山あつめました。また、 として掲載しました。そして同年一月四日には、前記のものをまとめ 氏の『海南日記』をよんだ程度であったが、そのうちに「郷土研究」 態で勉強し、友人からかりた「民俗学」「旅と伝説」誌や、柳田国男 カッパのはなしもやりました。浜田さんはこれまで全く手さぐりの状 七日にはGK(NHK熊本放送局)から三○分の子供むけ放送として て、『天草民俗研究』と題してプリント印刷しています。翌年八月一 一日、十二日、十三日の九州新聞に、「天草民俗資料」の「河童雑記

のです。そのあと天草地方の方言を一千三百余りをあつめて解説し、 それを柳田国男氏に閲を乞うていますが、そのころから柳田氏との間 うととになります。 したものが、柳田国男氏の目にとまっているので、この少しまえとい なっていきました。「米倉法師」については、「旅と伝説」誌に投稿 の師弟関係が生れはじめて、浜田さんの民俗学研究も本格的なものと 民俗に興味をもって蒐集して歩いた。その結果、昭和七年六月一五日 浜田隆一さんは、大正十二年天草中学校赴任以来一○年間精力的に

誌や、「炉辺叢書」の出版をしり、本格的な資料蒐集を学んでいった

ています。とのとろから浜田さんは体調をくずしはじめて、同年九月 球麻の流れを前にした静かな山合いの風景はいかにも「民話の里」と には胸を病んで学校を休職しました。 **『日本民俗誌大系』の第二巻に再録され、貴重な資料となって残され** 小雨ふる晩秋の一日、友人と二人で浜田さんの生家を訪れました。 郷土研究社より『天草島民俗誌』を出版していますが、

> もありました。豪放らいらくな人で、テニスの選手でもあり、自分で りに浜田先生のことをおもい出して自分も大へんうれしいです」とい すむ人はなかった。土地の古老である小川氏をたづねると、「久しぶ 裟堂川のほとりにどっしりと構えた瓦家が残っていますが今はだれも いったことばにふさわしいところです。西部小学校の近くを流れる袈 た」、と語られる。お墓をたづねると、「お墓は弟さんが学校を退職し 計画したととは必ず実行に移される努力家で、人間味豊かな 方で し いながら、「浜田先生は坂本村では珍らしい大男で、一メートル八○ 田家のお骨も移されました」ということで残念なおもいでした。 て奥様の実家である和歌山に引揚げられましたので、その時一緒に浜

子の直毘は、父親と別れて五〇年になりますから、親のかおもおぼえ はなしでは、「妹(つき)は、昭和二四年に亡くなりました。一人息 で亡くなっています。浜田さんの名は、採取した「米倉法師」によっ ていないでしょう。」と語られた。 浜田さんは再起することなく、昭和九年七月一三日に三四才の若さ

八代在住の浜田さんの義姉(妻の姉)に当られる三牧ときさんのお

誌』は名著としてこれからも研究されるにちがいありません。 て、日本民話の歴史のなかに永久にのとるでしょうし、『天草島民俗

ハナタレ小僧さま——採取者·多田隈正己氏のこと—

百 田 淑 子

小さい、本当に小さい一人の小供をだいてあらわれ、「おじいさんが、 れている関川に薪を投げいれて、祈りつづけた。すると、よい心持ち さまがフーンと鼻をかむ音をさせると、願ったものが何でもでてき 毎日三度供えつづけた。そして願いごとをするたびに、ハナタレ小僧 は喜んで家へ帰り、ハナタレ小僧さまを神棚に坐らせ、エビナマスを とを忘れないように」といって川の底へかえっていった。おじいさん もかなえてくださる。けれど毎日三度かならずエビナマスを供えるこ おあづけになる。との方はハナタレ小僧さまといい、願いごとを何で になってきた。そして水の面に、今まで見たこともない美しい女が、 いた。ある日、薪が売れないので、橋の上まできたとき、橋の下を流 スを供えることがめんどうになった。ある日おじいさんはハナタレ小 正直でよく働くのを竜神さまがよろこんで、そのほうびにこの小供を 真弓という山のなかの小さな村里に一人のおじいさん が い た。 おじいさんは、 山で枯枝をひろいあつめ、関の町へ売りにいって、暮しをたてて わずかの間に長者になった。そのうちにエビナマ 毎

> の書に加えました」とある。 の書に加えました」とある。 の書に加えました」とある。 の書に加えました」の「ハナタレ小僧さま」は、とくに採取者の多田隈正己氏に乞うて、こ にの書に加える。 であるとして、「柳田国男氏を喜 と ば せ た、 一九二九年)に多田隈正己氏がはじめて発表したものである。 であるとして、「柳田国男氏を喜 と ば せ た、 にの書に加えました」とある。

柳田国男氏はその著『桃太郎の誕生』(一九三三年)のなかで、「ハ神田国男氏はその著『桃太郎の誕生』(一九三三年)のなかで、「和田国男氏はその著『桃太郎の誕生』(一九三三年)のなかで、「ハ神母レ小僧様が鼻ひ・鼻吸いをもって、金銀・米倉を出したり、なくけタレ小僧様が鼻ひ・鼻吸いをもって、金銀・米倉を出したり、なくけっている。「竜宮または地下の国へ出かけて、もらってきたことに様の説話は、私たちのいう隣の爺型よりは一つ古いかと思われる」と様の説話は、私たちのいう隣の爺型よりは一つ古いかと思われる」とにより、なくけっている。

話しておさめられているが、多田隈さんのことはなにも書かれていな作られている。このなかにも多田隈さんの「ハナタレ小僧さま」が再とであるという。『民話と伝説』という小冊子が南関公民館によってきであるという。『民話と伝説』という名前であるのはめずらしいこよって、ひろく知られるようになったが、「竜宮童子型」といわれ、よって、ひろく知られるようになったが、「竜宮童子型」といわれ、多田隈さんが採取した「ハナタレ小僧さま」が柳田国男氏の紹介に多田隈さんが採取した「ハナタレ小僧さま」が柳田国男氏の紹介に

りませんからお帰りください」といった。ハナタレ小僧さまはだまっ僧さまを神棚からおろして、「もうあなたさまにお願いすることがあ

はどこにもみえなかった。

くりしたおじいさんが外へとび出してみたが、ハナタレ小僧さまの姿派な家も倉もなくなって、もとのとおりのあばら屋にもどった。びって外へ出ていき、スーと鼻を吸う声がきこえたかと思うとたちまち立

区におられた)。多田隈さんは大牟田中学を卒業し、東京農業 大 学に で、現在、福岡県前原市に住んでおられる(訪問した時は福岡市中央 在学しているとき、柳田国男氏の講演を聞き、幼い頃に聞い てい た (ほかに「旅と伝説」二巻九号に「笛鹿の話」という一編を投稿され 「ハナタレ小僧さま」の話を、「嶺香生」のペンネームで 投 稿 し た 多田隈さんは、明治四○年(一九○七)五月二六日生まれの八○才

になります。」ということだった。 などみてまわり、あちこちのシャモジを集めました。福岡にきて四年 後、奈良に旅行にいっていましたが、とうとう七年間住みついて寺院 づれた柳田先生を一日中案内してまわったことがありまし た。 退 職 余念がない。「昭和十年頃県庁勤務中だったと思います。南関をおと 田国男氏に「シャモジ」を調べてみないかといわれ、今もその研究に 木精之、木村祐章、丸山学、能田太郎の諸氏と親交があった。なお柳 とを受けて南関郵便局長となり、昭和五○年に退職した。その間に荒 の後、農事試験場や県庁などの勤務を経て、南関町長となった父のあ 七年九月であるから半年ほど同動だったことになる。多田隈さんはそ 法師」の採取者である浜田隆一氏が天草中学校を休職したのが、昭和 在の天草高校)へ赴任して、二年のあいだ教職にあった。民話「米倉 った。農大を昭和六年に卒業し、七年三月に(旧制)天草中学校(現 ている)。これが柳田国男氏の目にとまり、家に出入りする ようにな

ず、仲々意に任せません。 た。しかし来て見ますと、年令には勝てず、諸方の見学も身体が動か の内も落着きましたので家内と一緒に再度関西地方 にやって 来まし 前原市に引越されたあと、次のような便りをいただいた。「一応家 ボツボツやるより無いと思っています。」

107

よかった!」と心から喜ばれる女の人に出会った。 あんないい人を落してはいけないと思って一生懸命応援しました。あ の憂き目にあって、南関を去られたのであった。「心のうつくしい人、 院にいかれたという話でしたが、息子さんのところに元気でおられて んなお二人が南関を出られたことは南関の損失です。奈良の方の養老

昭和五〇年の地方選挙のとき、多田隈さんは町長選に出馬し、落選

思ふ。ひょっとしたら郵便局長が今日ではもう唯一人の伝承者であっ には誰も知った人がなく、多分真弓にも伝承している人はないのかと 村から来た人であった。此の昔話は、自分の問うた限りでは、 母なる人から聞かれた話で、其の母人は隣村(同じ玉名郡内) いている。「町の郵便局長の多田隈氏が今日尚健在して居られる其の たかも知れぬ。而も局長は此の昔話の他には、殆ど一つも完全に記憶 能田太郎氏は「昔話研究」一巻五号(一九三五年)に次のように書 まだ他 の春富

は改訂版として角川文庫におさめられている。 の昔話』は一九四一年にも三国書房から出版されたし、一九六〇年に 話』(春陽堂「少年少女文庫」)のなかにもおさめられた。 九三〇年)のなかにおさめられた。また一九三四年刊の かですが」、という返事であった。 「ハナタレ小僧さま」は柳田国男著『日本の昔話集』 (アルス社 『日本の昔 との『日本

件は色々考えて見ましたが、何処から聞いた話か尚判然思い出せませ

このことを多田隈さんに問うたところ、「ハナタレ小僧様の採集の

ん、能田氏が書いて居られる家の女どもから聞いたことで無いのは確

して居られぬらしい。」

今年一一月二五日は『母権論』の著者J・J・バッハオーフェンの今年一一月二五日は『母権論』の著者J・J・バッハオーフェン墓参記』を刊行いたしました。その際、千葉大学の江守五夫をびでございます。六月には女性史双書第Ⅱとしまして、『バッハオーフェン墓参記』を刊行いたしました。その際、千葉大学の江守五夫教授が七月一三日号の「週刊読書人」に、私たちの趣旨をあますとと教授が七月一三日号の「週刊読書人」に、私たちの趣旨をあますとと教授が七月一三日号の「週刊読書人」に、私たちの趣旨をあますとの方なくお汲みとり下さいまして、あたたかいお気持のこもる書評をからなくお汲みとり下さいまして、あたたかいお気持のこもでで、『大学の本書記録』の著者J・J・バッハオーフェンの今年一一月二五日は『母権論』の著者J・J・バッハオーフェンの

「熊本日日新聞」七月二二日号には、布村一夫先生が『「母性」を

ル歴史博物館主催によるバッハオーフェン一○○年忌記念行事についいた』をよんで」(中山そみ)、(5「日本における『母権論』のう けいれ」(光永洋子)が掲載されました。そして窓編集部による「バーゼれ」(光永洋子)が掲載されました。そして窓編集部による「バーゼれ」(光永洋子)が掲載されました。そして窓編集部による「バーゼれ」(光永洋子)が掲載されました。そして窓編集部による「バーゼれ」(光永洋子)が掲載されました。そして窓編集部による「バーゼれ」(光永洋子)が掲載されました。そして窓編集部による「バーゼれ」(光永洋子)が掲載されました。そして窓編集部による「バーゼれ」(光永洋子)が掲載されました。そして窓編集部による「バーゼネー・フェンー○○年忌記念行事についれません。

おすすめします。 ますすめします。 で」では、九月二六日にバーゼルで行われる記念講演会の講演者と発 表題目が掲載されております。(この記念講演者たちによる諸論考が 表題目が掲載されております。(この記念講演者たちによる諸論考が もります)。なお『社会思想史の窓』連絡先は 〒33 浦和市本太二一二 あります)。なお『社会思想史の窓』連絡先は 〒33 浦和市本太二一二 あります)。なお『社会思想史の窓』連絡先は 〒33 浦和市本太二一二 本の目次を本集で紹介して こった、九月二六日にバーゼルで行われる記念講演会の講演者と発 で」では、九月二六日にバーゼルで行われる記念講演会の講演者と発

オーフェン墓参記』を刊行して」を書いておりますので御覧下さいます、八一五~一八八七)』も発行されました。そのときの模様を、シ(一八一五~一八八七)』も発行されました。そのときの模様を、シュミット・昌子さんからくわしく知らせてきました。何もかも興味深いことばかりですが、外国の学者の方たちが私たちの『墓参記』をまいことばかりですが、外国の学者の方たちが私たちの『墓参記』をまいことばかりですが、外国の学者の方ともが私たちの『墓参記』をまいことはがりですが、外国の学者の方ともが私たちの『墓参記』をまいことはがりますが、外国の学者の方にもが私たちの『墓参記』をまいておりますので御覧下さいます、「一八一五~一八八七)」を書いておりますので御覧下さいますが、「一八一五~一八八七)」を書いておりますので御覧下さいます。「一八一五~一八八七)」を書いておりますので御覧下さいます。「一八一五~一八八七)

女性史研究 第23集

特集 日本女性史のために (近代篇)

1987年12月1日 印刷 1987年12月1日 発行

女性史研究

第22集

頒価 1,000 円 (送料実費)

編集

家族史研究会

東京事務局

東京都中野区新井 4 -27-6 -801

165 Tel 東京 (03) 385—0147

振替口座・東 京 3-12894

熊本事務局

熊本市池田3-2-30

〒 860 Tel 熊本 (096) 354—6158

振替口座·熊 本 6-13171

家族史研究会熊本事務局

共同体社

(中性紙を使っています)

